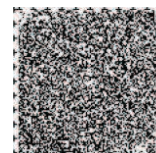
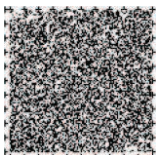


障害者計画・第7期障害福祉計画
・第3期障害児福祉計画







計画策定の趣旨について

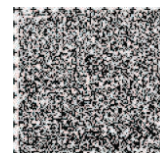
1 計画策定の趣旨・背景

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障がい福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながらともに支え合う共生社会の実現が求められています。

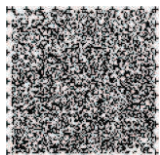
国においては、平成28（2016）年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、同時に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されるなど、平成26（2014）年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の着実な実現に向け各種法整備が進められてきました。

その後も、障がい者に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5（2023）年には「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重し、障がいをもつ人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁の除去することを基本理念とした取組が進められています。

さらに、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められており、我が国においてもSDGsの実現に向けて、官民ともに取り組んでいます。障がい福祉施策を推進するに当たっても、SDGsを意識し、社会における様々な主体と連携して取り組みます。そうしたことを通じて、本人の自己決定の尊重に基づく支援を原則とし、障がいのある人々の人格と個性が尊重され、その最善の利益が実現される差別のない社会を目指します。



小金井市（以下「本市」という。）では、「障害者計画」や「障害福祉計画」の策定を通じて、障がい福祉の推進を図り、平成30（2018）年3月に「小金井市障害者計画」、令和3（2021）年3月に「第6期小金井市障害福祉計画」を策定し、各種の施策に取り組んでまいりました。これらの計画期間が令和5年度をもって終了することから、計画の理念である「障がいのある人もない人もそれぞれが尊厳あるひとりの小金井市民として自立し、住み慣れた地域でともに支え合いながら、安心して暮らしていける共生都市・小金井の実現」を念頭に、次期計画である「小金井市障害者計画・第7期小金井市障害福祉計画・第3期小金井市障害児福祉計画」を策定し、本市における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。



2 国の障害者施策の流れ

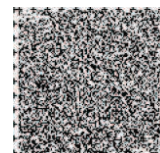
(1) 障害者計画にかかる動向

障害者施策は、昭和45（1970）年に「心身障害者対策基本法」によって、基本的な法律が成立しました。その後、「国際障害者年」（昭和56（1981）年）等の国際的な動きを経て、昭和57（1982）年に国内では障害者施策に関して初めての本格的な長期計画である「障害者対策に関する長期計画」を策定、平成5（1993）年にはその後継計画として「障害者対策に関する新長期計画」が策定されるなど、障害者施策の推進が図られてきました。

そうした中で、「心身障害者対策基本法」は平成5（1993）年に「障害者基本法」として、障害者の自立と社会参加の促進、精神障害者を障害者の範囲に加えるなど大きく改正され、平成15（2003）年度には「障害者基本法」に基づき「障害者基本計画」が策定されました。「障害者基本計画」は、平成24（2012）年度までの10年間を計画期間として、障害の有無に関わらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」とすることが掲げられ、障害のある方々が活動し、社会に参加する力の向上を図るとともに、福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進など、自立に向けた地域基盤の整備に取り組んできました。「障害者基本法」は平成16（2004）年に改正され、各自治体における『障害者計画』の策定義務化等が規定されました。

平成15（2003）年から、身体障害、知的障害児・者の福祉制度は、市町村がサービス内容を決定する従来の「措置制度」に変わって、「支援費制度」が導入され、利用者自らがサービスを選択できるようになりました。平成17（2005）年10月には、安定した財源確保のもと、公平で利用者本位に立った支援制度を確立し、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、「障害者自立支援法」が成立しました。これにより、『障害福祉計画』の策定も各自治体に義務づけられました。

平成23（2011）年には、「障害者基本法」が防災・防犯、消費者としての障害者の保護を加えるなど一部修正される中、「障害者自立支援法」が廃止され、難病等を障害者の定義に加えること、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護と地域移行支援の利用対象の拡大、「障害支援区分」への見直しなどを主な内容とした「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が平成24（2012）年に新たに制定されました。



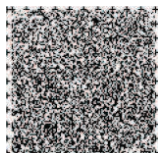
また、平成30（2018）年には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（改正障害者総合支援法）」が施行され、自立生活援助や就労定着支援、共生型サービスの創設等とともに、近年増加している医療的ケア児への支援体制の整備等、障害児支援のニーズの多様化へきめ細かな対応を図るため、『障害児福祉計画』の策定が各自治体に義務づけられました。

（2）近年の障害者に関するその他の法整備

障害者の人権や権利に関しては、虐待を受けた障害者の保護や、養護者に対する支援の措置等を定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24（2012）年に施行されました。また、差別の解消を推進し、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」が平成25（2013）年に制定されるなど、関係する国内法の整備が進み、我が国では、平成26（2014）年に障害者の人権や基本的自由の享有を確保する障害者に関する国際条約である「障害者権利条約」を批准しました。その後、平成28（2016）年4月には、障害者差別解消法が施行され、差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止（民間事業者は努力義務）等が盛り込まれました。

障害者の雇用・就労に関しては、平成25（2013）年に、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るための「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行されました。また、同年、雇用分野の障害者差別を禁止するための措置等を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法）」が改正されました。

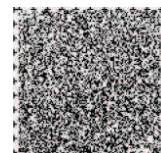
障害の特性に応じた様々な法整備も進んでおり、平成27（2015）年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病に関する医療や施策の基本的指針が定められました。また、平成28（2016）年には「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法）」が成立し、発達障害の疑いがある場合の支援や、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援等、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正が行われました。



平成30（2018）年に2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図るため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（改正バリアフリー法）」が施行されました。また、障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進することを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

そして、令和3（2021）年5月には、「障害者差別解消法」の施行後3年の見直しの検討が行われ、「合理的配慮の不提供の禁止」において、民間事業者の努力義務が法的義務になることなどを定める「改正障害者差別解消法」が施行されました。

令和4（2022）年5月には、全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得及び利用、円滑な意思疎通が重要であることに鑑み、その推進をもって、障害の有無にかかわらず共生する社会の実現に資することを目的として「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されました。また、令和4（2022）年9月には、障害者権利条約の実施状況について初めての建設的対話が実施され、国連障害者権利委員会から日本政府へ勧告（総括所見）が出されました。さらに、令和4（2022）年12月には、障害者総合支援法の改正案が可決され、障害や難病をもつ方の地域生活や就労の支援を強化として、障害者の多様な就労ニーズに応じた支援として「就労選択支援」が追加されました。



3 計画の位置付け

(1) 計画の性格

「小金井市障害者計画・第7期小金井市障害福祉計画・第3期小金井市障害児福祉計画」(以下「本計画」という。)は、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の3計画を一体的に策定したものです。

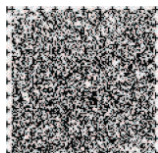
「障害者計画」は本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体・事業者及び市が活動を行う際の指針となるものです。

「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、本市における障害福祉サービス及び障害児支援等の利用状況を踏まえた、必要とされるサービス供給見込量の試算を行い、提供体制の確保をするための方策を定める計画となります。

(2) 根拠法令

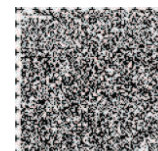
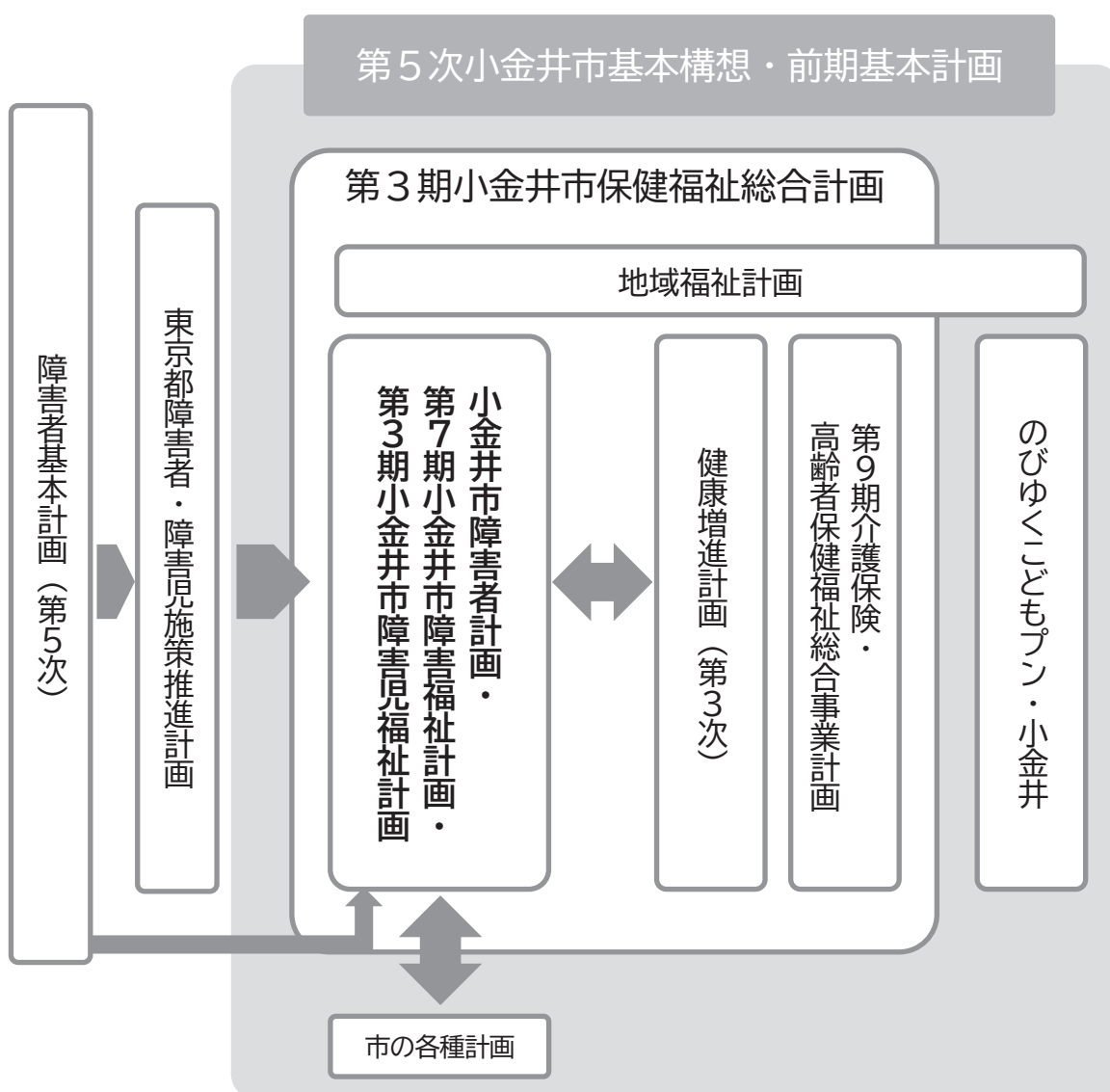
「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は違う法律に基づくもので、規定すべき内容はそれぞれ異なります。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法第11条第3項	障害者総合支援法第88条第1項	児童福祉法第33条の20第1項
国	障害者基本計画(第5次) (令和5(2023)年度～令和9(2027)年度)	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針 (都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す)	
東京都	東京都障害者・障害児施策推進計画(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)		
小金井市	小金井市障害者計画・第7期小金井市障害福祉計画・第3期小金井市障害児福祉計画		



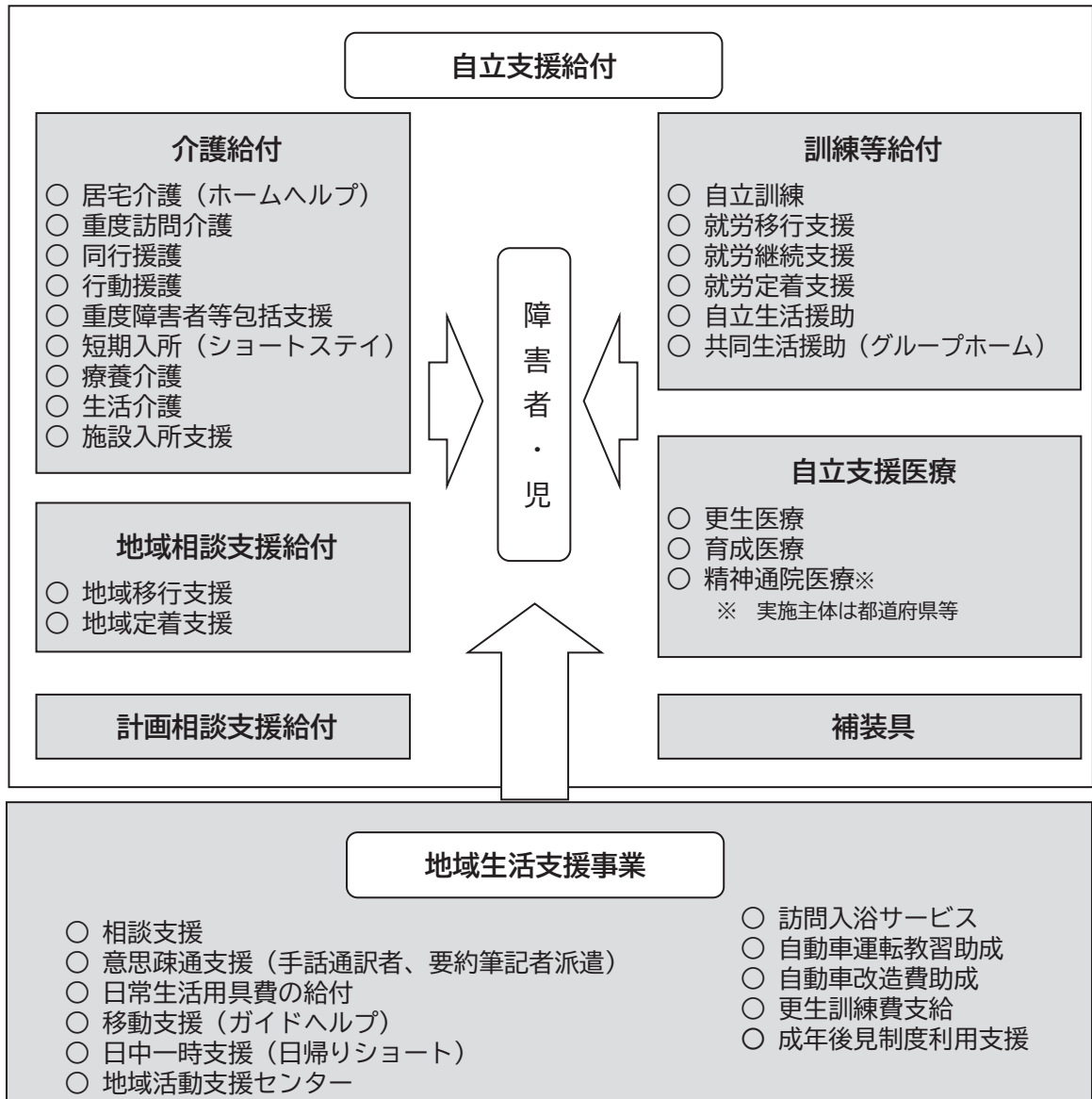
(3) 関連計画

本計画は、市の最上位計画である「第5次小金井市基本構想・前期基本計画」の個別部門計画として位置付けられます。本計画では、本市が「第3期小金井市保健福祉総合計画」として一体的に策定している「地域福祉計画」、「健康増進計画」、「介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画」や、関連計画である「のびゆくこどもプラン・小金井」等の各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び東京都が策定した上位計画・関連計画も踏まえつつ、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

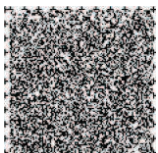
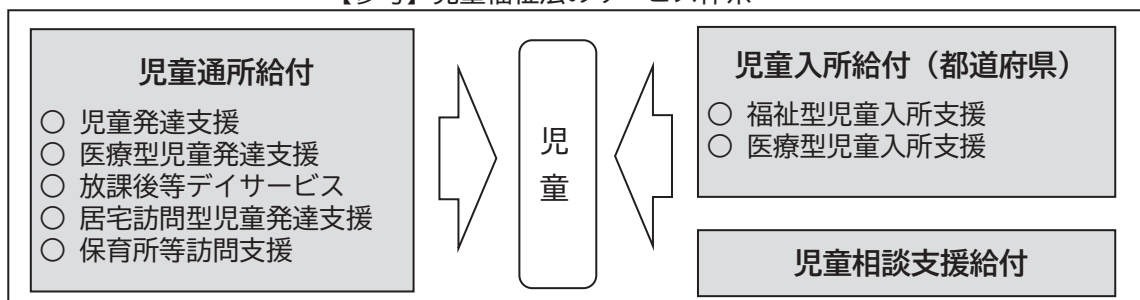


障害福祉計画及び障害児福祉計画では、障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業並びに児童福祉法の各サービスの実施目標を設定します。サービス体系は下記のとおりです。

【参考】障害者総合支援法のサービス体系



【参考】児童福祉法のサービス体系



4 計画の期間

今回策定する「小金井市障害者計画」は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を計画の期間とします。また、「第7期小金井市障害福祉計画」及び「第3期小金井市障害児福祉計画」は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画の期間とします。

区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
障害者計画				障害者計画					
障害児福祉計画・ 障害福祉計画		第6期障害福祉計画		第7期障害福祉計画			第8期障害福祉計画		
		第2期障害児福祉計画		第3期障害児福祉計画			第4期障害児福祉計画		

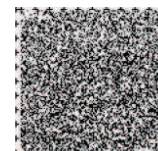
5 計画の策定体制

(1) 計画策定の体制

障がい福祉に関する団体・障がい福祉サービス事業者・関係機関の代表者、及び学識経験者等で組織する「小金井市地域自立支援協議会」を開催し、計画策定に関して有益な意見を採り入れながら、計画を策定しました。

(2) 計画策定への市民参加

本計画の策定にあたって、障がい者等のニーズや生活状況等を把握するため、障害者手帳所持者及び関係団体等へのアンケート調査、パブリックコメントを実施しました。





第2章 市の現状と課題

1 統計資料から

(1) 身体障がい者

本市における身体障がい者（児）の数（身体障害者手帳所持者数）は、令和4（2022）年4月1日現在で2,558人、このうち18歳未満が73人となっています。

平成29（2017）年度から令和4（2022）年度までの推移をみると、身体障がい者（児）は横ばい傾向にあります。

障がいの等級別の推移をみると、最も多いのは1級で、令和4（2022）年には853人となっています。次いで多いのは4級で、令和4（2022）年には663人となっています。

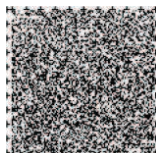
障がい別・等級別の推移をみると、いずれの年も肢体不自由が多いですが、減少傾向にあります。

身体障害者手帳 年齢別・身体障がい者数（手帳所持者数）の推移

単位：人

身体障がい者	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
18歳未満	70	72	70	70	73	73
18歳～64歳	747	727	720	724	716	725
65歳以上	1,744	1,757	1,767	1,773	1,752	1,760
合計	2,561	2,556	2,557	2,567	2,541	2,558

資料：庁内資料(各年4月1日)



身体障害者手帳 等級別・身体障がい者数（手帳所持者数）の推移

単位：人

身体障がい者	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
1級	899	894	880	879	860	853
2級	333	332	336	333	340	343
3級	420	420	411	409	397	394
4級	610	612	625	640	644	663
5級	142	146	154	153	144	141
6級	157	152	151	153	156	164
合計	2,561	2,556	2,557	2,567	2,541	2,558

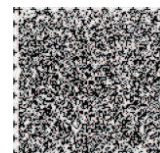
資料：庁内資料(各年4月1日)

身体障害者手帳 障がい別・等級別手帳所持者数の推移

単位：人

身体障がい者	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
視覚障がい等	175	176	178	182	190	193	
聴覚障がい等	262	262	268	271	268	273	
音声言語又はそしゃく機能障がい	35	37	34	33	29	31	
肢体不自由	1,250	1,225	1,203	1,188	1,142	1,128	
内部機能障がい	呼吸器機能障がい	31	37	35	30	32	32
	腎臓機能障がい	190	196	198	196	197	200
	心臓機能障がい	466	471	488	503	507	513
	ぼうこう又は直腸機能障がい	112	118	119	121	128	143
	小腸機能障がい	2	2	3	5	4	4
	免疫機能障がい	30	26	26	32	39	36
	肝臓機能障がい	8	6	5	6	5	5
	小計	839	856	874	893	912	933
合計	2,561	2,556	2,557	2,567	2,541	2,558	

資料：庁内資料(各年4月1日)



(2) 知的障がい者

本市における知的障がい者（児）の数（愛の手帳所持者数）は、令和4（2022）年4月1日現在で674人となっており、このうち18歳未満は201人、18歳以上は473人となっています。

平成29（2017）年度から令和4（2022）年度までの推移をみると、知的障がい者（児）は毎年度増加傾向にあります。

障がいの等級別では、いずれの年も「4度」が最も多くなっています。

愛の手帳 年齢別・知的障がい者数（手帳所持者数）の推移

単位：人

知的障がい者	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
18歳未満	170	176	176	189	196	201
18歳～64歳	393	409	416	414	417	432
65歳以上	36	36	38	41	42	41
合計	599	621	630	644	655	674

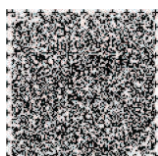
資料：庁内資料(各年4月1日)

愛の手帳 等級別・知的障がい者数（手帳所持者数）の推移

単位：人

知的障がい者	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
1度	19	19	17	17	16	16
2度	165	169	179	183	185	186
3度	137	137	133	141	149	151
4度	278	296	301	303	305	321
合計	599	621	630	644	655	674

資料：庁内資料(各年4月1日)



(3) 精神障がい者

本市における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和4（2022）年4月1日現在、1,057人です。このうち18歳～64歳が902人となっています。

手帳の等級別では、「2級」が最も多くなっており、平成29（2017）年度から令和4（2022）年度までの推移をみると、増加傾向となっています。

なお、発達障がい者や高次脳機能障がい者も、精神障がいの範囲に含まれ、障がい者手帳を所持しているか否かにかかわらず障害者自立支援法に基づく給付の対象となっています。

精神障害者保健福祉手帳 年齢別・精神障がい者数（手帳所持者数）の推移

単位：人

精神障がい者	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
18歳未満	8	9	10	21	21	29
18歳～64歳	632	713	784	818	816	877
65歳以上	128	132	139	135	128	131
合計	768	854	933	974	965	1,037

資料：庁内資料(各年4月1日)

精神障害者保健福祉手帳 等級別・精神障がい者数（手帳所持者数）の推移

単位：人

精神障がい者	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
1級	57	55	68	69	63	72
2級	408	460	496	506	487	511
3級	303	339	369	399	415	454
合計	768	854	933	974	965	1,037

資料：庁内資料(各年4月1日)

精神保健分野においては、平成18（2006）年度の障害者自立支援法施行に伴い、それまでの「通院医療費公費負担制度」から「自立支援医療（精神通院）」へ制度が移行しました。申請数者は、令和4（2022）年度には2,206人となっています。

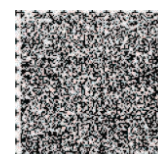
自立支援医療（精神通院）申請者数の推移

単位：人

精神障がい者	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
申請者数	1,772	1,885	1,969	2,018	1,354	2,206

※令和3（2021）年については、前年度に新型コロナウイルス感染症の影響に伴う有効期間1年間延長の措置がされたため、申請者数が減少

資料：庁内資料(各年4月1日)



(4) 難病患者について

平成23(2011)年8月に障害者基本法が改正され、さらに平成25(2013)年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行されたことにより、障がい者の範囲に「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」として難病患者(特殊疾病患者)が加えられました。

また、平成27(2015)年1月1日に施行された「難病の患者に対する医療費等に関する法律」で国における指定難病の対象疾病が拡大され、令和3(2021)年1月1日現在では、指定難病は338疾病に拡大されています。

東京都においては、国における指定難病の他、東京都単独の対象疾病8疾病、特定疾患治療研究事業対象疾病2疾病及び特殊医療費助成対象疾病2疾病(いずれも令和5(2023)年4月1日現在)なども含め、医療費を助成しています。

難病等医療費助成申請者数の推移

単位：人

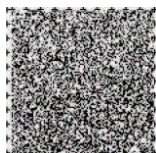
難病患者等	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
申請者数	1,522	1,539	1,600	1,651	882	1,803

※令和3(2021)年については、前年度に新型コロナウイルス感染症の影響に伴う有効期間1年間延長の措置がされたため、申請者数が減少

資料：庁内資料(各年4月1日)

(5) 他の障がいについて

治療法が確立されておらず、日常生活に多くの困難や課題を抱える病気があったとしても、「障がい者」とは認められず支援を受けられない方もいる現状があります。



2 アンケート調査結果からみた現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

「小金井市保健福祉総合計画」の中の障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画改定のための調査です。

② 調査対象

当事者：各種障害者手帳保持者、難病医療対象者、小児慢性特定疾病対象者、自立支援医療（精神通院医療）対象者

関係団体：障害者関係団体23団体

事業所：障害福祉関係事業所55事業所

一般市民：市内在住の18歳以上の市民2,000人

③ 調査期間

令和4（2022）年12月～令和5（2023）年1月

④ 調査方法

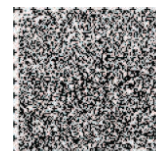
郵送配付・郵送回収及びインターネット回答

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
当事者	6,390通	3,106通	48.6%
関係団体	23通	15通	65.2%
事業所	55通	39通	70.9%
一般市民	2,000通	636通	31.8%

⑥ 調査結果の表示方法

- ・回答は百分率（%）で示しておりますが、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。
- ・グラフ以外の表は、最も高い割合のものに網かけをしています。



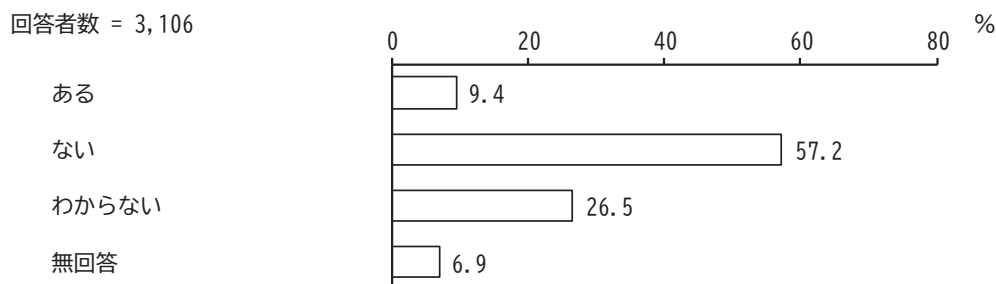
(2) 調査の結果

(2) - 1 当事者調査

① 地域社会について

ア 「これは差別している」「差別された」と感じた経験

「ない」の割合が57.2%と最も高く、次いで「わからない」の割合が26.5%となっています。



資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より

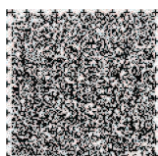
【障がい種別】

障がい種別にみると、他に比べ、愛の手帳所持者で「わからない」の割合が、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者で「ない」の割合が高くなっています。

単位：%

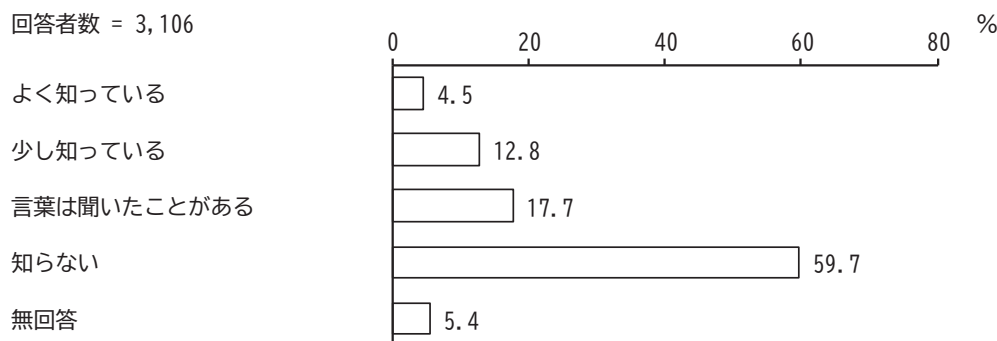
区分	回答者数 (件)	ある	ない	わからない	無回答
全 体	3, 1 0 6	9. 4	57. 2	26. 5	6. 9
身体障害者手帳所持者	1, 2 4 5	5. 5	64. 0	23. 0	7. 6
愛の手帳所持者	2 6 7	22. 5	28. 8	41. 6	7. 1
精神障害者保健福祉手帳 所持者	2 0 9	16. 7	45. 9	30. 1	7. 2
その他	8 3 5	13. 5	52. 6	29. 8	4. 1

資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より



イ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されたこと

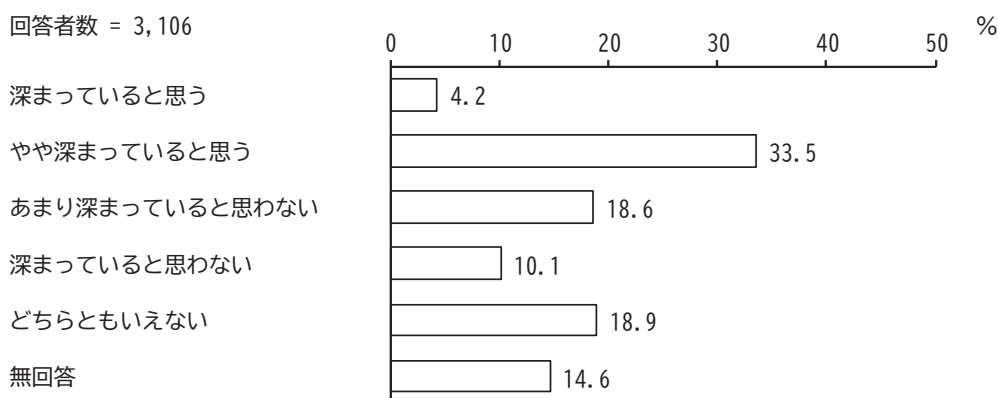
「知らない」の割合が59.7%と最も高く、次いで「言葉は聞いたことがある」の割合が17.7%、「少し知っている」の割合が12.8%となっています。



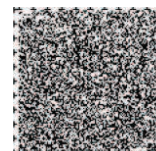
資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より

ウ 地域活動や就職などの社会参加

「やや深まっていると思う」の割合が33.5%と最も高く、次いで「どちらともいえない」の割合が18.9%、「あまり深まっていると思わない」の割合が18.6%となっています。



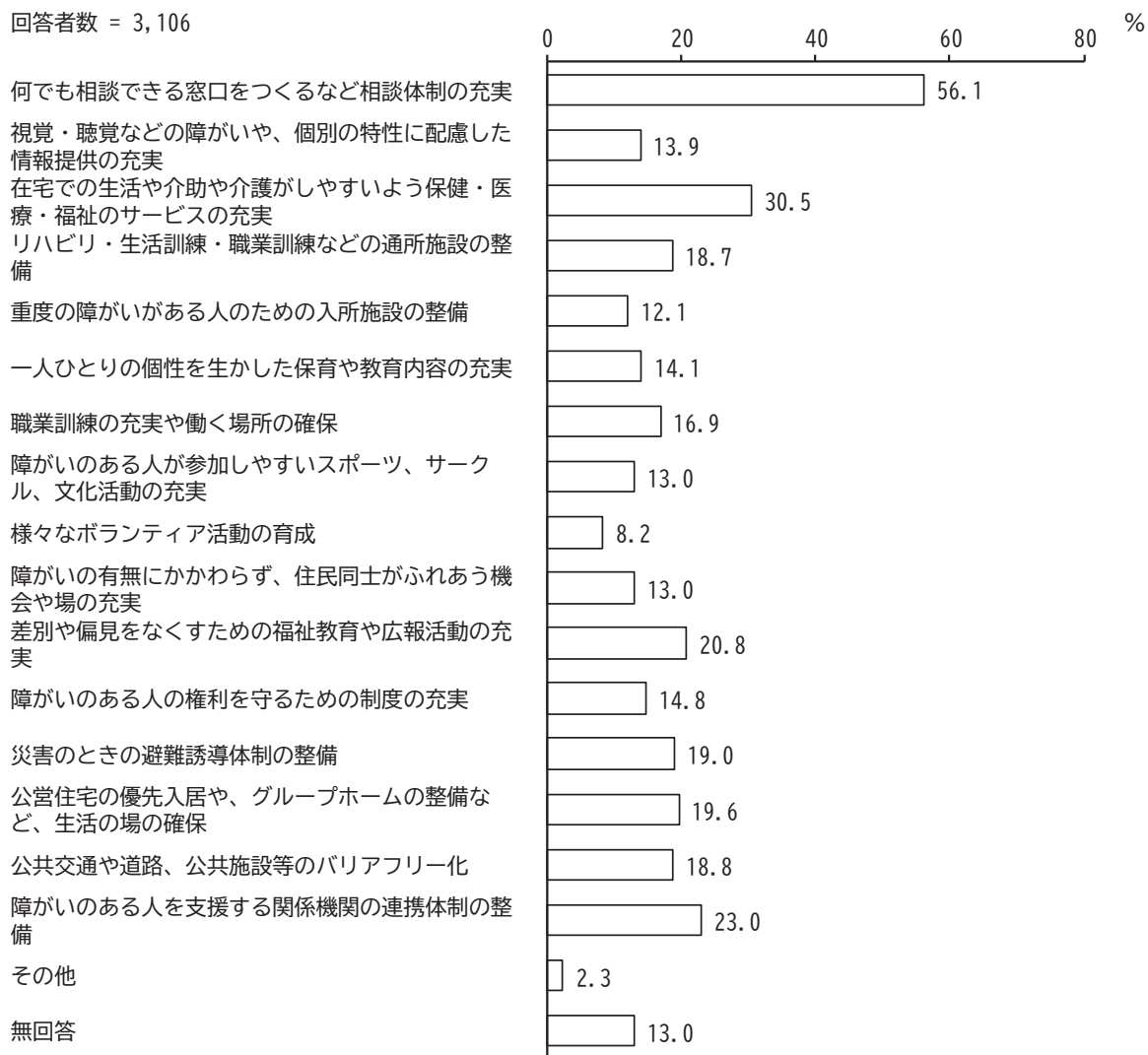
資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より



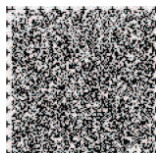
エ 暮らしよいまちづくり

「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」の割合が56.1%と最も高く、次いで「在宅での生活や介助や介護がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」の割合が30.5%、「障がいのある人を支援する関係機関の連携体制の整備」の割合が23.0%となっています。

回答者数 = 3,106

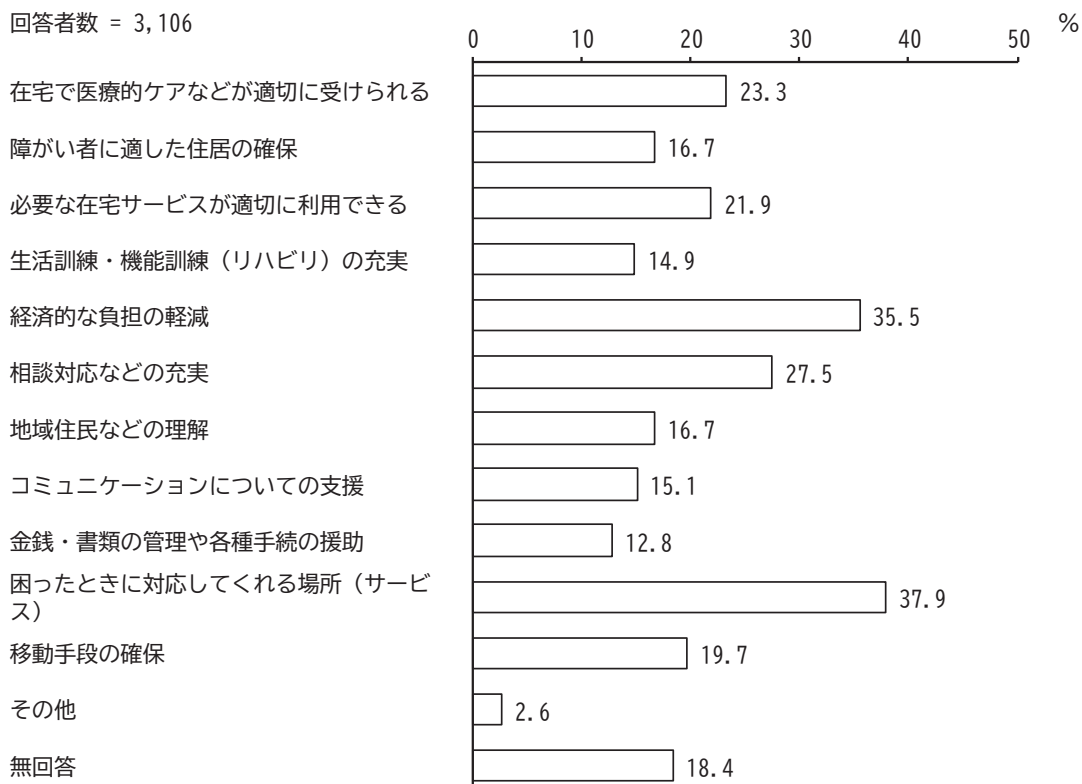


資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より

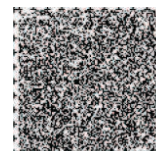


オ 地域で生活するために必要な支援

「困ったときに対応してくれる場所（サービス）」の割合が37.9%と最も高く、次いで「経済的な負担の軽減」の割合が35.5%、「相談対応などの充実」の割合が27.5%となっています。



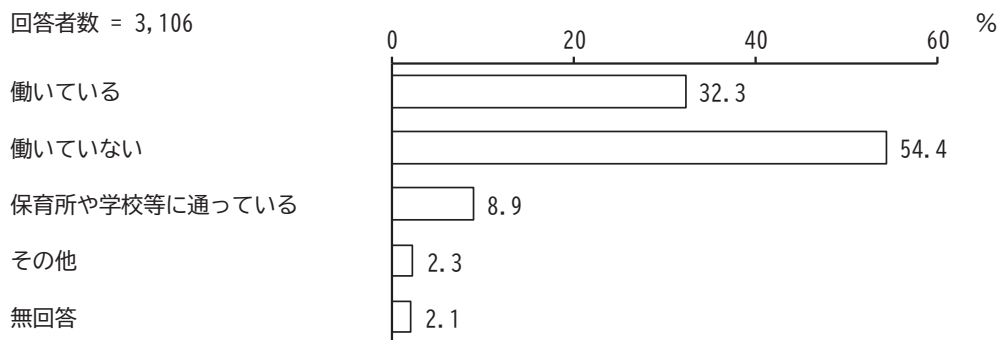
資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より



② 収入や仕事について

ア 現在の就労状況

「働いていない」の割合が54.4%と最も高く、次いで「働いている」の割合が32.3%となっています。



資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より

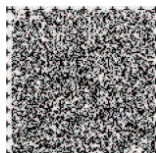
【障がい種別】

障がい種別にみると、他に比べ、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者で「働いている」の割合が高くなっています。

単位：%

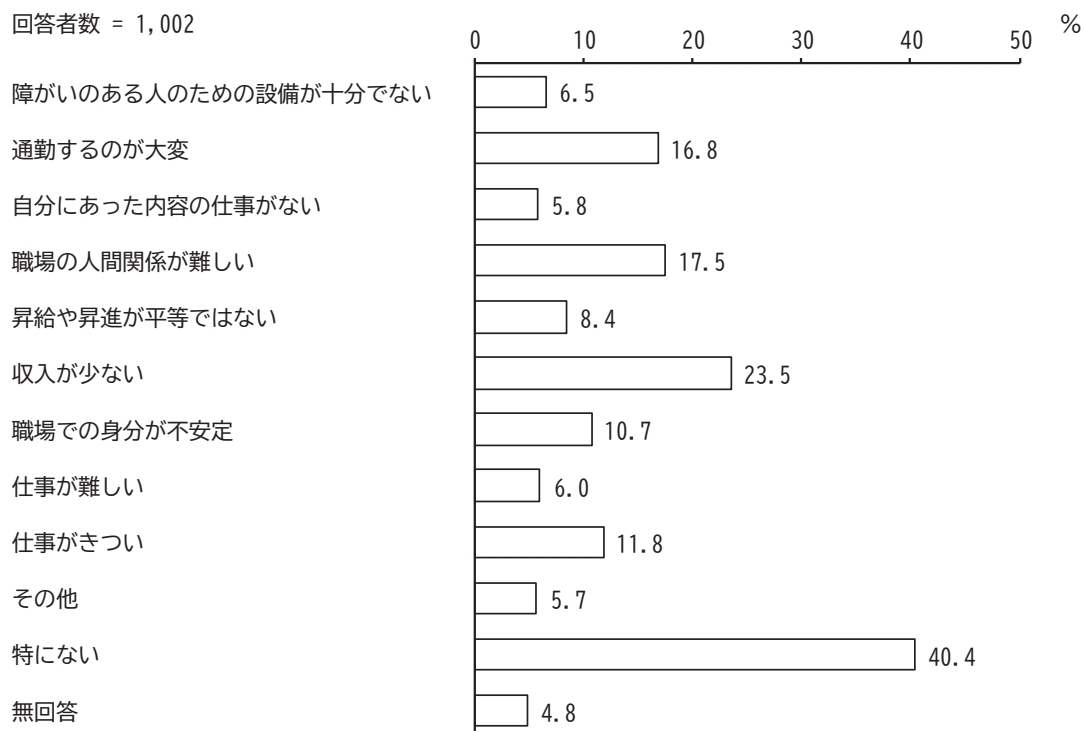
区分	回答者数(件)	働いている	働いていない	保育所や学校等に通っている	その他	無回答
全体	3,106	32.3	54.4	8.9	2.3	2.1
身体障害者手帳所持者	1,245	23.3	70.8	2.0	1.8	2.1
愛の手帳所持者	267	42.3	23.2	28.5	3.7	2.2
精神障害者保健福祉手帳所持者	209	40.7	47.4	6.7	3.8	1.4
その他	835	36.9	45.0	13.9	2.6	1.6

資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より

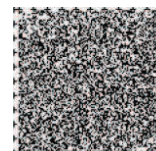


イ 仕事をするうえでの不安や不満

「特にない」の割合が40.4%と最も高くなっていますが、「収入が少ない」の割合が23.5%、「職場の人間関係が難しい」の割合が17.5%となっています。

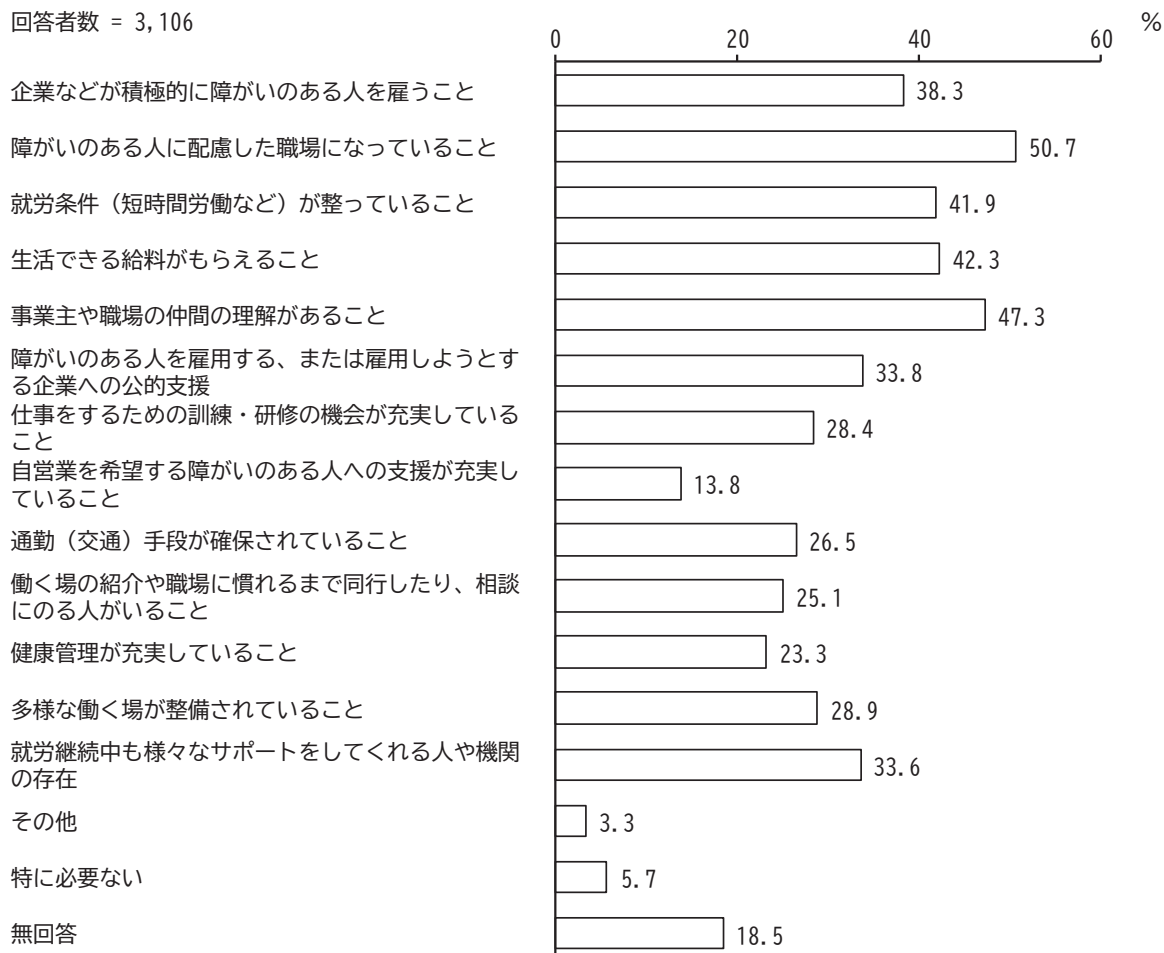


資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より

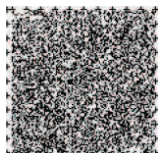


ウ 障がいのある人が働くために必要なこと

「障がいのある人に配慮した職場になっていること」の割合が50.7%と最も高く、次いで「事業主や職場の仲間の理解があること」の割合が47.3%、「生活できる給料がもらえること」の割合が42.3%となっています。



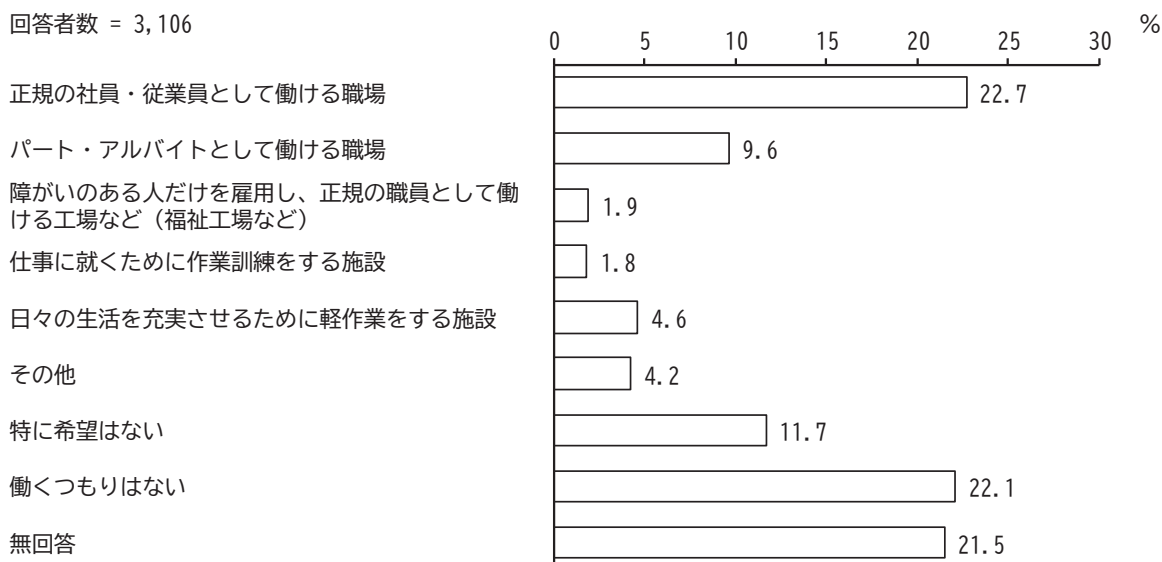
資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より



エ 今後、「働く場」として希望するところ

「正規の社員・従業員として働ける職場」の割合が22.7%と最も高く、次いで「働くつもりはない」の割合が22.1%、「特に希望はない」の割合が11.7%となっています。

回答者数 = 3,106



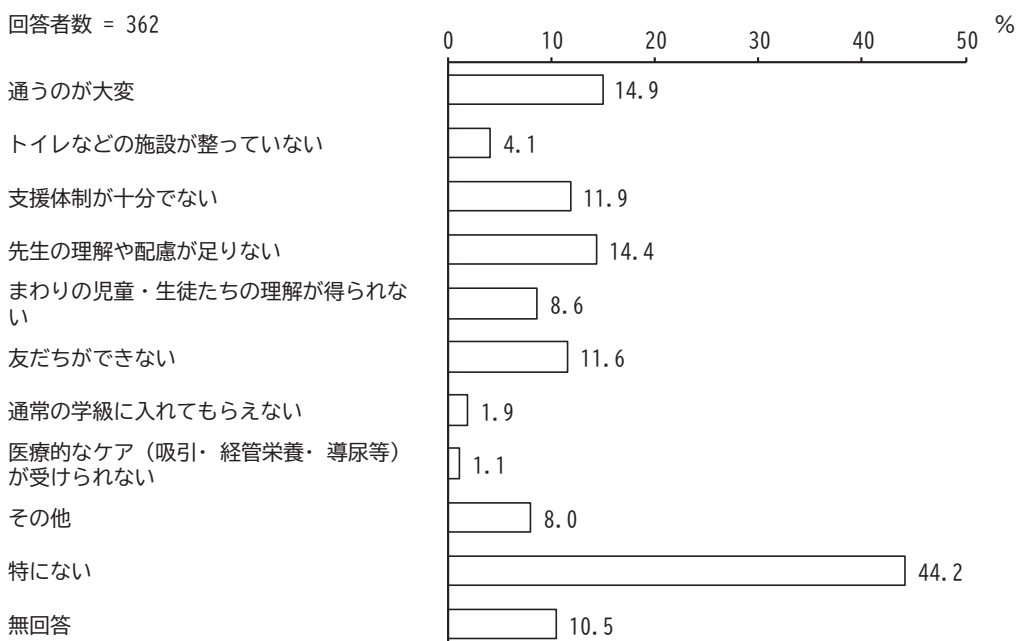
資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より

③ 保育・教育について

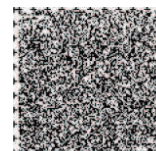
ア 幼稚園・保育所・学校などに通っていて困っていること

「特にない」の割合が44.2%と最も高くなっていますが、「通うのが大変」の割合が14.9%、「先生の理解や配慮が足りない」の割合が14.4%となっています。

回答者数 = 362

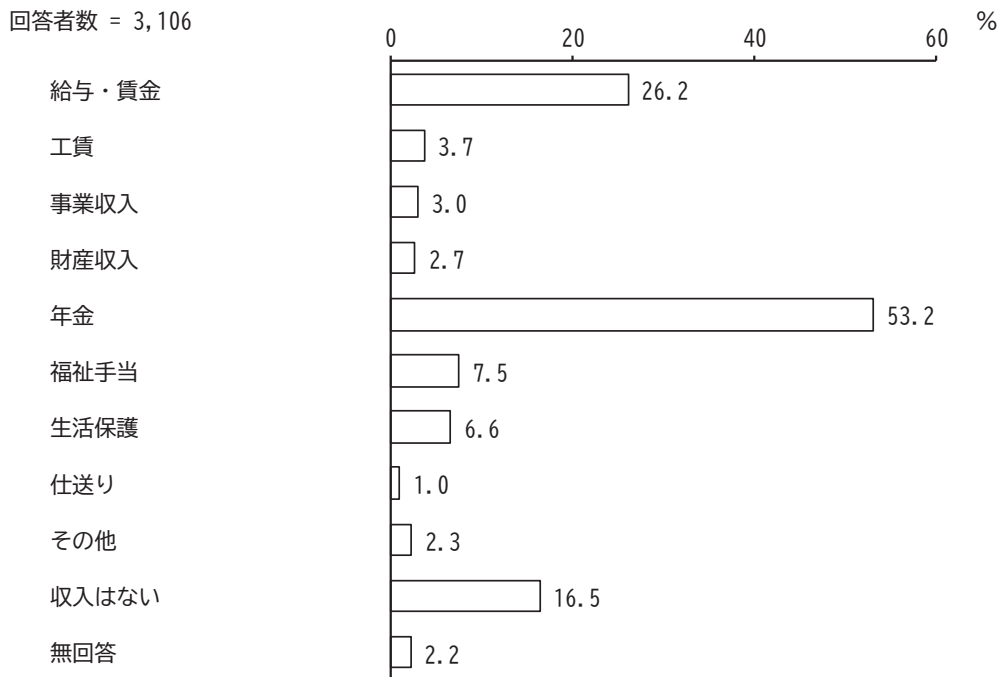


資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より



イ 収入源

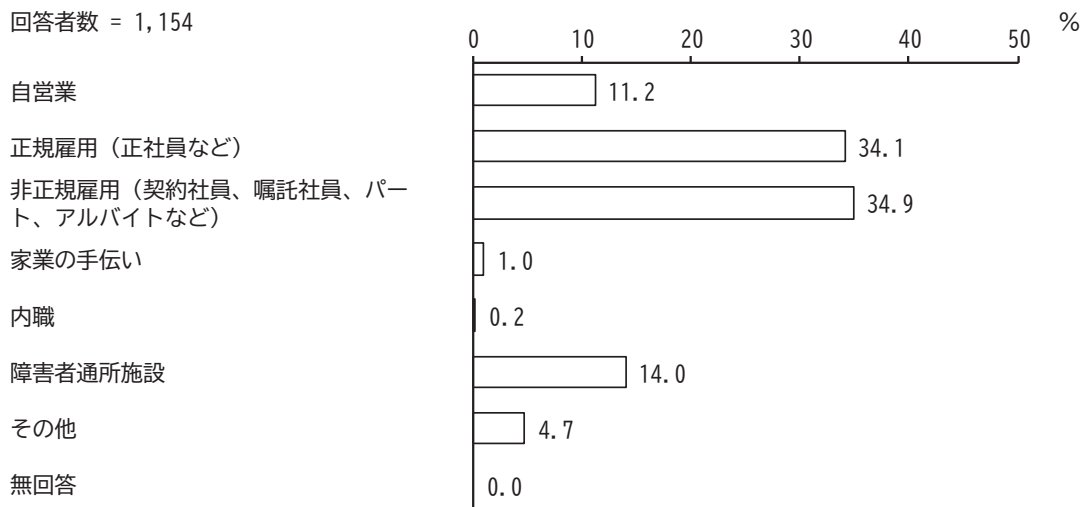
「年金」の割合が53.2%と最も高く、次いで「給与・賃金」の割合が26.2%、「収入はない」の割合が16.5%となっています。



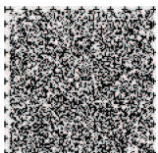
資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より

ウ お勤めの形態や場所

「非正規雇用（契約社員、嘱託社員、パート、アルバイトなど）」の割合が34.9%と最も高く、次いで「正規雇用（正社員など）」の割合が34.1%、「障害者通所施設」の割合が14.0%となっています。

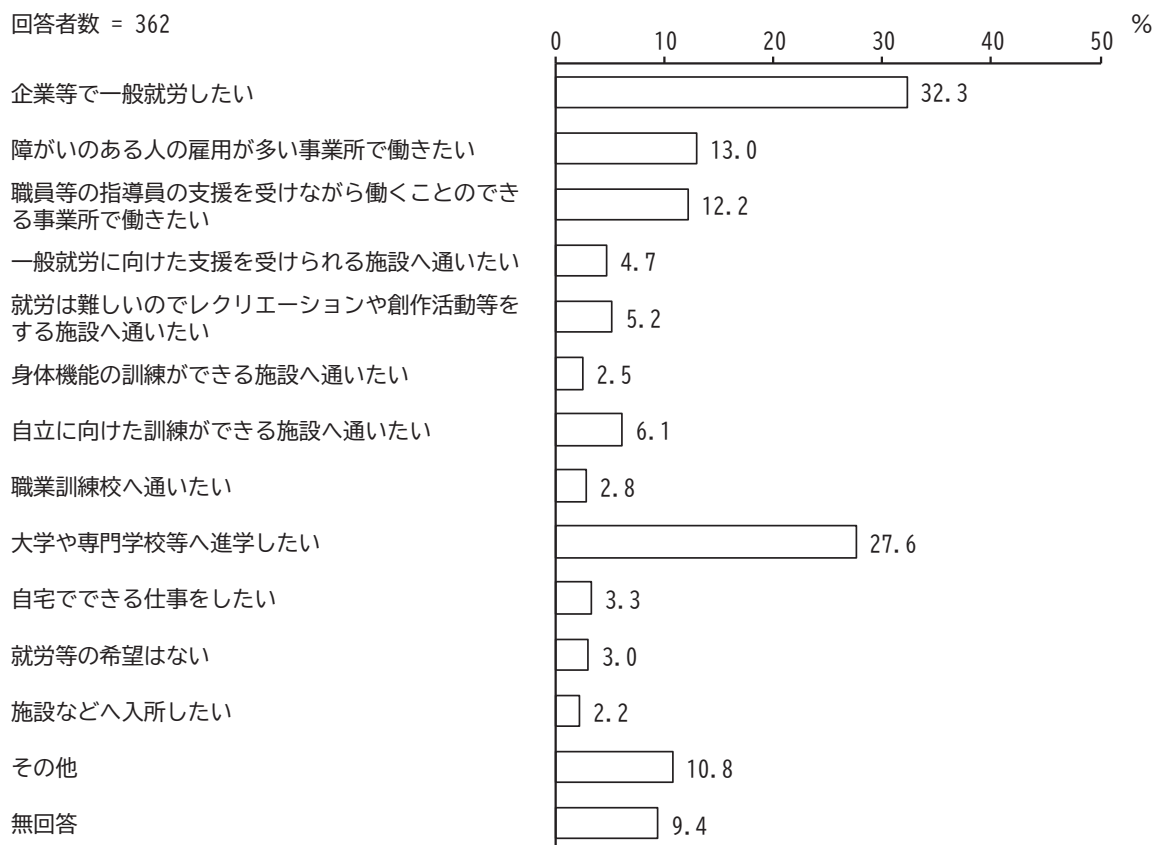


資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より

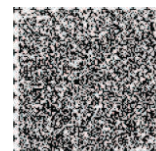


エ 今後希望する進路

「企業等で一般就労したい」の割合が32.3%と最も高く、次いで「大学や専門学校等へ進学したい」の割合が27.6%、「障がいのある人の雇用が多い事業所で働きたい」の割合が13.0%となっています。



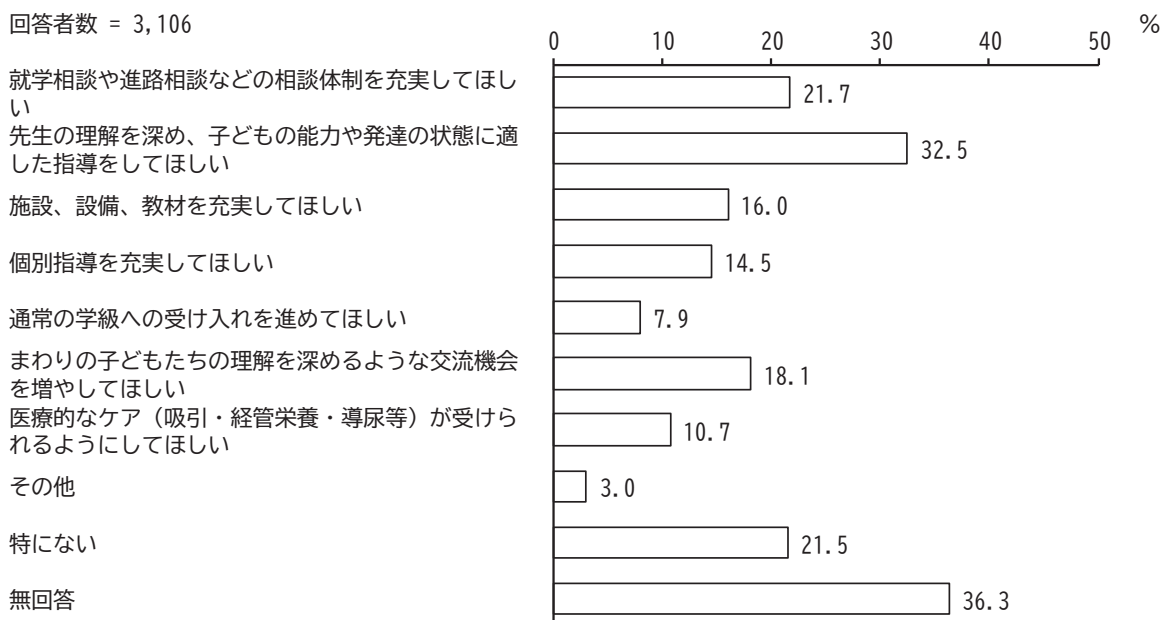
資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より



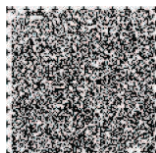
オ 幼稚園・保育所・学校に望むこと

「先生の理解を深め、子どもの能力や発達の状態に適した指導をしてほしい」の割合が32.5%と最も高く、次いで「就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」の割合が21.7%、「特にない」の割合が21.5%となっています。

回答者数 = 3,106



資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より

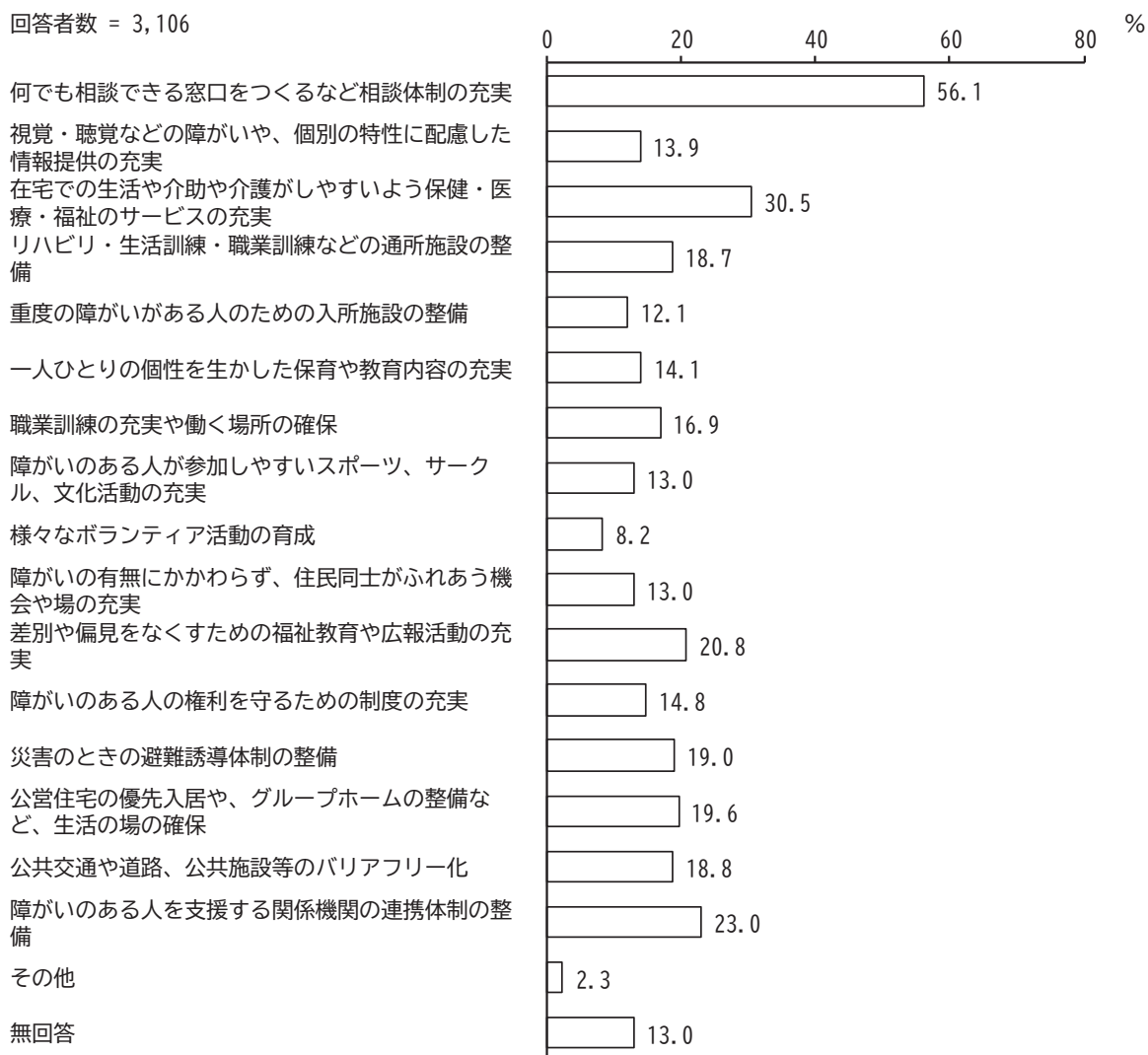


④ 今後の暮らし方や障がい福祉施策全般について

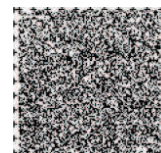
ア 障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのために必要なこと

「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」の割合が56.1%と最も高く、次いで「在宅での生活や介助や介護がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」の割合が30.5%、「障がいのある人を支援する関係機関の連携体制の整備」の割合が23.0%となっています。

回答者数 = 3,106



資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より



【障がい種別】

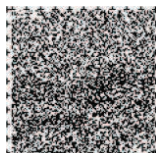
障がい種別にみると、他に比べ、愛の手帳所持者で「公営住宅の優先入居や、グループホームの整備など、生活の場の確保」「障がいのある人を支援する関係機関の連携体制の整備」「重度の障がいがある人のための入所施設の整備」の割合が、精神障害者保健福祉手帳所持者で「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」「障がいのある人の権利を守るための制度の充実」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数(件)	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実	視覚・聴覚などの障がいや、個別の特性に配慮した情報提供の充実	在宅での生活や介助や介護がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実	通所施設の整備	リハビリ・生活訓練・職業訓練などの設の整備	重度の障がいがある人のための入所施設の整備	一人ひとりの個性を生かした保育や教育内容の充実	職業訓練の充実や働く場所の確保	障がいのある人が参加しやすいスポーツ、サークル、文化活動の充実	様々なボランティア活動の育成
全体	3,106	56.1	13.9	30.5	18.7	12.1	14.1	16.9	13.0	8.2	
身体障害者手帳所持者	1,245	53.0	17.2	36.1	19.3	13.3	6.7	9.2	13.1	7.6	
愛の手帳所持者	267	50.6	9.0	22.8	16.1	23.6	17.2	23.6	22.5	10.1	
精神障害者保健福祉手帳所持者	209	58.4	11.5	18.2	12.4	5.7	13.9	24.9	12.0	4.8	
その他	835	61.8	12.1	23.8	18.7	9.3	23.1	25.1	12.8	7.7	

区分	障がいのある人が無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実	差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実	障がいのある人の権利を守るための制度の充実	災害のときの避難誘導体制の整備	公営住宅の優先入居や、グループホームの整備など、生活の場の確保	公共交通や道路、公共施設等のバリアフリー化	障がいのある人を支援する関係機関の連携体制の整備	その他	無回答
全体	13.0	20.8	14.8	19.0	19.6	18.8	23.0	2.3	13.0
身体障害者手帳所持者	15.3	14.5	11.8	23.5	16.1	23.9	19.9	1.9	14.7
愛の手帳所持者	9.7	24.3	19.5	15.7	35.6	6.4	36.3	3.4	9.4
精神障害者保健福祉手帳所持者	11.5	29.7	25.4	10.5	22.5	8.6	33.5	2.9	15.8
その他	12.5	26.7	18.2	15.1	20.8	12.6	24.1	3.1	9.8

資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より

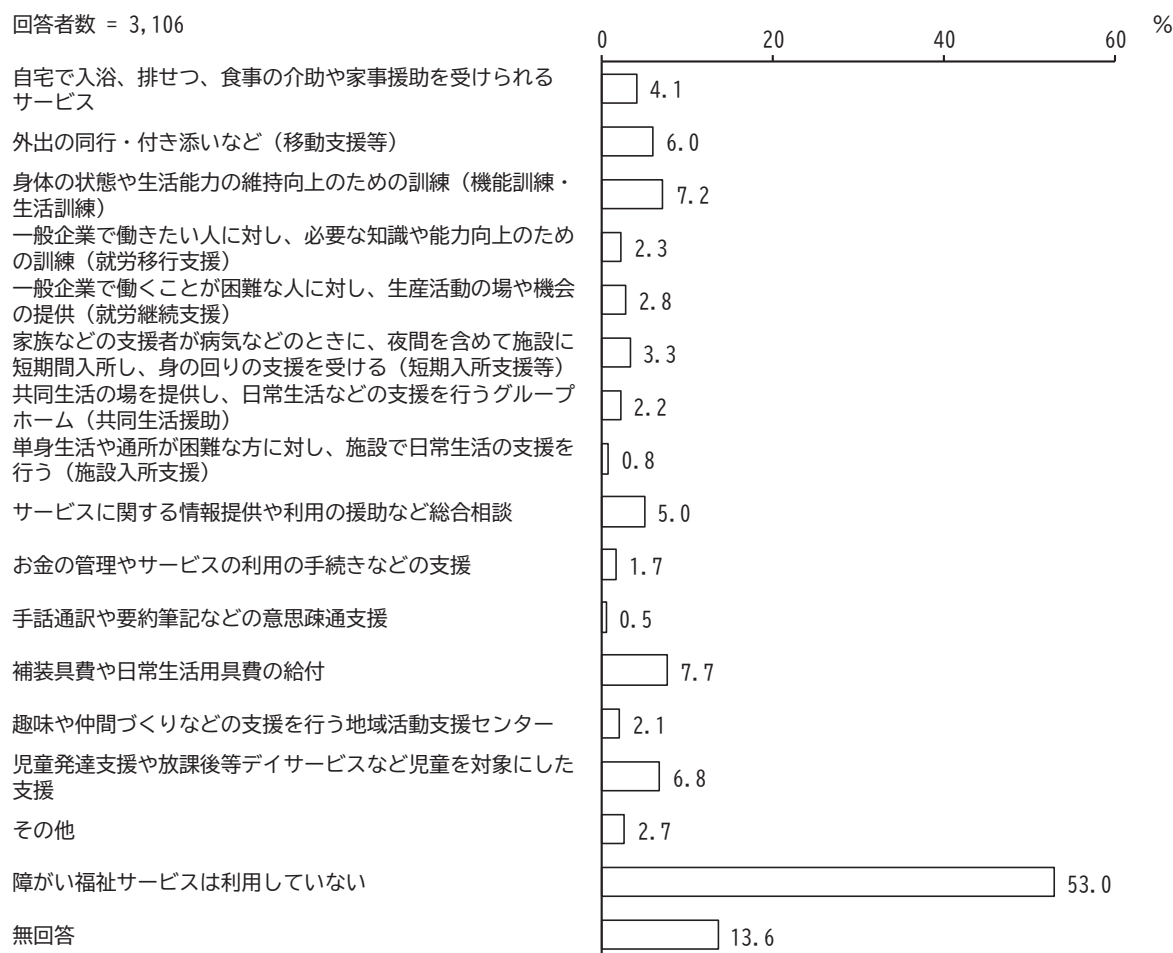


⑤ 保険福祉サービスの利用状況について

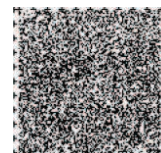
ア 障がい福祉サービスの利用有無

「障がい福祉サービスは利用していない」の割合が53.0%と最も高くなっています。

回答者数 = 3,106

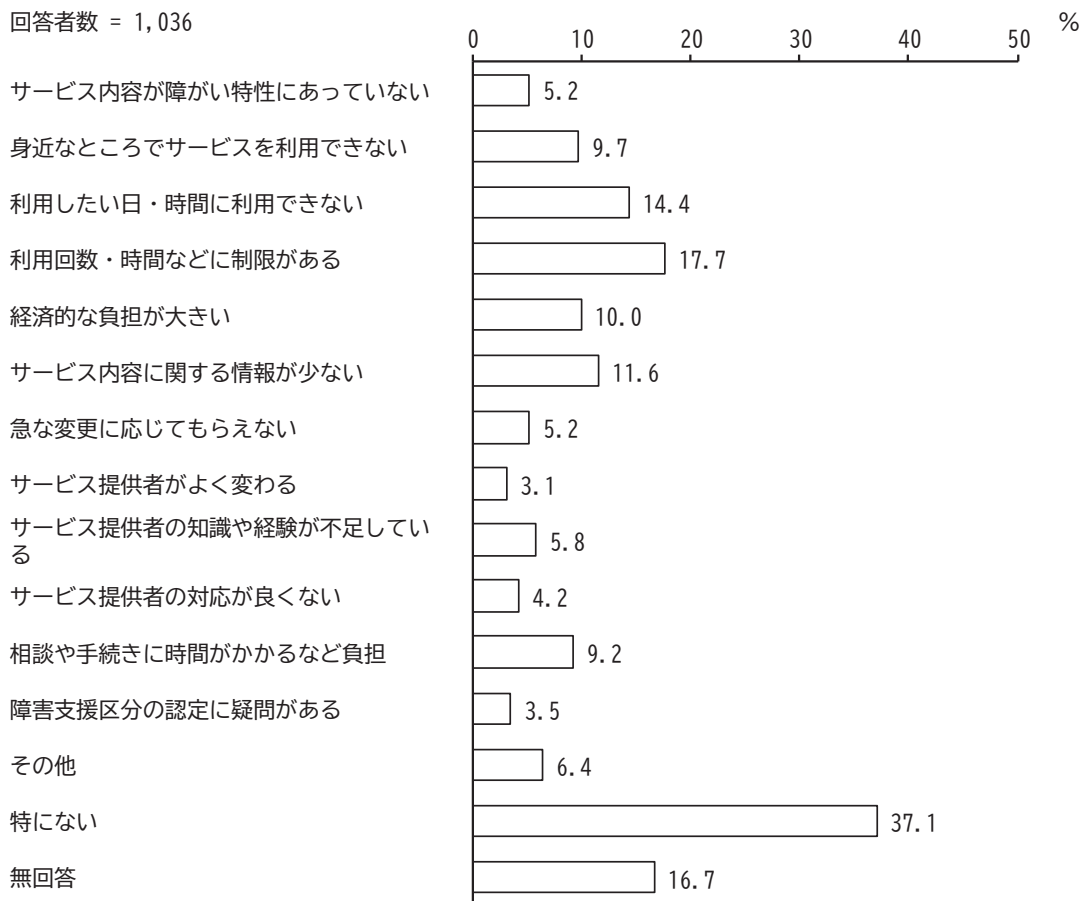


資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より

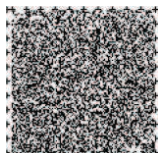


イ 障がい福祉サービスについて不足、不満に思うこと

「特にない」の割合が37.1%と最も高くなっていますが、「利用回数・時間などに制限がある」の割合が17.7%、「利用したい日・時間に利用できない」の割合が14.4%となっています。



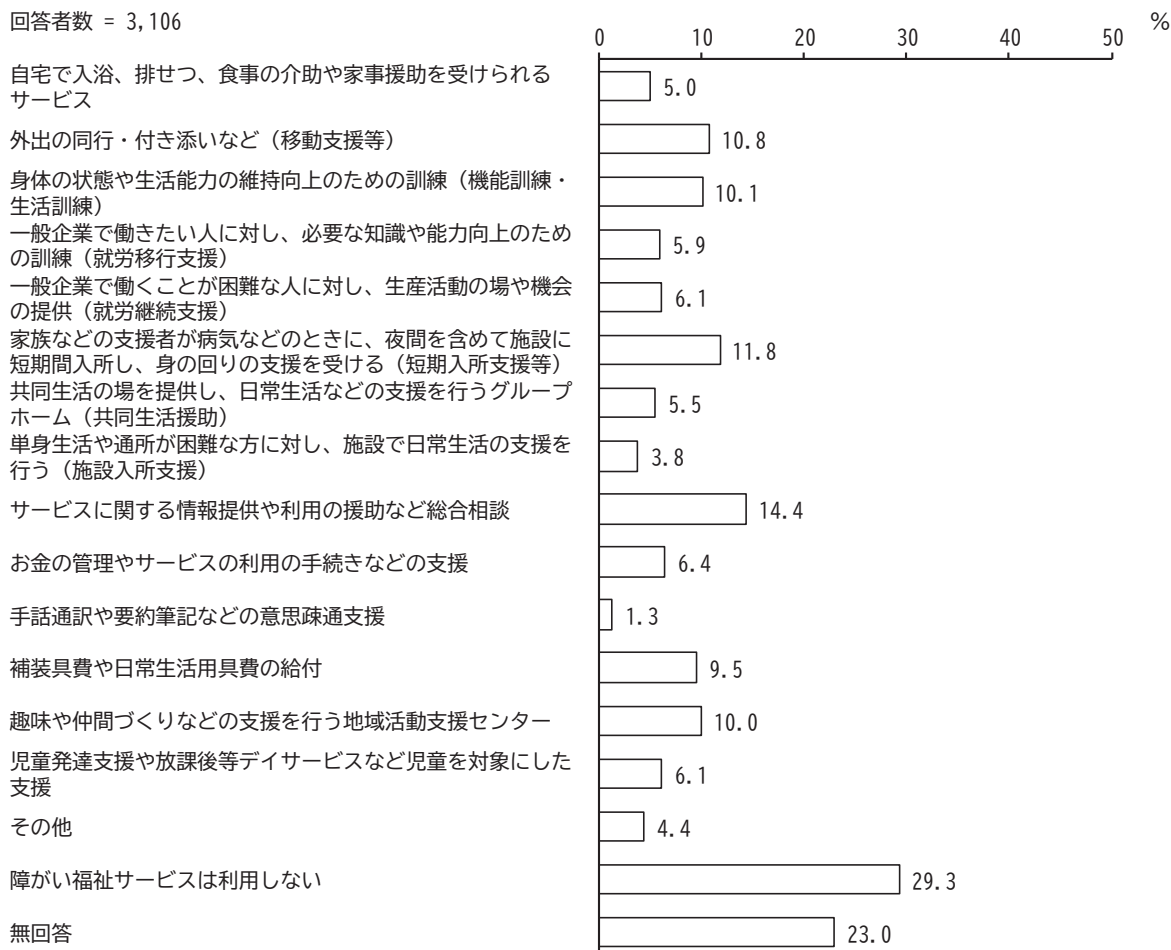
資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より



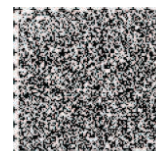
ウ 新たに利用したい・利用し続けたい障がい福祉サービス

「障がい福祉サービスは利用しない」の割合が29.3%と最も高く、次いで「サービスに関する情報提供や利用の援助など総合相談」の割合が14.4%、「家族などの支援者が病気などのときに、夜間を含めて施設に短期間入所し、身の回りの支援を受ける（短期入所支援等）」の割合が11.8%となっています。

回答者数 = 3,106

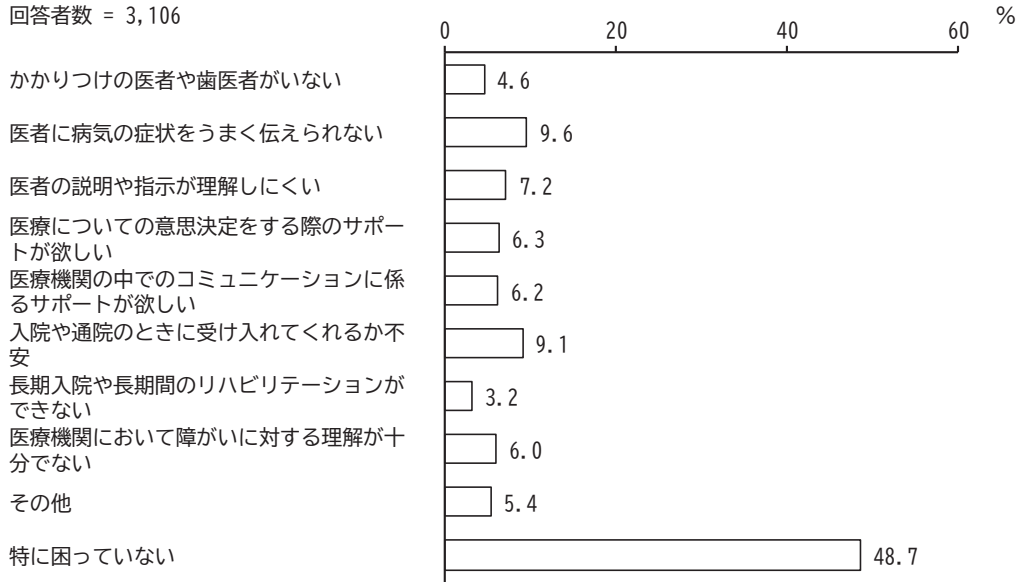


資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より



エ 医療機関について、困っていること

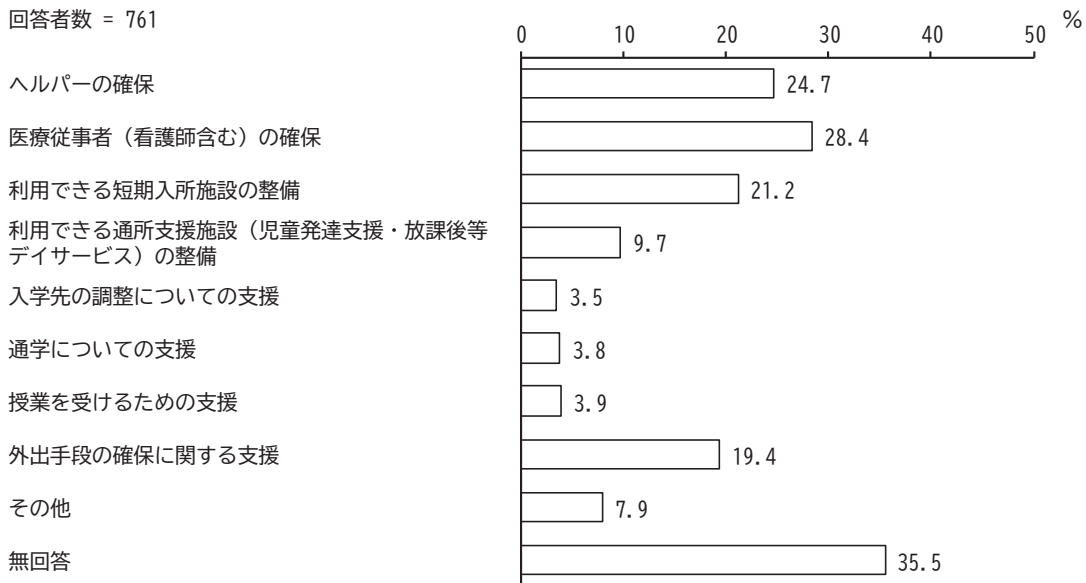
「特に困っていない」の割合が48.7%と最も高くなっていますが、「医者に病気の症状をうまく伝えられない」の割合が9.6%、「入院や通院のときに受け入れてくれるか不安」の割合が9.1%となっています。



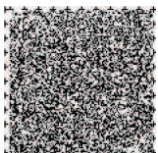
資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より

オ 医療的ケアに関して、どのような支援の充実が必要か

「医療従事者（看護師含む）の確保」の割合が28.4%と最も高く、次いで「ヘルパーの確保」の割合が24.7%、「利用できる短期入所施設の整備」の割合が21.2%となっています。

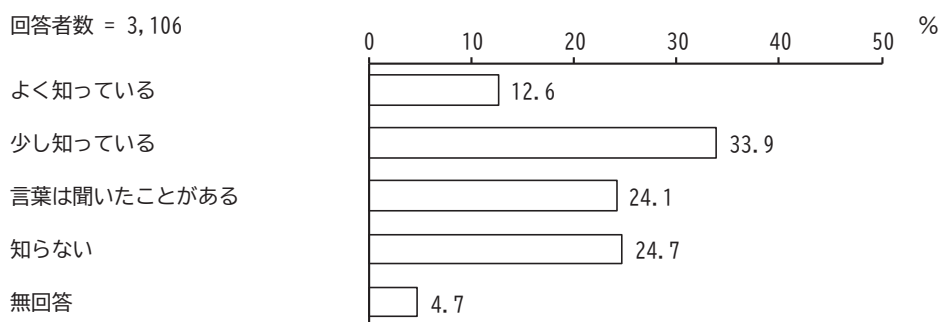


資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より



カ 成年後見制度の認知度

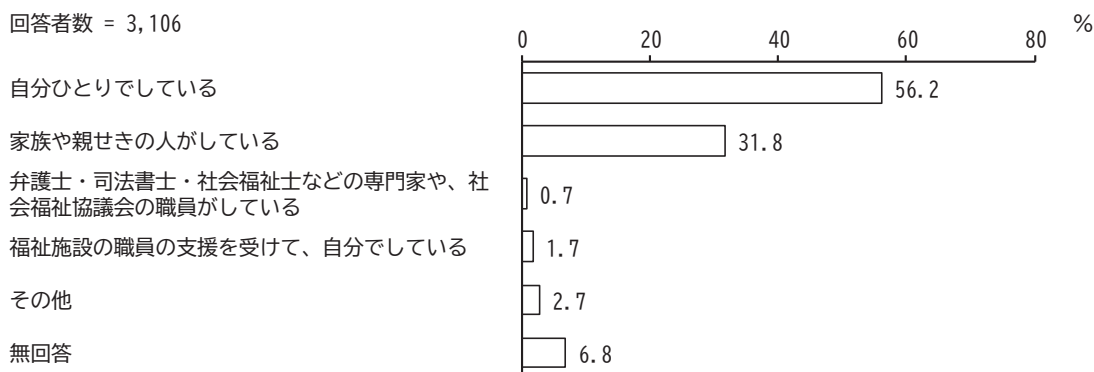
「少し知っている」の割合が33.9%と最も高く、次いで「知らない」の割合が24.7%、「言葉は聞いたことがある」の割合が24.1%となっています。



資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より

キ お金の管理や福祉サービス利用や商品購入のための契約対応

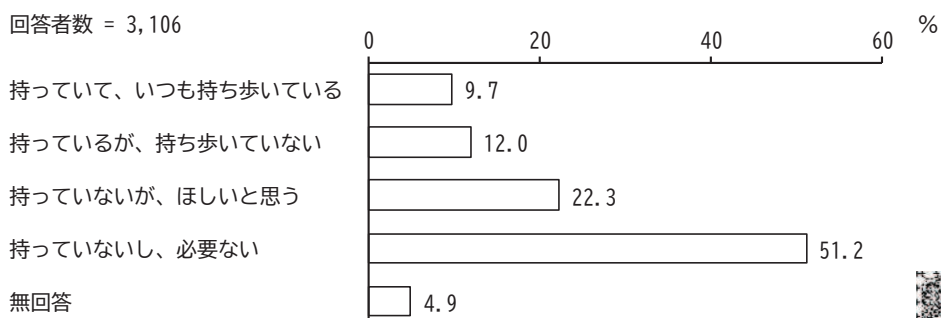
「自分ひとりでしている」の割合が56.2%と最も高く、次いで「家族や親せきの人がしている」の割合が31.8%となっています。



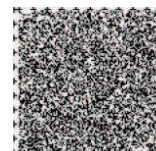
資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より

ク ヘルプカードの有無

「持っていないし、必要ない」の割合が51.2%と最も高く、次いで「持っていないが、ほしいと思う」の割合が22.3%、「持っているが、持ち歩いていない」の割合が12.0%となっています。

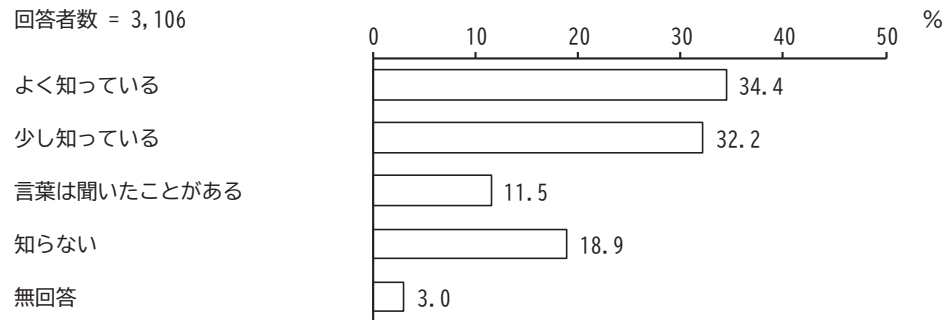


資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より



ケ ヘルプマークの認知度

「よく知っている」の割合が34.4%と最も高く、次いで「少し知っている」の割合が32.2%、「知らない」の割合が18.9%となっています。

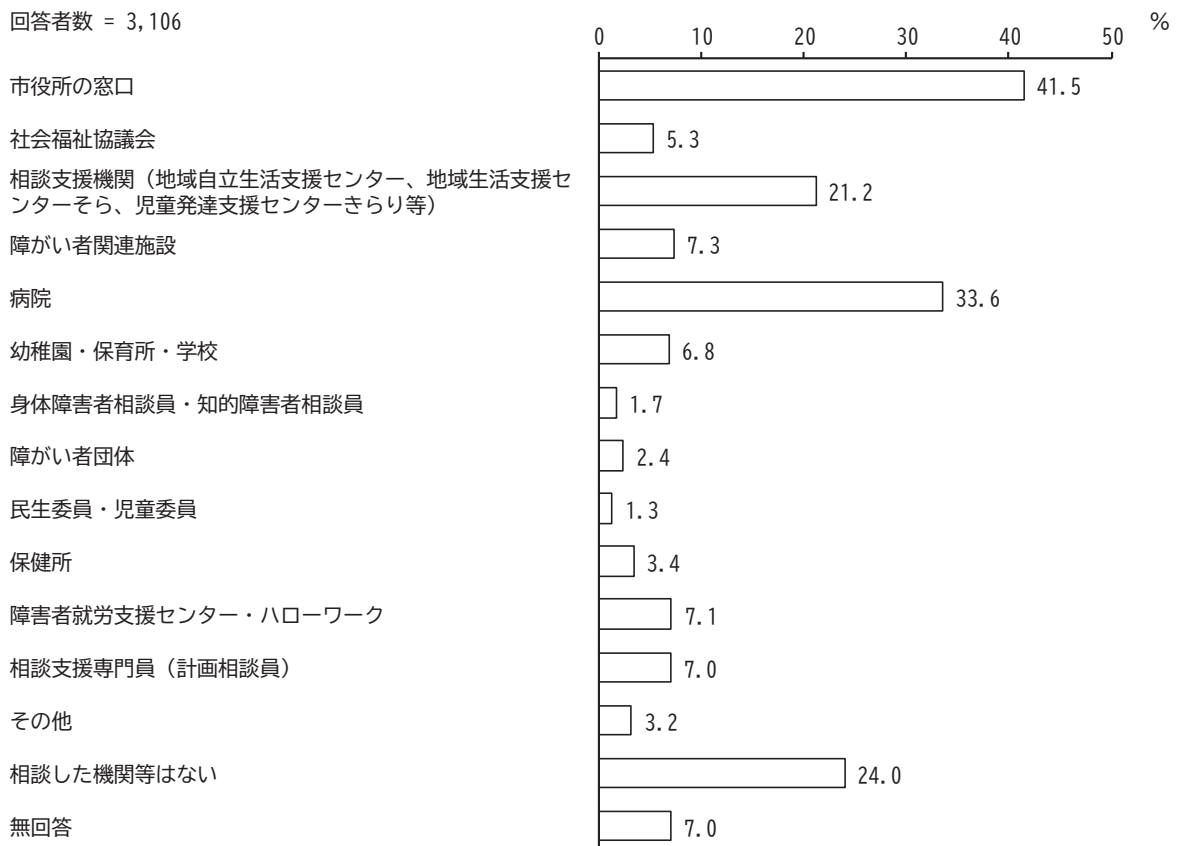


資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より

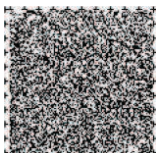
⑥ 福祉サービスや生活に関する相談・情報について

ア 障がいや生活などについて相談したことがある機関の有無

「市役所の窓口」の割合が41.5%と最も高く、次いで「病院」の割合が33.6%、「相談した機関等はない」の割合が24.0%となっています。

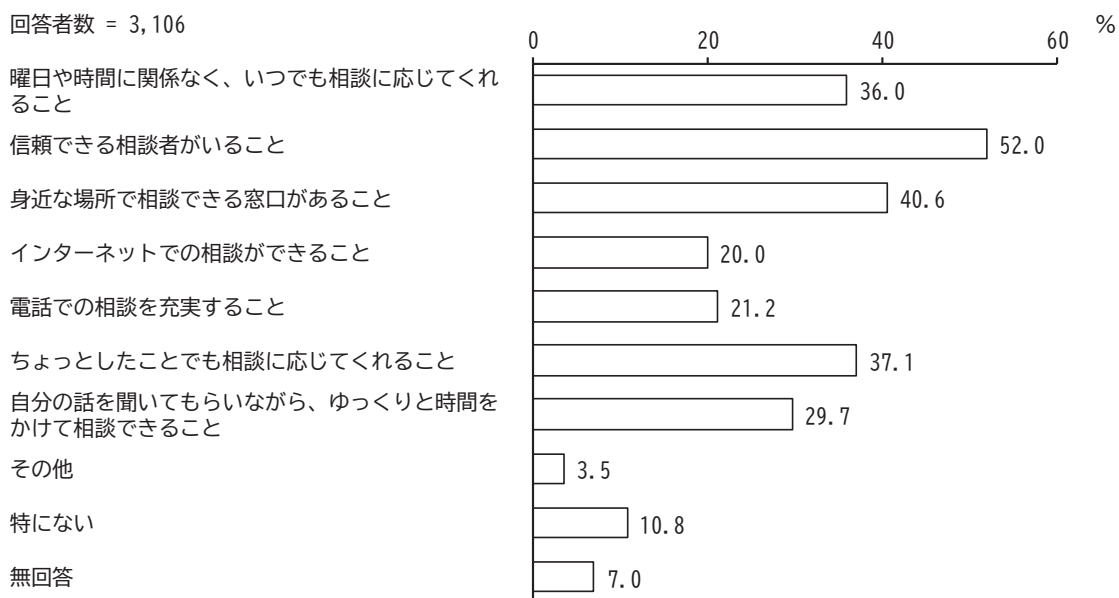


資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より

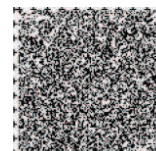


イ 相談しやすい体制をつくるために必要なこと

信頼できる相談者がいること」の割合が52.0%と最も高く、次いで「身近な場所で相談できる窓口があること」の割合が40.6%、「ちょっとしたことでも相談に応じてくれること」の割合が37.1%となっています。

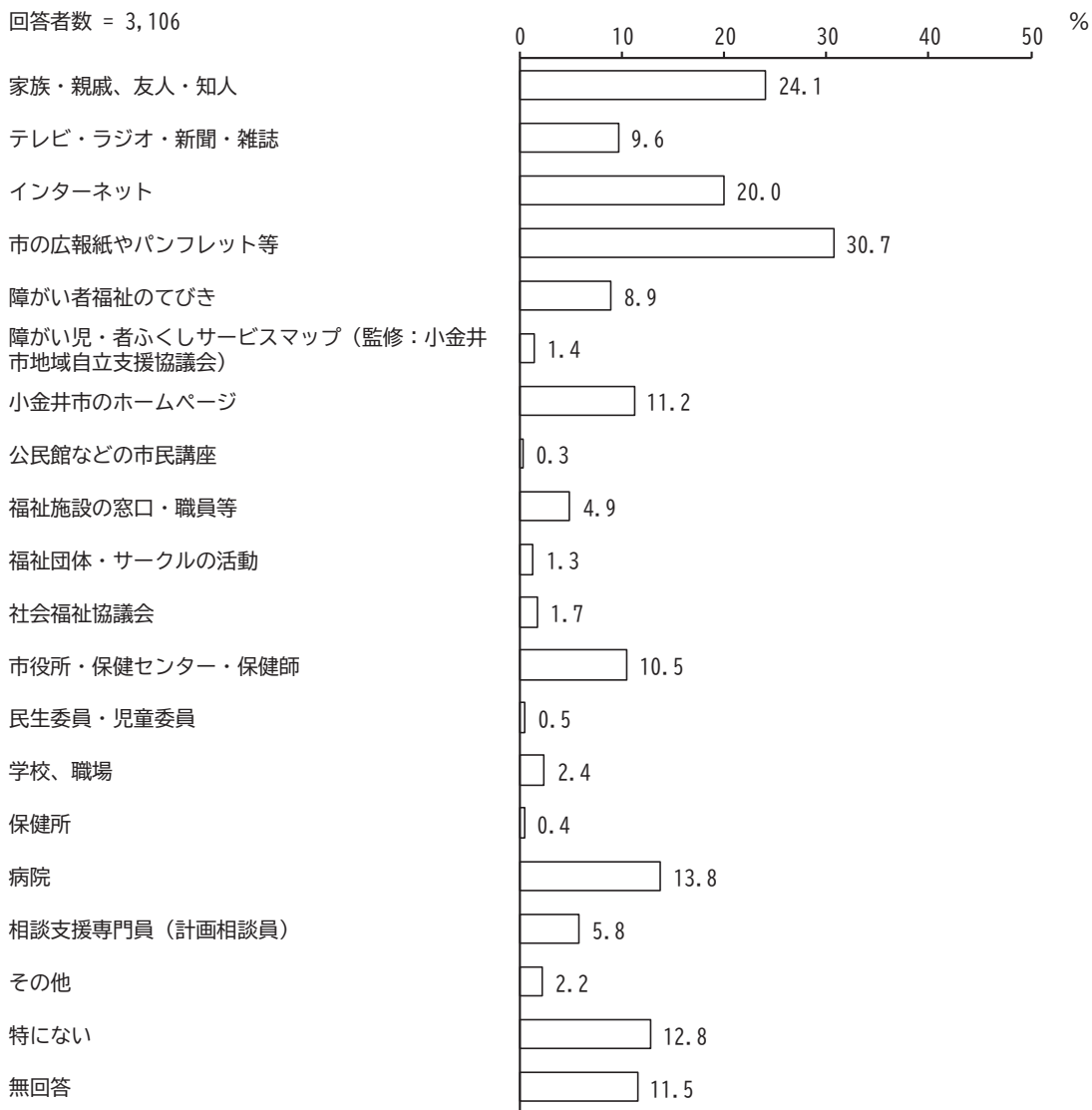


資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より

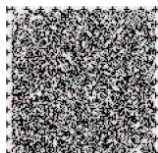


ウ 福祉サービスに関する情報の入手先

「市の広報紙やパンフレット等」の割合が30.7%と最も高く、次いで「家族・親戚、友人・知人」の割合が24.1%、「インターネット」の割合が20.0%となっています。



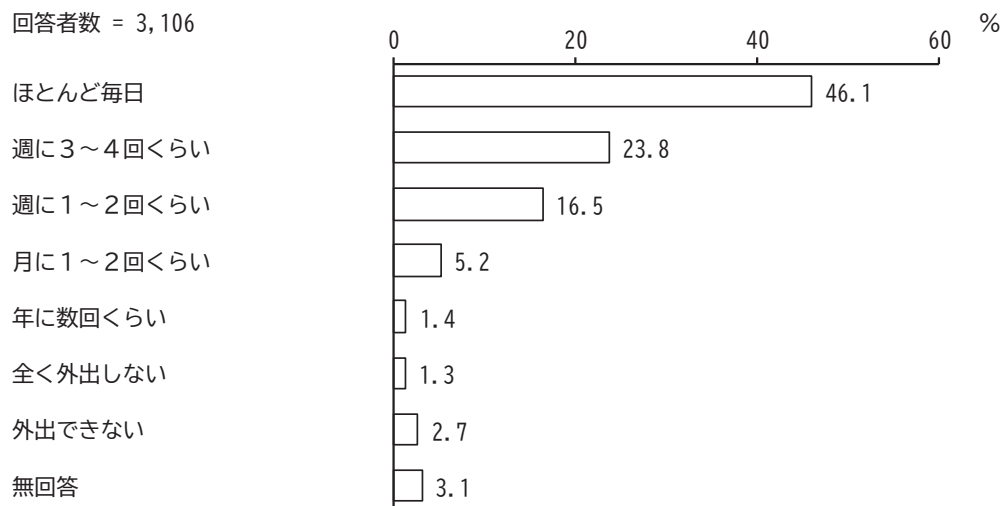
資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より



⑦ 外出について

ア 外出の頻度

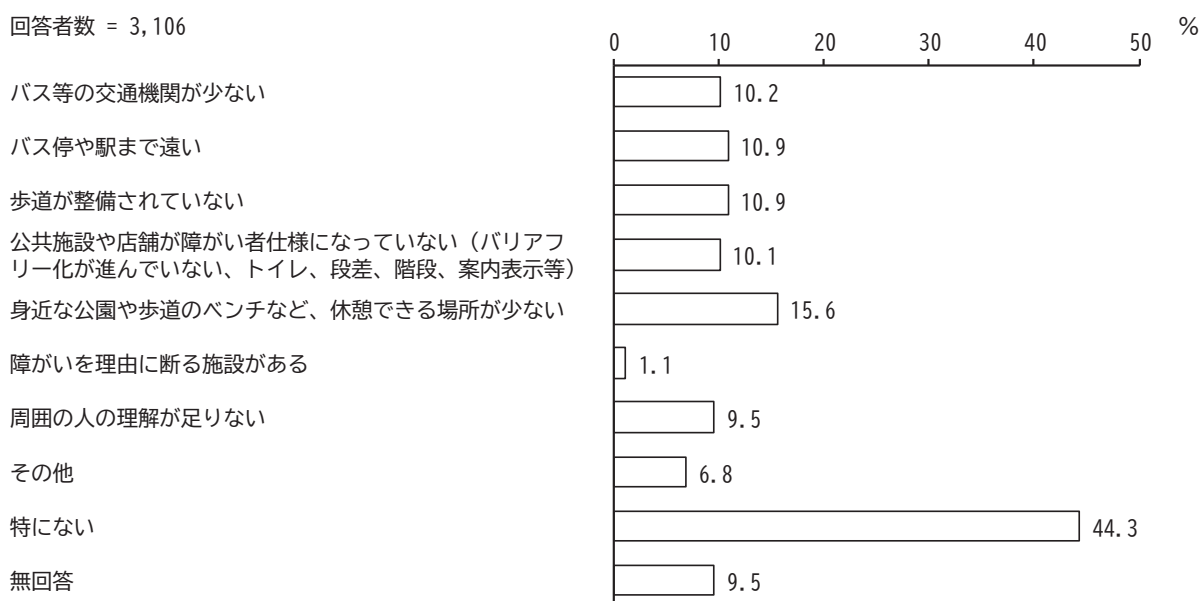
「ほとんど毎日」の割合が46.1%と最も高く、次いで「週に3～4回くらい」の割合が23.8%、「週に1～2回くらい」の割合が16.5%となっています。



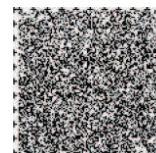
資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より

イ 外出のとき、不便に感じたり困ること

「特にない」の割合が44.3%と最も高くなっていますが、「身近な公園や歩道のベンチなど、休憩できる場所が少ない」の割合が15.6%、「バス停や駅まで遠い」「歩道が整備されていない」の割合が10.9%となっています。

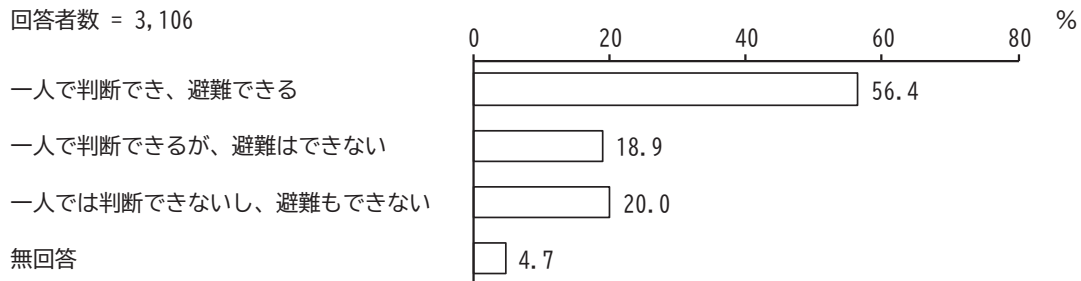


資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より



ウ 火事や地震等の災害が起こった時に一人で避難できるか

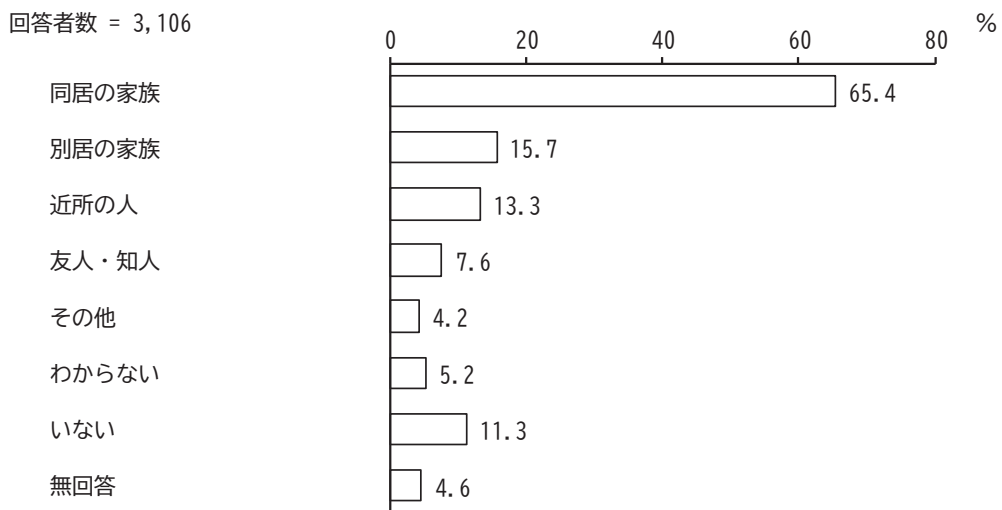
「一人で判断でき、避難できる」の割合が56.4%と最も高く、次いで「一人では判断できないし、避難もできない」の割合が20.0%、「一人で判断できるが、避難はできない」の割合が18.9%となっています。



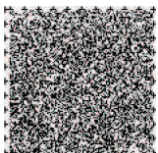
資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より

エ 災害や火災などの緊急時に避難する際に、手助けを頼める人の有無

「同居の家族」の割合が65.4%と最も高く、次いで「別居の家族」の割合が15.7%、「近所の人」の割合が13.3%となっています。



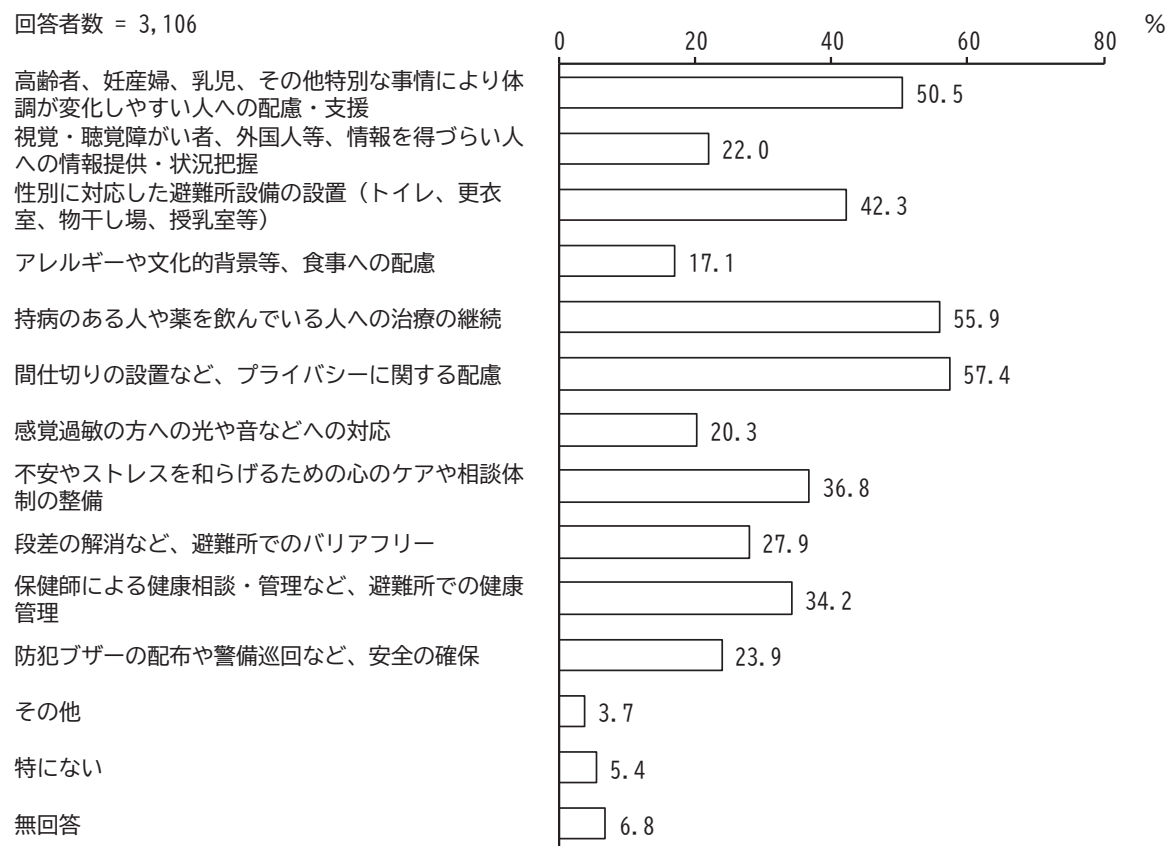
資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より



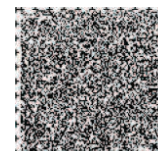
才 災害が起きたときに、あなたやあなたの家族が、避難所で配慮してほしいこと

「間仕切りの設置など、プライバシーに関する配慮」の割合が57.4%と最も高く、次いで「持病のある人や薬を飲んでいる人への治療の継続」の割合が55.9%、「高齢者、妊産婦、乳児、その他特別な事情により体調が変化しやすい人への配慮・支援」の割合が50.5%となっています。

回答者数 = 3,106



資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より



【障がい種別】

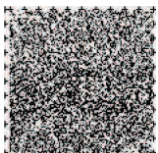
障がい種別にみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳所持者で「不安やストレスを和らげるための心のケアや相談体制の整備」の割合が、身体障害者手帳所持者で「段差の解消など、避難所でのバリアフリー」の割合が、愛の手帳所持者で「間仕切りの設置など、プライバシーに関する配慮」「感覚過敏の方への光や音などへの対応」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数(件)	高齢者、妊産婦、乳児、その他特別な事情により体調が変化しやすい人への配慮・支援	視覚・聴覚障がい者、外国人等、情報を得づらい人への情報提供・状況把握	性別に対応した避難所設備の設置(トイレ、更衣室、物干し場、授乳室等)	アレルギーや文化的背景等、食事への配慮	持病のある人や薬を飲んでいる人への治療の継続	間仕切りの設置など、プライバシーに関する配慮	感覚過敏の方への光や音などへの対応
全体	3,106	50.5	22.0	42.3	17.1	55.9	57.4	20.3
身体障害者手帳所持者	1,245	56.2	26.9	41.4	12.9	54.5	53.8	11.2
愛の手帳所持者	267	44.9	18.7	39.3	17.6	35.2	67.0	31.1
精神障害者保健福祉手帳所持者	209	44.5	18.2	38.3	20.6	57.9	57.4	31.1
その他	835	44.1	18.2	44.4	21.8	60.2	61.8	31.0

区分	不安やストレスを和らげるための心のケアや相談体制の整備	段差の解消など、避難所でのバリアフリー	保健師による健康相談・管理など、避難所での健康管理	防犯ブザーの配布や警備巡回など、安全の確保	その他	特になし	無回答
全体	36.8	27.9	34.2	23.9	3.7	5.4	6.8
身体障害者手帳所持者	24.5	39.5	34.1	20.5	3.3	5.1	8.0
愛の手帳所持者	43.8	18.7	29.6	20.6	7.1	6.4	4.9
精神障害者保健福祉手帳所持者	59.8	14.8	32.1	26.8	2.4	4.3	7.7
その他	50.8	17.7	33.7	28.9	4.3	5.4	4.1

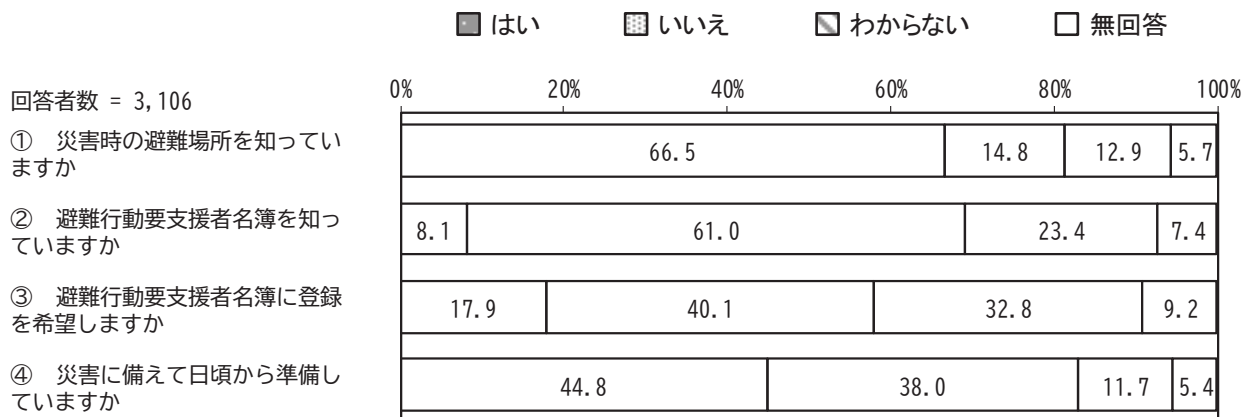
資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より



カ 防災に対する日ごろからの取り組みや、災害などの緊急時のこと

『① 災害時の避難場所を知っていますか』で「はい」の割合が高くなっています。

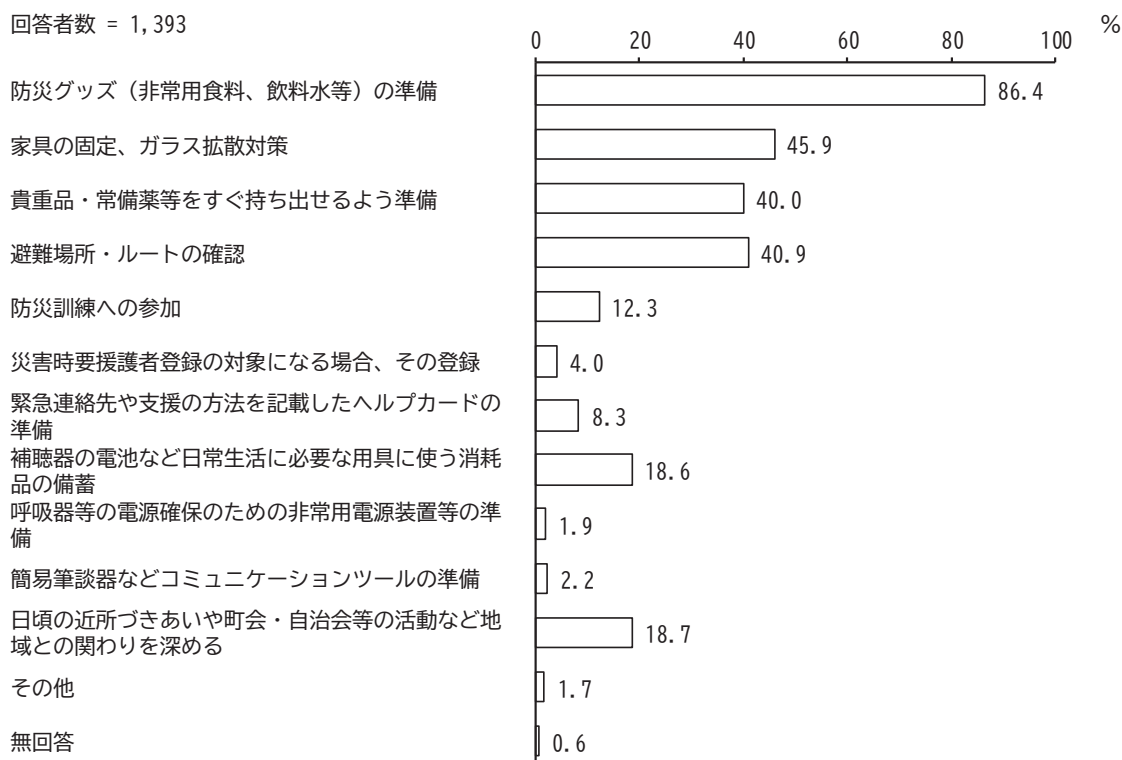
『② 避難行動要支援者名簿を知っていますか』で「いいえ」の割合が高くなっています。



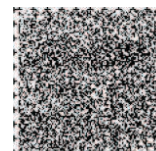
資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より

キ 災害に備えて日頃からしていること

「防災グッズ（非常用食料、飲料水等）の準備」の割合が86.4%と最も高く、次いで「家具の固定、ガラス拡散対策」の割合が45.9%、「避難場所・ルートの確認」の割合が40.9%となっています。

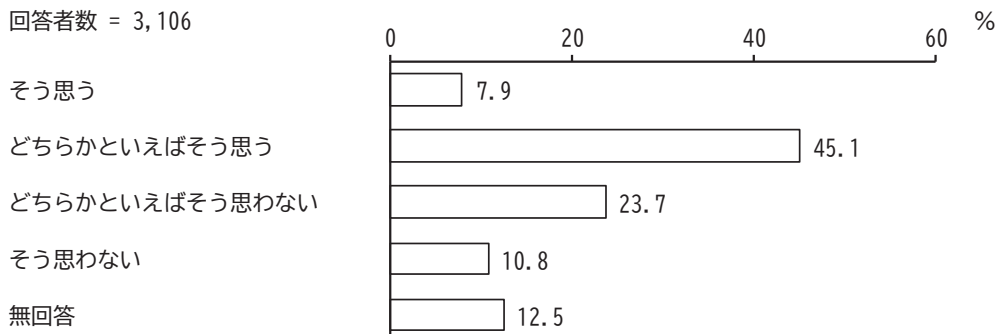


資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より



ク 小金井市は「誰もがいきいきと暮らすことのできるまち」だと思うか

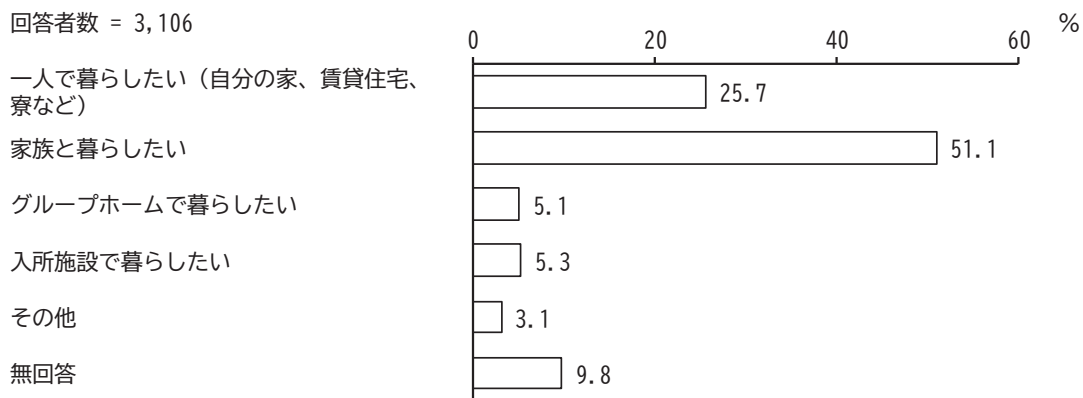
「どちらかといえばそう思う」の割合が45.1%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」の割合が23.7%、「そう思わない」の割合が10.8%となっています。



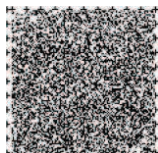
資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より

ケ 将来、どのように暮らしたいか

「家族と暮らしたい」の割合が51.1%と最も高く、次いで「一人で暮らしたい（自分の家、賃貸住宅、寮など）」の割合が25.7%となっています。



資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より



【障がい種別】

障がい種別にみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳所持者で「一人で暮らしたい（自分の家、賃貸住宅、寮など）」の割合が、身体障害者手帳所持者で「家族と暮らしたい」の割合が、愛の手帳所持者で「グループホームで暮らしたい」の割合が高くなっています。

単位：％

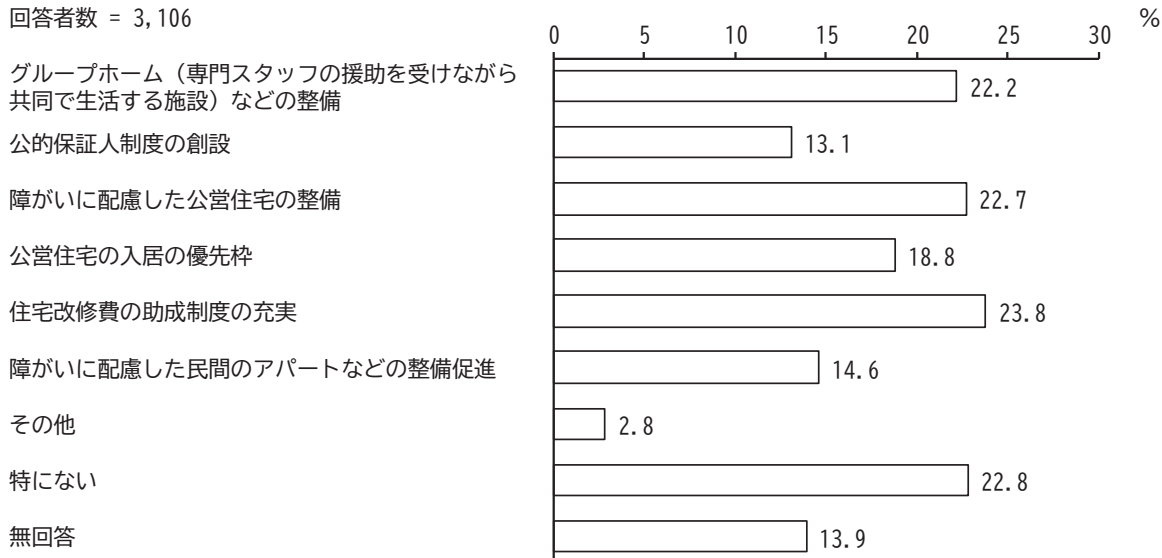
区分	回答者数 (件)	一人で暮らしたい (自分の家、賃貸住宅、寮など)	家族と暮らしたい	グループホームで暮らしたい	入所施設で暮らしたい	その他	無回答
全体	3,106	25.7	51.1	5.1	5.3	3.1	9.8
身体障害者手帳所持者	1,245	21.3	56.1	1.8	7.6	2.2	11.0
愛の手帳所持者	267	10.9	36.3	31.1	6.0	6.4	9.4
精神障害者保健福祉手帳所持者	209	39.7	41.1	2.4	3.3	4.3	9.1
その他	835	35.3	46.1	4.7	3.4	3.4	7.2

資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より

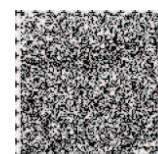
コ 市の住宅対策として、今後特に望むこと

「住宅改修費の助成制度の充実」の割合が23.8%と最も高く、次いで「特にない」の割合が22.8%、「障がいに配慮した公営住宅の整備」の割合が22.7%となっています。

回答者数 = 3,106



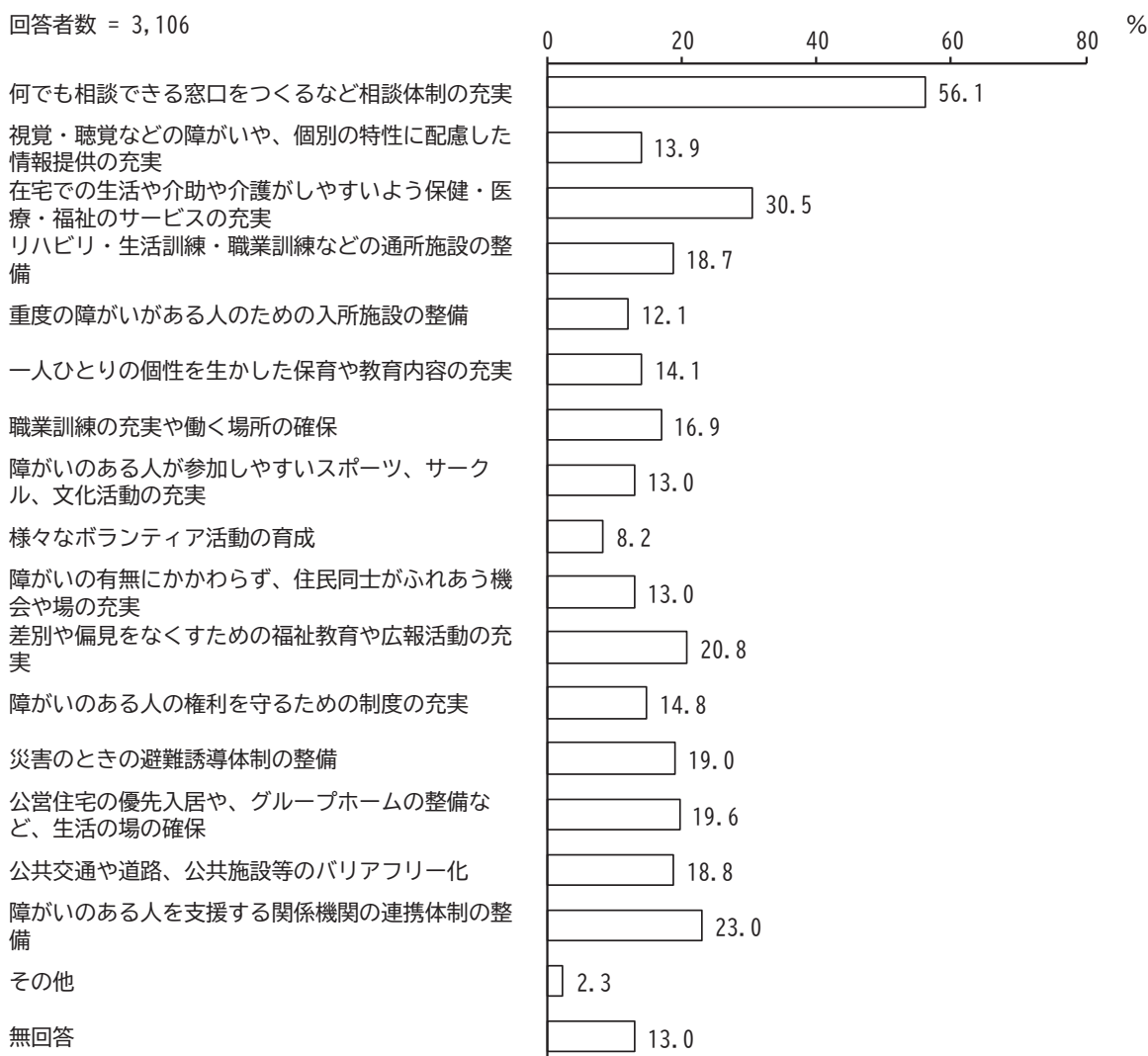
資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より



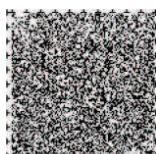
サ 障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのためには、どのようなことが必要か

「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」の割合が56.1%と最も高く、次いで「在宅での生活や介助や介護がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」の割合が30.5%、「障がいのある人を支援する関係機関の連携体制の整備」の割合が23.0%となっています。

回答者数 = 3,106



資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より



【障がい種別】

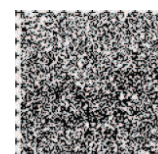
障がい種別にみると、他に比べ、愛の手帳所持者で「公営住宅の優先入居や、グループホームの整備など、生活の場の確保」「障がいのある人を支援する関係機関の連携体制の整備」「重度の障がいがある人のための入所施設の整備」の割合が、精神障害者保健福祉手帳所持者で「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」「障がいのある人の権利を守るための制度の充実」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数(件)	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実	視覚・聴覚などの障がいや、個別の特性に配慮した情報提供の充実	在宅での生活や介助や介護がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実	リハビリ・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備	重度の障がいがある人のための入所施設の整備	一人ひとりの個性を生かした保育や教育内容の充実	職業訓練の充実や働く場所の確保	障がいのある人が参加しやすいスポーツ、サークル、文化活動の充実	様々なボランティア活動の育成
全体	3,106	56.1	13.9	30.5	18.7	12.1	14.1	16.9	13.0	8.2
身体障害者手帳所持者	1,245	53.0	17.2	36.1	19.3	13.3	6.7	9.2	13.1	7.6
愛の手帳所持者	267	50.6	9.0	22.8	16.1	23.6	17.2	23.6	22.5	10.1
精神障害者保健福祉手帳所持者	209	58.4	11.5	18.2	12.4	5.7	13.9	24.9	12.0	4.8
その他	835	61.8	12.1	23.8	18.7	9.3	23.1	25.1	12.8	7.7

区分	障がいのある人が無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実	差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実	障がいのある人の権利を守るための制度の充実	災害のときの避難誘導體制の整備	公営住宅の優先入居や、グループホームの整備など、生活の場の確保	公共交通や道路、公共施設等のバリアフリー化	障がいのある人を支援する関係機関の連携体制の整備	その他	無回答
全体	13.0	20.8	14.8	19.0	19.6	18.8	23.0	2.3	13.0
身体障害者手帳所持者	15.3	14.5	11.8	23.5	16.1	23.9	19.9	1.9	14.7
愛の手帳所持者	9.7	24.3	19.5	15.7	35.6	6.4	36.3	3.4	9.4
精神障害者保健福祉手帳所持者	11.5	29.7	25.4	10.5	22.5	8.6	33.5	2.9	15.8
その他	12.5	26.7	18.2	15.1	20.8	12.6	24.1	3.1	9.8

資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より



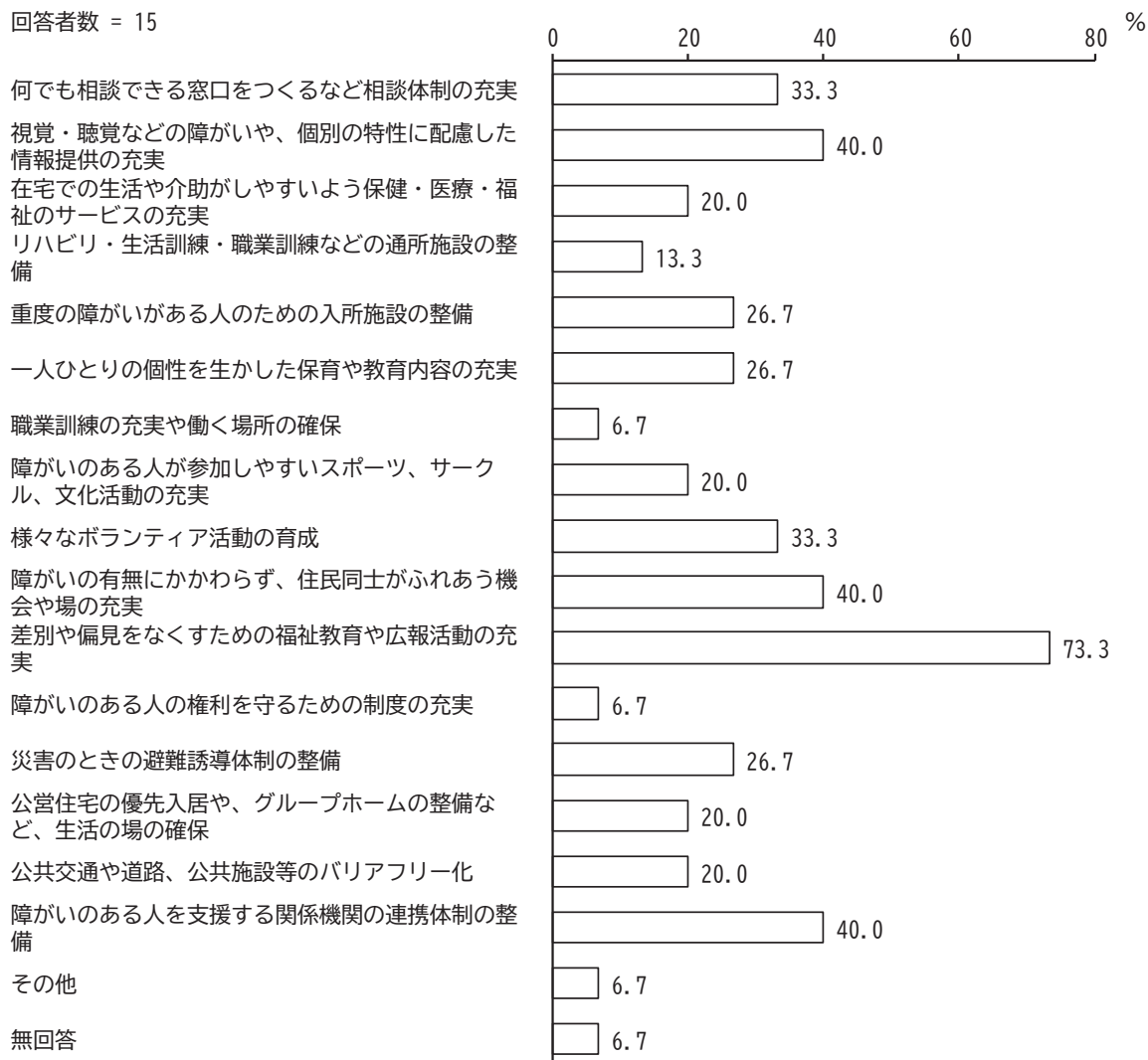
(2) - 2 関係団体

① 障がい者福祉施策について

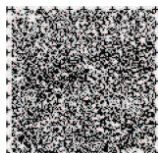
ア 障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのために、どのようなことが必要か

「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」の割合が73.3%と最も高く、次いで「視覚・聴覚などの障がいや、個別の特性に配慮した情報提供の充実」、「障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実」、「障がいのある人を支援する関係機関の連携体制の整備」の割合が40.0%となっています。

回答者数 = 15



資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より



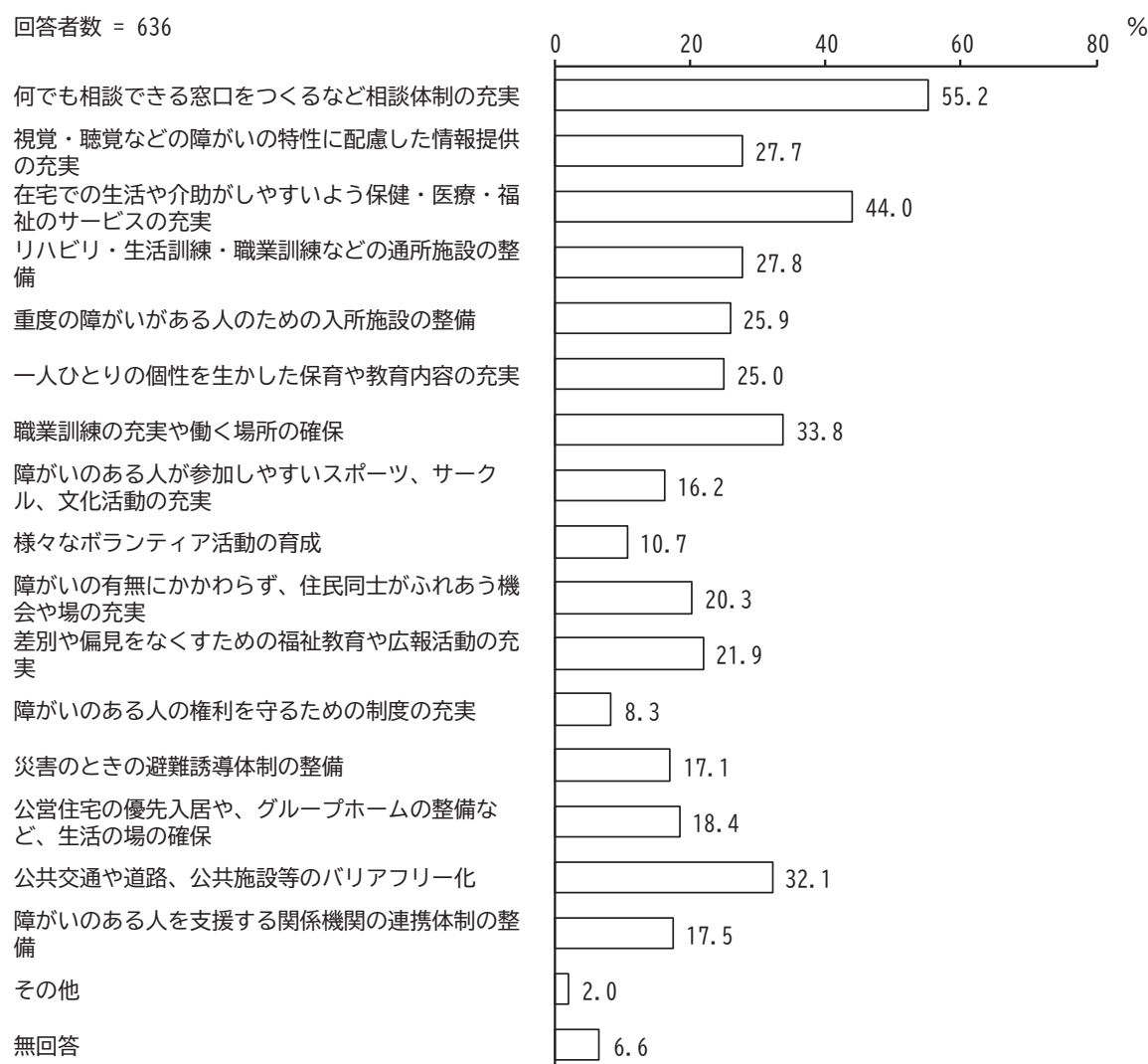
(2) - 3 一般市民調査

① 障がい者施策について

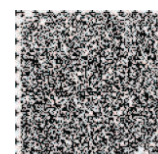
ア 障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのために、どのようなことが必要か

「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」の割合が55.2%と最も高く、次いで「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」の割合が44.0%、「職業訓練の充実や働く場所の確保」の割合が33.8%となっています。

回答者数 = 636



資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より

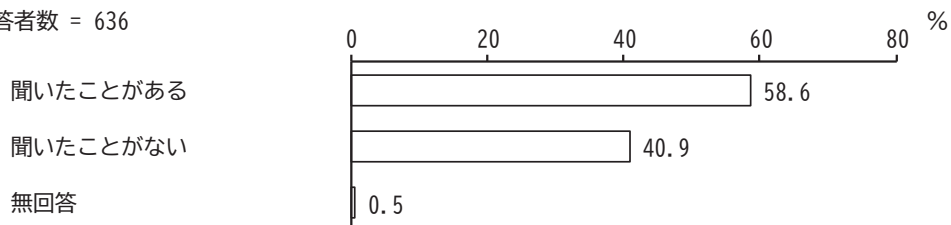


② ノーマライゼーション等について

ア 「ノーマライゼーション」または「共生社会」

「聞いたことがある」の割合が58.6%、「聞いたことがない」の割合が40.9%となっています。

回答者数 = 636

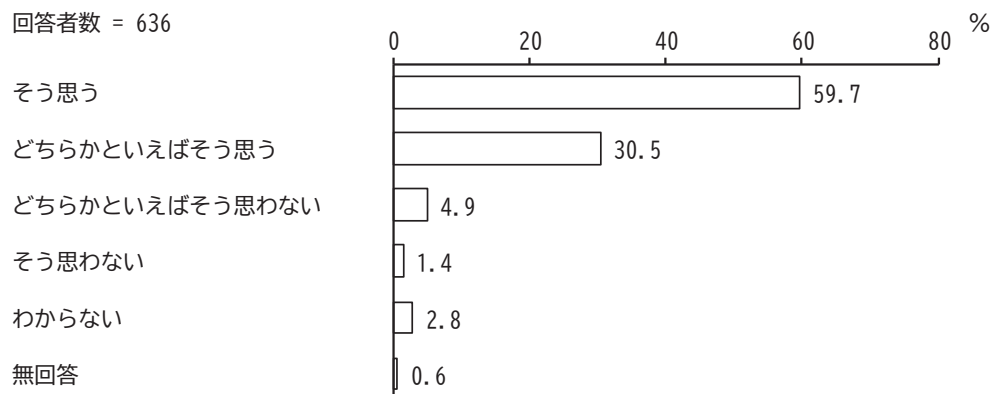


資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より

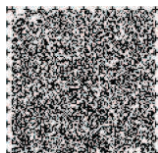
イ 身近で普通に生活

「そう思う」の割合が59.7%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」の割合が30.5%となっています。

回答者数 = 636

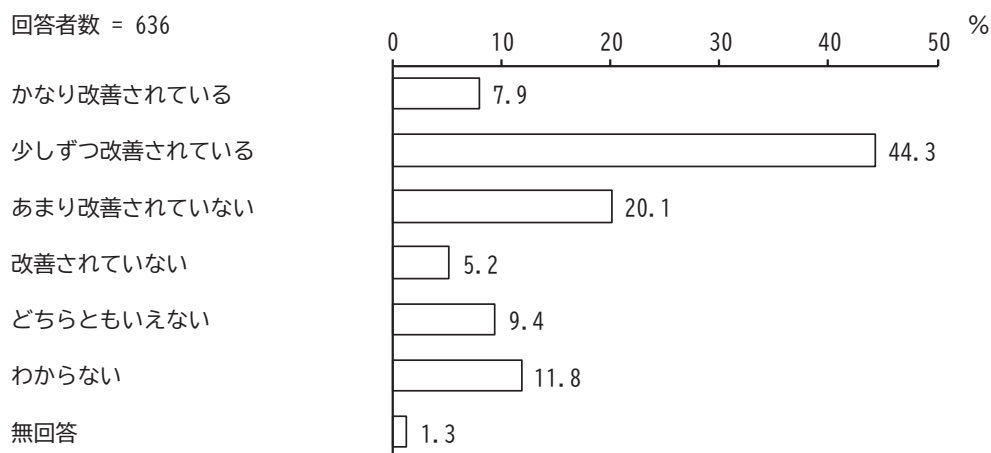


資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より



ウ 差別や偏見

「少しずつ改善されている」の割合が44.3%と最も高く、次いで「あまり改善されていない」の割合が20.1%、「わからない」の割合が11.8%となっています。

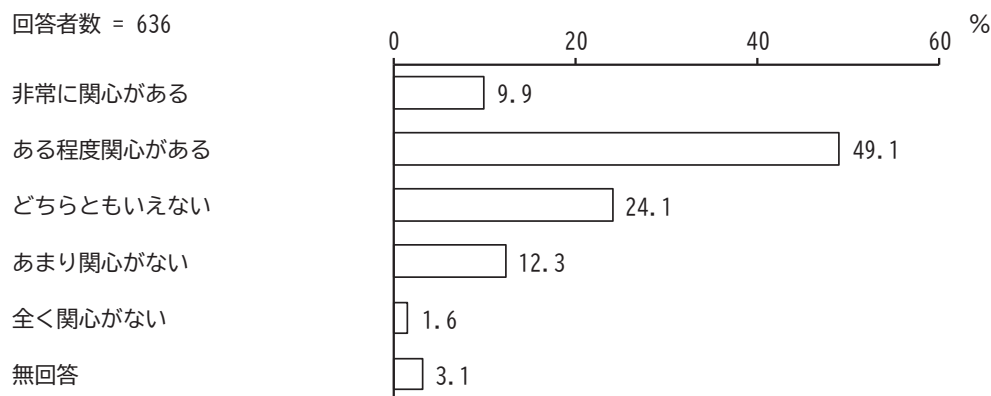


資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より

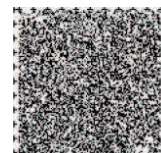
③ 福祉に対する関心について

ア 福祉について関心

「ある程度関心がある」の割合が49.1%と最も高く、次いで「どちらともいえない」の割合が24.1%、「あまり関心がない」の割合が12.3%となっています。

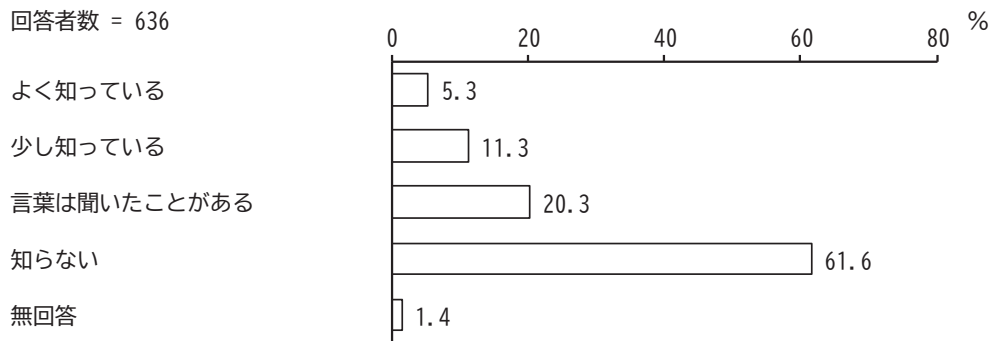


資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より



イ 障害者差別解消法（平成28（2016）年4月施行）

「知らない」の割合が61.6%と最も高く、次いで「言葉は聞いたことがある」の割合が20.3%、「少し知っている」の割合が11.3%となっています。

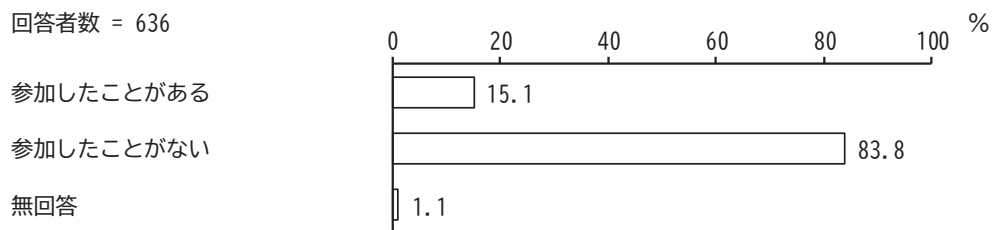


資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より

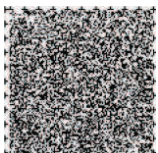
④ 障がいのある人とのふれあいについて

ア ボランティア活動に参加したか

「参加したことがある」の割合が15.1%、「参加したことがない」の割合が83.8%となっています。

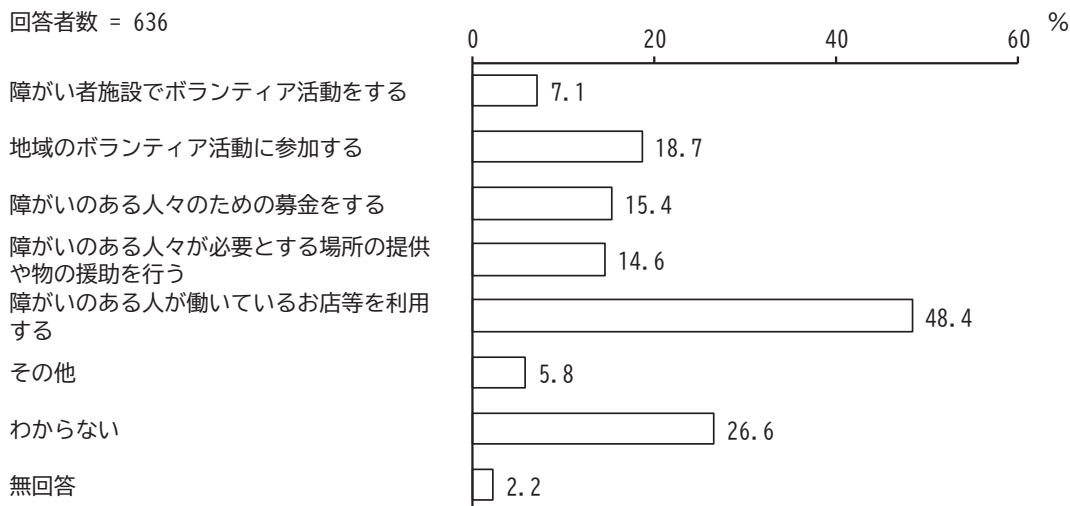


資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より



イ ボランティア活動に参加したい

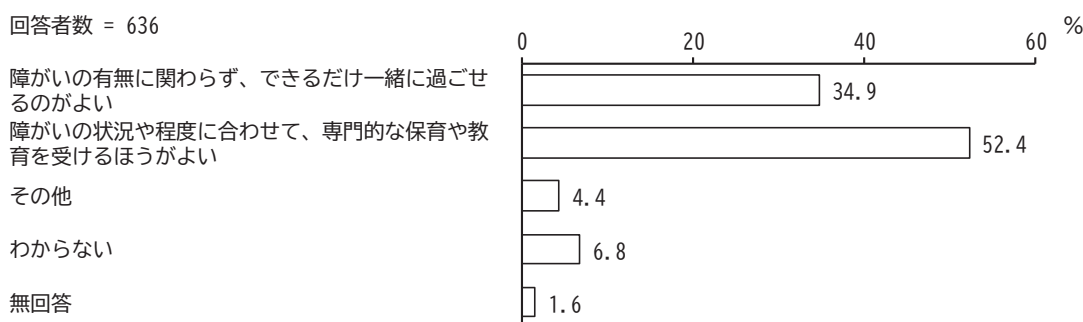
「障がいのある人が働いているお店等を利用する」の割合が48.4%と最も高く、次いで「わからない」の割合が26.6%、「地域のボランティア活動に参加する」の割合が18.7%となっています。



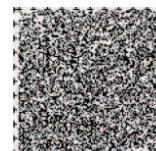
資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より

ウ 障がいの有無に関わらず、子どもたちが一緒に学んだり、保育を受けることについての考え

「障がいの状況や程度に合わせて、専門的な保育や教育を受けるほうがよい」の割合が52.4%と最も高く、次いで「障がいの有無に関わらず、できるだけ一緒に過ごせるのがよい」の割合が34.9%となっています。



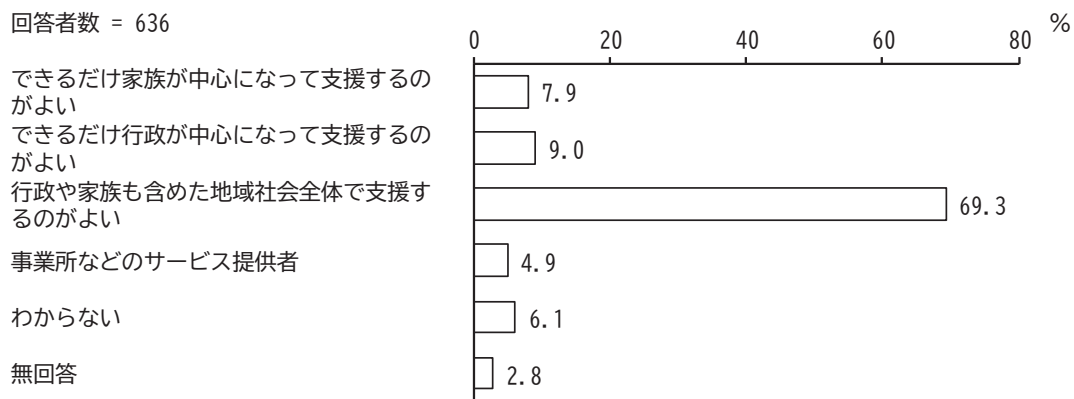
資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より



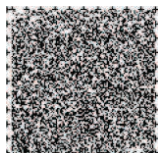
⑤ 障がい者施策について

ア 障がいのある人の身の回りの支援

「行政や家族も含めた地域社会全体で支援するのがよい」の割合が69.3%と最も高くなっています。



資料：令和5年3月「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査報告書」より



3 小金井市の障がい者福祉の課題

(1) 市民一人ひとりの理解と交流を育む意識づくり

① 広報・啓発活動

障害者差別解消法は、不当な差別的取扱いを禁止し、個々のニーズに応じた合理的配慮の提供を求めることで、障がいのある人に対する差別をなくし、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現することを目的としています。

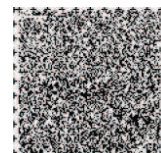
アンケート調査によると、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されたことを知っている割合が当事者で17.3%、一般市民で16.6%、障がいのある人の地域活動や就職などの社会参加について、一般の理解が深まってきていると思う人が4割程度にとどまっています。また、市内で生活している中で、差別している、差別されたと感じた経験がある人が約1割となっており、特に知的障がいでは差別を感じている割合が高くなっています。

また、どのような場面で理解が深まっていないと感じるかについて、「障がいの理解全般」「就労・働く場」「公共交通機関・バリアフリー」などの意見が上位に挙がっています。

障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのために必要なことについて、「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」が身体障がいでは14.5%、知的障がいでは24.3%、精神障がいでは29.7%、「障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実」が身体障がいでは15.3%、知的障がいでは9.7%、精神障がいでは11.5%となっています。また、関係団体で「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」が73.3%、「障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実」が40.0%、一般市民で「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」が21.9%、「障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実」が20.3%となっています。

今後も、障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、地域や職場などの障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、より実効性のある周知啓発・交流を行っていくことが必要です。

また、幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、障がいのある方の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ることが必要です。



(2) 障がいのある人の社会参加に向けた自立の基盤づくり

① 障がい児保育・療育・教育

子どもの障がいには、発達障がい、知的障がい、肢体不自由、重症心身障がい等がありますが、できるだけ早期から継続的な支援を行うために、早期発見、早期療育が求められています。

また、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが同一の場で遊びや生活ができるような教育は、特別な支援が必要な子どもに対する理解促進や子どもたちの心身の発達促進のために重要です。

アンケート調査によると、幼稚園・保育所・学校に望むことについて、「先生の理解を深め、子どもの能力や発達の状態に適した指導をしてほしい」が32.5%と最も高く、次いで「就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」が21.7%となっています。また、幼稚園・保育所・学校などに通っていて困っていることについて、「通うのが大変」、「先生の理解や配慮が足りない」などの意見が挙がっています。

そのため、特別支援教育の視点を持つ教員を育成し、障がいのある子どもの個々に応じた指導と同時に、多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させることにより、障がいの有無にかかわらずいきいきと学び、共に育つ場の環境整備がさらに必要となっています。

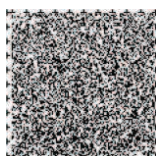
また、地域の中では、就学前から卒業後の社会参加を見据えた生活までを見通して、学校教育・子育て・医療・福祉・就労部門との連携を緊密にし、子どもの成長段階や障がい特性及びその保護者等の状況に応じた必要な支援と相談体制の充実を図ることが必要です。

② 社会参加の促進

障がいのある人の「就労」は、収入を得るための手段であるだけでなく、社会参加の最たるものとして捉えることもでき、重要となります。

アンケート調査によると、現在、働いている人が身体障がい23.3%、知的障がい42.3%、精神障がい40.7%となっており、仕事をするうえで不安や不満を感じることについては、「収入が少ない」が23.5%、「職場の人間関係が難しい」が17.5%、「通勤するのが大変」が16.8%となっています。

障がいのある人が働くために必要なことについて、「障がいのある人に配慮した職場になっていること」が50.7%と最も高く、次いで「事業主や職場の仲間の理解があること」が47.3%、「生活できる給料がもらえること」が42.3%となっています。



障がいのある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障がいの特性に応じた支援を受けながら、就労し働き続けることのできる環境整備が必要です。

企業と就労する障がいのある人とのマッチングや、就労後も働き続けるために、就労支援実施機関による効果的な就労移行支援、ジョブコーチ等による就労定着支援の一層の推進が求められます。

また、収入面での問題を抱える障がいのある人もおり、福祉的就労における工賃向上のため、就労施設における事業改革や受注及び販売機会拡大への取組等が必要です。

また、アンケート調査によると、障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのために必要なことについて、「障がいのある人が参加しやすいスポーツ、サークル、文化活動の充実」が身体障がい13.1%、知的障がい22.5%、精神障がい12.0%、一般市民で16.2%となっています。

今後も、障がいのある人とない人が相互の理解を深めるとともに、障がいのある人の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。また、多様な交流機会づくりに努め、障がいのある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。

(3) 障がいのある人が安心して暮らしていくための仕組みづくり

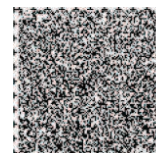
① 居宅生活支援

障がい者が地域で安心して生活するためには、必要に応じて在宅サービスが受けられる環境づくりが重要です。

障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのために必要なことについて、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が56.1%と最も高く、次いで「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」が30.5%となっています。

一般市民では、「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」が44.0%となっています。また、新たに利用したい、または利用し続けたい障害福祉サービスについて、知的障がい「外出の同行・付き添いなど（移動支援等）」が38.2%と高くなっています。

今後も、福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、障がいのある人の個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が求められています。



② 施設サービス

障がいのある人の地域移行が求められる中、アンケート調査によると、障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのために必要なことについて、グループホーム等の整備等の意見や通所サービス系事業所が不足していると感じている意見もあり、居住環境の整備・充実が必要です。

③ 相談支援・情報提供体制

障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で自立して暮らしていこうとすると、身近に相談できる体制が整っていることが重要です。

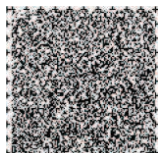
アンケート調査によると、障がいや生活などについて相談したことがある機関等について、「市役所の窓口」が身体障がい40.8%、知的障がい55.4%、精神障がい46.9%となっています。相談しやすい体制をつくるために必要なことについて、「信頼できる相談者がいること」が52.0%と最も高くなっています。

また、障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのために必要なことについて、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が身体障がい53.0%、知的障がい50.6%、精神障がい58.4%と高くなっています。

今後も、個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、病院やケアマネジャーなど支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。

さらに、アンケート調査によると、福祉サービスに関する情報の入手先について、知的障がい「家族・親戚、友人・知人」が44.2%、身体障がい「市の広報紙やパンフレット等」が37.1%、精神障がい「インターネット」が26.3%と高くなっています。

このように、それぞれの障がいによって情報収集先が異なることに配慮し、情報発信においてもこれら関係機関との連携が必要と考えられ、障がいのある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努めるとともに、各種制度の活用を図ることが必要です。



④ 保健・医療

障がいを軽減し、障がい者の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で治療や対応が行えることが重要となります。

アンケート調査によると、医療機関について困っていることは、「医者に病気の症状をうまく伝えられない」、「入院や通院のときに受け入れてくれるか不安」の意見が挙がっています。

医療的ケアに関して、どのような支援の充実が必要かについて、「医療従事者（看護師含む）の確保」が28.4%と最も高く、次いで「ヘルパーの確保」が24.7%、「利用できる短期入所施設の整備」が21.2%となっています。

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。今後、障がい者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点等の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要となります。

⑤ 経済的支援

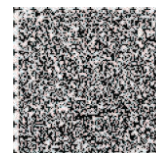
アンケート調査によると、世帯の主な収入について「年金」が53.2%と最も高く、次いで「給与・賃金」が26.2%、「収入はない」が16.5%となっています。

また、地域で生活するために必要な支援について、「経済的な負担の軽減」が35.5%と上位に挙がっています。

障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、経済的に安定していることが重要であり、年金や手当の適正な支給や税の減免等、諸制度の周知を推進していく必要があります。

⑥ サービス利用に結びついていない人への支援

発達障がいや高次脳機能障がいのある人は、障害福祉サービスなどの相談支援の充実とともにサービス利用に結びついていない難病や、軽・中度の視覚・聴覚障がい者など制度の谷間にある人に対する支援策の充実が必要です。



(4) 障がいのある人の社会参加に向けた自立の基盤づくり

① 自由な移動の確保

買い物や通勤・通学、通所・通院等の日常生活だけでなく、積極的に地域活動に参加するためには、移動手段の確保は欠かせません。また、誰もが地域の一員として社会参加していくためにも、障がい特性に応じた情報提供やコミュニケーション手段の確保が必要です。

アンケート調査によると、外出のとき、不便に感じたり困ることについて、「身近な公園や歩道のベンチなど、休憩できる場所が少ない」、「バス停や駅まで遠い」、「歩道が整備されていない」などの意見があがっています。

障がいのある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化や、生活道路や歩道の整備に努めることが必要であるとともに、障がいのある人の外出を支援するために、障がいのある人のニーズを把握し、公共交通機関等の移動手段をより利用しやすくする必要があります。

また、視覚・聴覚障がいのみならず、様々な特性や一人一人の状況、必要性に応じた支援方法及びコミュニケーション手段の理解を広めるとともに、その確保に努めていくことが必要です。

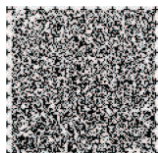
② 住まいの確保・整備

障がいのある人が住み慣れた地域で安定した生活を継続するためには、障がいの状況に応じた居住の場を整えることが重要です。

市の住宅対策として、今後特に望むことについて、「住宅改修費の助成制度の充実」が23.8%と最も高く、「障がいに配慮した公営住宅の整備」が22.7%となっています。

障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのために必要なことについて、知的障がいでは「公営住宅の優先入居や、グループホームの整備など、生活の場の確保」が35.6%、身体障がいでは「公共交通や道路、公共施設等のバリアフリー化」が23.9%、「災害のときの避難誘導體制の整備」が23.5%と高くなっています。

今後も、障がいのある人が望む住まい方を基本として、地域で自立し、安定した社会生活を送り続けるための環境づくりを進めていくことが必要です。

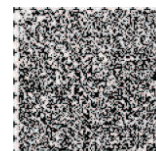


● 追加課題

アンケート調査によると、災害時に一人で避難できない人が約4割となっています。また、災害や火災などの緊急時に避難する際に、手助けを頼める人がいない人が1割います。

災害が起きたときに、避難所で配慮してほしいことについて、身体障がいでは「高齢者、妊産婦、乳児、その他特別な事情により体調が変化しやすい人への配慮・支援」、知的障がいでは「間仕切りの設置など、プライバシーに関する配慮」、精神障がいでは「不安やストレスを和らげるための心のケアや相談体制の整備」の割合が高くなっています。

今後も、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、個々の特性への配慮の必要性を踏まえ、障がい者関係団体とも連携し、地域全体で取り組んでいくことが必要です。





計画の基本的な考え方

1 基本理念（小金井市障がい者ビジョン）

本市の将来像は「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」を掲げ、みどりと水のある環境の中で、誰もが笑顔で暮らすことができ、また地域で人の輪が生まれ、自分らしい豊かな暮らしを実感できるまちを目指しています。

この将来像の実現に向けて、障がい者福祉分野では、障がいの生活・就労支援、地域における交流の場を設けることへの支援を通じ、障がいのある人もない人もそれぞれが尊厳ある一人の市民として自立し、住み慣れた地域で共に支え合うことにより、生涯安心して暮らしていけるまちづくりを進めています。

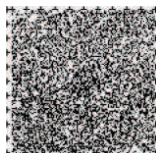
また、平成30（2018）年10月1日に施行した障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（最終改正：令和4（2022）年4月1日）の基本理念のもと、すべての市民が、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会の実現へ向けて取り組んでいます。

本計画の基本理念については、これまでの障がい者福祉の取組との連続性、整合性から小金井市障がい者ビジョン「障がいのある人もない人もそれぞれが尊厳あるひとりの小金井市民として自立し、住み慣れた地域でともに支え合いながら、安心して暮らしていける共生都市・小金井の実現」を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」の理念や誰もが相互に人格と個性を尊重し、相互に理解し支え合い、共に暮らす「共生社会」をめざします。

【小金井市障がい者ビジョン】

**障がいのある人もない人も
それぞれが尊厳あるひとりの小金井市民として自立し、
住み慣れた地域でともに支え合いながら、
安心して暮らしていける共生都市・小金井の実現**



2 基本目標

(1) 市民一人ひとりの理解と交流を育む意識づくり

地域において、全ての人が障がいの有無、障がいの種別などによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、ともに協力する「共生都市」を実現するためには、障がい及び障がいのある人に関する正しい理解が必要であるため、広報等を活用した啓発活動をさらに推進していきます。

(2) 障がいのある人の社会参加や就労に向けた自立の基盤づくり

障がいのある子どもが、必要な支援により、年齢や能力、それぞれの特性を踏まえた十分な保育や教育を受けることができ、また、インクルーシブ教育の推進に向け、必要な施策や整備を図ります。

また、障がいのある人の自立した生活には、働く場所の確保や障がい特性等の理解促進、安定した収入などが必要です。一般就労の支援では、企業への雇用促進や職場環境における配慮等の啓発を行い、福祉的就労の支援では、障害福祉サービスによる社会参加や物品等の優先調達等による工賃向上を促進します。

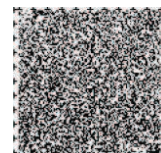
さらに、障がいのある人が、スポーツ活動やレクリエーション活動、文化・芸術活動に参加し、生活に生きがいと潤いをもたらすことができる環境づくりを推進します。

(3) 障がいのある人が安心して暮らしていくための仕組みづくり

障がいのある人が地域で安心して暮らすため、各種障害福祉サービスによる生活支援や日中の活動場所の確保、支援体制の強化などに取り組み、自立や社会参加を促進します。障害福祉サービスに関する制度や申請手続き、事業所などの情報提供をより一層推進します。

また、障がいの発生時期や原因は様々であり、医療・保健との連携により疾病や障がいを早期に発見し、適切な治療・リハビリテーションを行い、障がいの予防や軽減を行います。

さらに、障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、経済的な安定が重要であるため、各種手当や年金の支給等により、自立した生活を支援します。

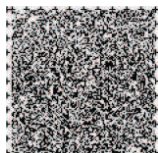


(4) 誰もが気持ちよく共に暮らせる環境づくり

障がいの有無や年齢にかかわらず、誰もが利用しやすい施設となるようユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を推進します。また、障がいのある人が地域における活動や社会参加において、外出が容易にできる生活環境の整備に努め、外出支援や社会参加を促進します。

障がいのある人が地域で安全に暮らせるよう、地域全体で防災・生活安全対策に取り組むことが重要であり、災害や犯罪に遭った場合に被害を最小限にとどめることができるよう、さまざまな取組や支援を実施します。

さらに、障がいのある人が可能な限り、自ら情報を取得し利用できるよう、広報紙や市の公式サイト等の様々な手段で、見やすく分かりやすい情報提供を行うとともに、障がいのある人が自立した生活や社会参加において、意思表示や意思疎通を行うことができるよう、コミュニケーションの支援を促進します。



3 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]

障がいのある人もない人もそれぞれが尊厳あるひとりの小金井市民として
自立し、住み慣れた地域とともに支え合いながら、安心して暮らしていける
共生都市・小金井の実現

1 市民一人ひとりの理解と交流を育む意識づくり

(1) 広報・啓発活動

2 障がいのある人の社会参加や就労に向けた自立の基盤づくり

(1) 障がい児保育・療育・教育

(2) 社会参加や就労の促進

3 障がいのある人が安心して暮らしていくための仕組みづくり

(1) 居宅生活支援

(2) 施設サービス

(3) 相談支援・情報提供体制

(4) 保健・医療

(5) 経済的支援

(6) サービス利用に結びついていない人への支援

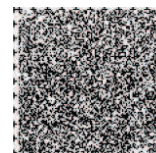
4 誰もが気持ちよく共に暮らせる環境づくり

(1) 自由な移動の確保

(2) 情報アクセシビリティの向上とコミュニケーション支援

(3) 住まいの確保・整備

(4) 災害発生時の支援





施策の展開（具体的な取組の推進）

【今後の方向性】

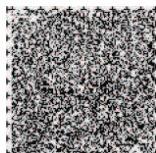
- 充実：現状からさらに事業を充実させて推し進めていくもの
- 継続：現状から継続して同様に事業を進めて行くもの
- 改善：事業の現状からして、改善が求められるもの
- 検討：市の事業としてこのまま行うべきかの判断を要するもの

基本目標1 市民一人ひとりの理解と交流を育む意識づくり

基本施策（1）広報・啓発活動

① 広報・啓発活動の充実

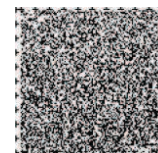
事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 市民に対する啓発活動の推進	<p>障がいのある人が誤解や偏見等により社会的不利を受けることがないように市民に障がい特性に関する啓発活動を推進し、「小金井市障害者差別解消条例（障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例）」の周知を促します。</p> <p>また、「障がい」とは何かについて啓発するとともに、障がいのある人に対する理解促進のため、障がい体験・共同活動体験などを活用した市民に対する体験活動の場を提供するなど、今後も障害者週間行事のさらなる充実を図ります。</p> <p>さらに、出前講座などを活用した市民に対する学習の場を提供するとともに、障がいのある人との交流の場の提供を促進します。</p>	障害者週間行事参加者数 (芸術展・物品販売含む)	961人	充実	自立生活支援課



事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
2 市職員の障がいのある人に対する理解促進	市の全ての職員が、障がいのある人の特性や合理的配慮の必要性について理解を深めることができるよう職員課等と連携をとりながら、引き続き管理職を含めた職員研修を実施します。 また、新入職員向けに、自立生活支援課職員から、研修時に説明を行い、理解促進を図ります。	理解促進研修の実施回数・参加人数	2回 27人	継続	自立生活支援課 職員課
3 福祉・人権教育の充実	小中学校では、教科や道徳の時間、総合的な学習の時間の中で、手話・点字・車いすなどに関わる福祉体験学習等を行い、多種多様な障がいに対する理解教育を実施します。児童・生徒の発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解を深めることができるように努めるとともに、人権教育推進委員会、道徳教育推進委員会を活用します。 また、市民を対象とした専門家等による講演会等を開催し、精神分野を含めた障がい特性や障がい福祉の制度、ノーマライゼーション等の社会福祉について学ぶ機会を増やします。	福祉・人権に関する学習を実施した学校数 講演会等の参加者数	14校 36人	継続	指導室 自立生活支援課

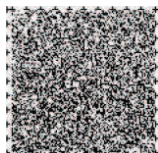
② 支えあいのネットワーク

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 関係機関・団体のネットワーク化	小金井市地域自立支援協議会を中心として、今後も障がいのある人の支援に当たっては、福祉・保健・医療・就労・教育等の関係機関、障がい者団体、ボランティア・NPO団体等が緊密に連携できるように努めます。 また、困難事例の検討やネットワークづくりにも取り組みます。	地域自立支援協議会実施回数	13回	継続	自立生活支援課
2 サービス事業者との連携	市内のサービス事業者と、定期的に集まる連絡会等を開催しています。今後も各事業者のサービスの質の向上を図ることや、適切なサービスの提供ができる体制を整えることを目的に、サービス事業者との連携を強化していきます。	市と事業所との連絡会実施回数 実事業所数	5回 13事業所	充実	自立生活支援課



③ 「心のバリアフリー」の推進

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 副籍交流の実施	小中学校では、特別支援学校在籍の児童生徒が、居住地域の小・中学校に副次的な籍をもち、居住地域とのつながりの維持・継続を図る副籍交流が実施されています。子どもの頃から交流する機会を持つことにより、「障がい」や障がいのある人に対する理解の気持ちを育めるよう、効果的な実施に努めます。	副籍交流実施校数 直接交流実施人数 間接交流実施人数	14校 直接交流：19人 間接交流：45人	継続	指導室
2 小金井市障害者差別解消条例の普及啓発	職場での「障がい」や障がいのある人に対する理解促進につながるよう、小学5年生を中心に『すべての人が幸せにくらせる「まち」を作るためのハンドブック』を配布し、「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」の普及啓発に努めます。	ハンドブックの配布数	1,284部	継続	自立生活支援課
3 障害者週間行事の活用	「障がい」や障がいのある人に対する理解促進のため、障害者週間をさらに広く周知していきます。 また、障がいのある人もない人も幅広く参加してもらえるよう、行事内容（講演・催し・作品展等）の見直し等を図るとともに、障がいのある人の社会参加への意欲が高まるよう努めます。	スペシャルイベントの参加者数 アンケート回収数	69人 101枚	充実	自立生活支援課

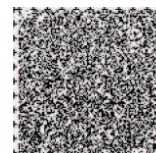


基本目標2 障がいのある人の社会参加や就労に向けた自立の基盤づくり

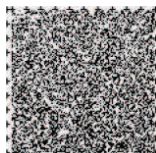
基本施策(1) 障がい児保育・療育・教育

① 障がい児保育・療育・教育の充実

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 特別支援教育の体制づくり	東京都が示している「東京都特別支援教育推進計画(第二期)」を踏まえて、特別支援教育研修会等の教員研修の充実、各校の校内委員会の充実、小金井特別支援学校との連携強化等、特別支援教育の充実を図ります。 通常の学級に在籍する発達障がいのある児童・生徒が、障がいの状態に応じた必要な指導・支援が受けられるよう、情報共有の仕組み等連携体制の強化を図ります。	特別支援教育研修会の実施回数・参加人数	5回 100人	継続	指導室
2 特別支援学校等への就学の支援	児童・生徒の心身の障がいの状態や発達の状況に応じて適切な教育と障がいの特性や必要性に応じた合理的な配慮を受けることができるよう、東京都の就学相談システムに準じ就学相談を実施し、特別支援学校・特別支援学級・通常学級(通級利用含む)の就学に際して必要な支援を実施します。	就学相談件数	121件	継続	学務課
3 特別支援教育の充実	発達障がい等があり、集団生活に適応しにくい児童・生徒が、在籍の学級で適切な指導やサポートを受け、周りの子どもたちと良好な関係が築けるよう個々の特性・ニーズにあった支援をします。また、特別支援学級推進委員会を定期的に開催し、特別支援教育に関する課題解決や内容の充実を図るとともに、特別支援教育に関する実践的・専門的な研修を実施し、特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室を担当する教員の指導力の向上を図ります。	特別支援学級推進委員会の開催回数・参加人数	8回 224人	継続	指導室



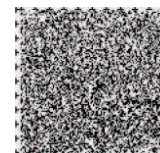
事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
4 特別支援を要する児童・生徒への支援	特別支援学級在籍者の通学に当たっては、小学校（1年～3年生対象）にスクールバスを運行し、自力登校の小学校高学年および中学生には交通費を支給しています。また、特別支援学級（知的）に在籍しスクールバスを利用していない児童・生徒に対し、GPSを貸与しています。	スクールバス運行台数 GPS貸与件数 交通費支給件数	3台 10件 35件	継続	学務課
5 教育助成金の支援	教育助成金は、学校教育法により就学義務を猶予又は免除されている保護者等に対するもので、支給を通じて学校へ行くことが困難で自宅学習している児童・生徒を支援します。	教育助成金受給人数	0人	継続	学務課
6 児童発達支援センター「きらり」における事業の推進	児童発達支援センター「きらり」は児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業、相談支援事業、外来訓練事業および親子通園事業等を実施し、0歳から18歳未満までの心身の発達において特別な配慮が必要な児童並びにその家族に対し切れ目のない相談支援を行います。 また、地域への支援として講演会並びに研修会等を開催し、発達に関する知識の普及啓発にも努めます。	相談件数 講演会（紙面講座除く）の講座数・参加人数	2,253件 9講座 546人	継続	自立生活支援課
7 障がい児保育の推進	市内認可保育施設において、可能な限り特別な配慮が必要な児童（医療的ケア児を含む）の保育を行います。	特別支援保育受け入れ可能園数	34園	充実	保育課
8 障がい児学童保育の充実	障がいのある児童は上限数を設けず、4年生までの受け入れを行っています。 児童発達支援センターきらりと連携した学期に1回の相談を継続し、今後も関係各所と連携を図りながら、適切な保育に努めます。	障がい児受け入れ人数	29人	継続	児童青少年課
9 放課後活動の充実	心身の発達において特別な配慮が必要な学齢児の放課後活動の場として、民間事業所のみならず児童発達支援センターにおいても放課後等デイサービス事業を実施しています。利用希望者および事業所共に増加しておりますが、サービスの質を確保しつつ、供給量の確保に努めます。	放課後等デイサービス実利用者数 ⇒ 障害児福祉計画	250人	充実	自立生活支援課



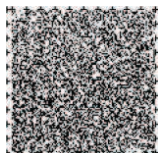
基本施策（2）社会参加や就労の促進

① 雇用・就労の促進

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 就職活動の支援	<p>障害者就労支援センターでは、相談件数や就労件数が増加傾向にあります。</p> <p>今後は、就労の地域開拓の一層の促進やハローワークなどの関係機関と連携をとりつつ、障がい者就労支援の拡大に努めます。</p> <p>また、手帳を取得できない何らかの支援が必要な人についても就労支援に関するニーズを把握し、適切な就労支援につなげていきます。</p> <p>さらに、離職を減らすため長期的な視点での相談・支援を実施します。</p>	<p>相談件数</p> <p>就労人数</p>	<p>7,296件</p> <p>135人</p>	継続	自立生活支援課
2 市での障がい者雇用の拡大	<p>現在、市の障がい者雇用の状況は法定雇用率は満たしているものの、職員採用試験での採用枠は多くはありません。障がいのある人が市職員として働くことができるよう、職場環境の整備に努めるとともに、積極的に採用していくことを検討します。</p>	6月1日現在の実雇用率	2.95%	継続	職員課
3 市での職場実習の受け入れの検討	<p>市役所での職場実習については定期的に行っていますが、今後は、庁内の各職場に実習生が配置できるよう、仕事の洗い出しや職員の意識をさらに高めていく必要があります。障がいのある人の職場実習を受け入れる体制を整備し、一般就労への移行を支援します。</p>	職場実習の実施回数・参加人数	<p>10回</p> <p>67人</p>	継続	自立生活支援課
4 福祉喫茶等の充実	<p>現在、栗山公園健康運動センター、障害者福祉センター、貫井北センターにおいて福祉喫茶等を設置し就労支援に努めていますが、今後も新たな設置場所の確保に努めます。</p>	福祉喫茶等の設置箇所数	3箇所	充実	自立生活支援課

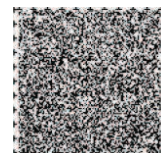


事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
5 市の業務の委託等の促進	<p>障がいのある人の福祉的就労の場の充実につなげるため、市の業務の委託等を促進できるよう、国等による障害者就労施設等からの物品調達の推進等に関する法律の趣旨に鑑み、全庁的に取り組みます。</p> <p>障がいのある方の就労意欲を高めるためにも、工賃向上へ向けて受注や販売機会の拡大に努めます。</p>	<p>契約件数</p> <p>金額</p>	<p>102件</p> <p>18,324,339円</p>	充実	自立生活支援課
6 障がい者雇用の促進	<p>障害者就労支援センターが中心となり、ハローワーク等関係機関と連携をとりつつ障がい者雇用の促進に取り組みます。</p> <p>また、地域開拓促進コーディネーターや就労支援・生活支援コーディネーターを設置し、地域雇用の掘り起こしや生活支援も併せて行い、働きやすい環境づくりをめざします。</p> <p>さらに、短時間労働も含め、企業と就労を希望する障がいのある人とのマッチングに取り組みます。</p>	相談件数	2,265件	継続	自立生活支援課
7 一般企業等の職場実習の開拓	<p>一般企業や福祉関連施設等に対しても、障がいのある人への理解・協力を求め、職場実習を行ってもらえるよう障害者就労支援センターを中心に働きかけを行います。</p>	企業相談件数	906件	継続	自立生活支援課
8 中間的就労の場づくりの検討	<p>障害者総合支援法では中間的就労の場として、就労移行支援、就労継続支援A型およびB型事業が制度化されています。多くの障がいのある人が一般就労につながるよう障害者就労支援センターやハローワーク等、労働関係機関と協力連携し、一般就労への移行支援および移行後のフォローアップ支援を積極的に行う事業所の確保に努めます。</p>	就労移行支援、就労継続支援A型及びB型事業事業所数	19事業所	充実	自立生活支援課



② 多様な社会参加の機会づくり

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 障がいのある人の自立をめざす学習の充実	障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、知識・技術を習得できる場を提供します。出前講座による講師派遣・パソコン教室の開催、公民館で行っている青年学級の開催など、学習の場の設定や情報提供に努めます。	障害者福祉センターでのパソコン講習会の実施回数・参加延人数	24回 33人	継続	自立生活支援課
2 障がい者スポーツの支援	スポーツ教室事業の中で障がいのある人を対象に、水泳教室を開くなどスポーツ活動の充実に努めています。 今後もスポーツ教室の回数を増やすなど、障がいのある人が気軽に参加できるスポーツ活動の充実に努めます。	スポーツ教室の回数 参加人数	14回 228人	継続	生涯学習課
3 農福連携の促進	「わくわく都民農園小金井」では、市内の障がい者福祉事業所と連携し、障がいのある人の農作業講習や園芸療法等による農福連携事業のモデル化を進めています。障がいのある人が「農」にふれあう機会の創出・支援をしていきます。	実施状況	実施	充実	経済課
4 選挙投票への支援	障がいのある人が円滑に投票を行えるよう、障がいの特性や状況に応じた合理的な配慮をするとともに、その周知に努めます。	投票・投票所における取組項目数 合理的な配慮のための物品の種目数	9項目 6種目	充実	選挙管理委員会
5 文化・スポーツ・レクリエーション活動への支援	障がいのある人も参加できる文化・スポーツ・レクリエーション活動事業を実施し、豊かで充実した地域活動の促進を図ります。	文化・スポーツ・レクリエーション活動事業の実施回数・参加人数	18回 179人	継続	生涯学習課
6 障がい者通所施設で作成した物品の販売や作品の展示機会の確保	障害者週間行事及びその他の催しとして、障がい者通所施設で作成した物品の販売や、絵画等芸術品の展示会を実施しています。今後も障がいのある人の地域への参加を促進するため、障がいのある人となない人が自然に交流できる場や機会などの環境の整備に努めます。	物品販売や展示会の実施箇所数及び開催日数	物品販売: 4箇所 8日 展示会: 4箇所 48日	充実	自立生活支援課

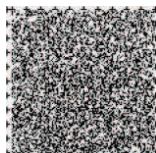


基本目標3 障がいのある人が安心して暮らしていくための 仕組みづくり

基本施策（1）居宅生活支援

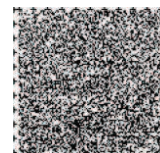
① 自立支援給付

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 訪問系サービス事業（自立支援給付）	<p>訪問系サービス事業には、居宅介護（ホームヘルプサービス）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援などがあります。居宅介護は在宅生活を送る上で基本となるサービスです。そこで、身体介護・家事援助・通院等介助についてサービスの質的・量的な充実を図るとともに、制度の適正を維持し、啓発に努めます。</p> <p>障害者総合支援法に基づき、東京都の指定を受けた事業所が適正なサービスを利用者に対して提供ができているか、監督体制を強化していきます。</p>	訪問系サービス事業所数	19事業所	充実	自立生活支援課
2 日中系サービス事業（自立支援給付）	<p>日中系サービス事業には、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所などがあり、ひとつないし複数の事業を利用することができます。</p> <p>身近な地域で支援を受けられるよう、サービス供給量の確保に努めます。</p>	日中系サービス事業所数	26事業所	充実	自立生活支援課
3 補装具費の給付（自立支援給付）	<p>身体に障がいのある人への補装具費の支給には、東京都の判定が必要なものや区市町村が判断できるものがあります。個々の状況や必要性に応じた適切な支給を行い、身体障がい者（児）の仕事、およびその他日常生活の能率向上を図ります。</p>	補装具費支給件数	177件	継続	自立生活支援課



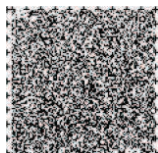
② 地域生活支援事業

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 コミュニケーション支援事業 (地域生活支援事業)	聴覚障がい者等の社会生活上の円滑なコミュニケーションが確保できるよう手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っています。利用者が限定されている現状にあり、より一層の事業の周知徹底に努めます。	利用延人数 ⇒障害福祉計画・障害児福祉計画	103人	継続	自立生活支援課
2 日常生活用具費給付(地域生活支援事業)	障がいのある人への日常生活を容易にすることを目的として日常生活用具費の支給を行います。技術革新などによって種目がニーズに合わなくなることもあるため、随時見直しを行います。難病者に対しても給付を実施していますが、周知不足からか利用が少ないのが現状なため、引き続き周知徹底に努めます。	給付件数 ⇒障害福祉計画・障害児福祉計画	1,465件	継続	自立生活支援課
3 移動支援事業 (地域生活支援事業)	屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上必要な外出や余暇活動および社会参加を目的とした外出のための支援を行います。必要な人が利用できるよう拡充に努めます。 利用者からは通勤、通所、通学の対象化や、また長期休暇期間の支給時間増の要望等があり、支給要件の一部を緩和したところですが、今後も国の動向を注視し、利便性の向上に努めます。	実利用者数 ⇒障害福祉計画・障害児福祉計画	114人	充実	自立生活支援課
4 日中一時支援事業(地域生活支援事業)	障がいのある人の日中活動の場を提供するとともに、家族のための就労支援やレスパイトを行います。市内で日中一時支援事業を行っている事業所は、桜町児童ショートステイと障害者福祉センターの2か所しかなく、ニーズに応じた新たな事業所の参入を促進するよう努めます。	実利用人数 ⇒障害福祉計画・障害児福祉計画	22人	充実	自立生活支援課
5 訪問入浴サービス事業(地域生活支援事業)	家庭での入浴が困難な身体に重度の障がいのある人に、入浴巡回車を派遣し組立式浴槽を使って在宅での入浴介助を実施します。障害者福祉センターで実施している入浴サービス事業とも連携し、利便性の向上に努めます。	実利用人数 ⇒障害福祉計画・障害児福祉計画	10人	充実	自立生活支援課



③ その他事業

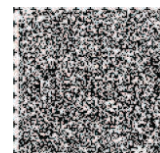
事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 精神障害回復途上者デイケア事業	回復途上にある精神に障がいのある人が対人関係や日常生活に必要な技術を習得し、社会復帰、社会参加することができるよう支援を行います。市内の公共施設を実施場所とし、利用者のニーズに応じたプログラムを展開していきます。	実施回数・参加延人数	50回 177人	継続	自立生活支援課
2 重度脳性麻痺者介護事業	20歳以上の重度脳性麻痺者が介護を受けることにより、生活圏の拡大を図るとともに、重度脳性麻痺者の福祉の増進を図られることを目的としています。東京都助成分に市上乗せ分を併せて助成を行っています。	派遣日数	312日	継続	自立生活支援課
3 心身障害者介護人派遣事業	在宅の障がい者を介護している保護者が、疾病等の理由により家庭での介護が困難になった場合、市に登録した介護人を派遣します。障害者総合支援法における代替サービスが確立されていることや利用状況を踏まえ、事業の必要性について検討します。	派遣回数	49回	検討	自立生活支援課
4 心身障害者寝具乾燥サービス事業	寝具乾燥が困難な障がい者に対し、寝具乾燥車により寝具乾燥を行います。現状での利用者は少人数となっており、周知徹底を図りつつ、利用状況を踏まえ、事業の継続について検討します。	実利用人数・利用回数	2人 18回	検討	自立生活支援課
5 精神障害者配食サービス事業	在宅の精神障がい者に配食サービス事業を提供することにより、その自立と食生活の質の確保を図り、併せて安否の確認を行っています。	実利用人数・配食数	42人 5,270食	継続	自立生活支援課



基本施策（2）施設サービス

① 施設サービスの充実

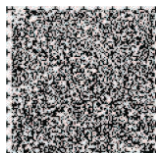
事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 居住系サービス事業	<p>居住系サービス事業には、施設入所支援・介護サービスを含む共同生活援助（グループホーム）がありますが、市内には入所施設がないことから、施設での生活を余儀なくされている人は他市の入所施設を利用しているのが現状であるため、事業所の新規開設に向けた取組を進めます。</p> <p>また、障がいのある人の地域移行が求められる中、グループホームなどの居住環境の整備・充実に努めます。</p>	居住系サービス事業所数	15事業所	充実	自立生活支援課
2 通所系サービス事業	<p>通所系サービス事業には、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）がありますが、市内には利用希望が高い知的障がい者が通う生活介護事業所が不足しているため、整備・充実に努めます。</p> <p>また、市内の利用の現状を的確に把握できるよう、連携体制の強化を図ります。</p>	通所系サービス事業数	23事業所	充実	自立生活支援課



基本施策（3）相談支援・情報提供体制

① 相談支援体制の充実

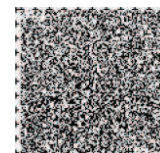
事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 市の自立生活支援課の窓口	<p>自立生活支援課では、三障がいあわせた相談支援を行っています。窓口では保健師2名、精神保健福祉士4名を配置し、専門的な相談等に対応しています。</p> <p>また、障がい者本人に係る差別に関する相談や、虐待に関わる相談・通報も受け付けています。</p> <p>相談支援につながない人への働きかけも含め、相談窓口及び事業内容の周知を図ります。</p>	職員配置状況	6人	継続	自立生活支援課
2 障害者地域自立生活支援センター	<p>障害者地域自立生活支援センターでは、相談専門員やピアカウンセラーによるきめ細かい相談支援を行っています。</p> <p>障がい者本人に係る差別、虐待や権利擁護を含めた障がいのある人の生活全般に関わる相談にも対応しています。今後も、障害者地域自立生活支援センターの機能のさらなる充実に努めます。</p> <p>また、基幹相談支援センターを中心として相談に即応できる体制に努めます。</p>	相談件数	3,904件	継続	自立生活支援課
3 地域活動支援センター	<p>地域活動支援センターでは、きめ細かい相談に基づき、利用者の社会参加の促進を図るため、ニーズに応じたプログラムを展開し、社会適応訓練や日常生活支援、地域交流活動等を実施しています。事業内容や職員配置等によってⅠ～Ⅲ型までの類型があります。</p>	利用延人数	Ⅰ型： 3,309人 Ⅱ型： 1,915人	継続	自立生活支援課
4 障がい者相談員活動の実施	<p>障がいのある人やその家族が自己の経験に基づいて、障がいのある人等の相談（ピアカウンセリング）を行います。様々な相談内容や相談者に対応でき福祉制度等に精通した相談員が必要であるため、研修や情報交換等を行い相談員のスキルアップに努めます。</p>	身体障害者相談員・知的障害者相談員の相談件数	身体障害者相談員： 13件 知的障害者相談員： 13件	継続	自立生活支援課



事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
5 ケアマネジメント（個別の支援計画）の拡充	指定特定相談支援事業者は、障がいのある人の必要性に応じてサービス等利用計画を作成するサービス（計画相談支援）を提供し、作成費を市に請求することができます。増加する利用者のニーズに応えられるよう、指定特定相談支援事業所の拡充に努めます。	指定特定相談支援事業所数	13事業所	充実	自立生活支援課
6 相談支援専門員の養成	障害者総合支援法では自立支援給付にサービス等利用計画作成費が位置づけられており、ケアマネジメントが制度化されています。今後もサービス利用計画作成対象者が拡大され需要が増加することが見込まれるため、東京都と連携しながら相談支援専門員の養成に努めます。	4月1日現在の相談支援専門員数	26人	充実	自立生活支援課

② 情報提供体制の充実

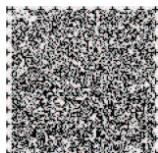
事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 「障がい者福祉のてびき」の発行	障がい者福祉施策に関わる制度全般について網羅した「障がい者福祉のてびき」を発行しています。最新の情報提供のため、随時細かい内容変更に対応します。また、市ホームページ上でも閲覧・ダウンロードできるようになっています。今後も情報を必要とする人に広く提供できるように努めます。	ホームページ閲覧数	1,941	継続	自立生活支援課
2 「小金井市障害福祉サービスガイドライン」の発行	障害福祉サービス及び児童通所支援の支給決定の流れ、サービスの種類、対象者等を示した「小金井市障害福祉サービスガイドライン」を発行しています。サービスの標準支給量は国による報酬改定に合わせて改定が必要なため別冊で発行し、必要に応じて対応します。利用者やその家族、支援者等に基準として示すため、市ホームページ上で公開しています。	ホームページ閲覧数	154	継続	自立生活支援課



事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
3 公共施設における情報提供	身近なところで情報を入手できるよう、行政や民間団体が提供するサービスや催し物に関する冊子やパンフレットを市役所庁舎はもちろんのこと、保健センター、障害者福祉センター、図書館等、障がいのある人が随時訪れる場所で欲しい情報が得られるよう努めます。	実施状況	実施	継続	自立生活支援課
4 市のホームページでの情報提供	インターネットを活用することにより、誰もが容易に情報を入手できるようホームページ機能（申請書のダウンロード、検索機能など）の使い易さの向上に努めます。	実施状況	実施	継続	広報秘書課

③ 包括的支援体制の整備

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 福祉総合相談窓口との連携	複合化・複雑化している福祉課題や相談ニーズに応え、情報共有や課題の整理、切れ目のない伴走型の支援につなげていけるよう、福祉相談窓口との連携を強化していきます。	支援調整会議の開催回数	35回	充実	地域福祉課 自立生活支援課
2 地域活動支援センターの充実	地域活動支援センターを中心に、世代や属性を超えて、すべての住民が交流できる場や居場所の構築を目指します。	地域活動支援センターにおける市民団体の登録団体数・延利用人数	—	充実	自立生活支援課
3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいのある人が、地域で安心して暮らしていけるよう、保健、医療、福祉関係者等と連携し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。	精神保健福祉連絡協議会等の開催回数	協議会： 3回 部会： 4回	継続	自立生活支援課



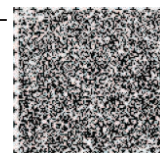
基本施策（4）保健・医療

① 保健・医療の充実

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 医療・リハビリテーション相談の充実	障がいのある人が適切な医療やリハビリテーションを受けることができるよう医療機関窓口や市内の医師会、歯科医師会等と連携しながら相談支援を行います。	実施状況	実施	継続	自立生活支援課 健康課
2 療育相談	障がいのある児童や、疾病により長期に療養を要する児童を対象に、専門員による相談や指導を行います。	障害児相談支援の支給件数	293件	継続	自立生活支援課
3 歯科相談	通院が困難な障がいのある人等に対し、歯科医師会と連携して、かかりつけ医の紹介を行っています。また、障がい者（児）の施設において、口腔健康維持のためのアドバイスを行っています。	対応件数	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止	継続	健康課 ※1
4 障がいの早期発見	各種の乳幼児健康診査や保健相談等の中で障がいを早期発見し、その障がいにあった適切な支援を行い、障がいの早期発見・療育ができるよう、子への健康診査と適切な関係機関への紹介等相談の充実に努めます。	乳幼児経過観察健康診査の人数 乳幼児発達健康診査の人数 1歳6か月経過観察健康診査（心理）の人数 3歳児経過観察健康診査（心理）の人数	乳幼児経過観察健康診査： 61人 乳幼児発達健康診査： 22人 1歳6か月経過観察健康診査： 96人 3歳児経過観察健康診査： 88人	継続	健康課 ※2
5 障がい者健康診査	16～39歳の障がいのある人を対象に集団方式で健康診査を実施しています。必要に応じて、内容について適宜検討しながら、引き続き、保健センターで集団健康診査を行っています。	件数	33件	継続	健康課

※1 令和6年度からは健康課とこども家庭センターが担当課となる予定です。

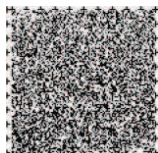
※2 令和5年度までは健康課が、令和6年度からはこども家庭センターが担当課となる予定です。



事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
6 医師による訪問健康診査	小金井市の国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者であり、40歳以上の在宅重度障がい者は、希望により家庭に医師が訪問し、健診を行います。	件数	6件	継続	保険年金課
7 精神保健福祉相談・医療相談	精神障がいのある人に、障害福祉サービスに関することや日常生活・社会生活における困りごとについて、個別相談、助言、支援を行っています。障害者福祉センターでは専門医による相談・指導も実施しています。 対応困難なケースについては、保健所や精神保健福祉センター等の関係機関と連携しながら支援を行います。	精神保健福祉相談の相談者延人数 医療相談件数	1,312人 0件	継続	自立生活支援課
8 リハビリテーション体制の整備	障害者福祉センターで、障害者総合支援法に基づく自立訓練（機能訓練）を行っています。障がいに起因する多様なニーズに応じたリハビリテーションを行い、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう身体機能や生活能力の維持または向上を図っています。	利用延人数	443人	継続	自立生活支援課

② 医療に対する助成

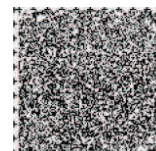
事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 心身障害者（児）医療費の助成	国民健康保険や組合健康保険などの公的な医療保険に加入している一定の障がいのある人に対して、医療機関に支払う自己負担金の助成を行っています。	受給者数	682人	継続	自立生活支援課
2 自立支援医療の充実	身体や精神の障がいを除去したり軽減したりするための医療費を助成します。障がい児に対する育成医療、身体障がい者に対する更生医療、精神障がい者に対する通院医療があります。原則1割負担ですが、所得等に応じて負担軽減策を講じています。	育成医療・更生医療の給付実人数 精神通院の申請者数	育成医療：4人 更生医療：75人 精神通院：2,206人	継続	自立生活支援課



③ 重度障がい・医療的ケア児（者）支援の充実

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 重症心身障がい児（者）等への支援	訪問看護サービスを利用し、在宅で介護を受けている重症心身障がい児（者）等を対象に、レスパイト事業を実施しています。訪問看護事業所から看護師等を派遣し、重症心身障がい児（者）の健康を保持するとともに、介護する家族等の負担の軽減を図っています。 また、保健所と連携し、医療依存度の高い重症心身障がい児（者）の支援を行っていきます。	重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業の利用登録者数	5人	継続	自立生活支援課
2 医療的ケア児（者）とその家族等への支援の推進	医療的な支援が必要な児（者）に対して適切な支援を行うため、医療的ケア児（者）のニーズの把握に努め、必要なサービスが利用できるよう、保健、医療、福祉、教育、子育て等の関係機関による協議の場の意見等も踏まえ、サービスの提供体制の構築を進めます。	医療的ケア児支援連携推進協議会等の開催回数	協議会：2回 関係課会議：4回	継続	自立生活支援課 健康課※ 子育て支援課 保育課 児童青少年課 学務課 指導室

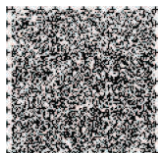
※ 令和5年度までは健康課が、令和6年度からはこども家庭センターが担当課となる予定です。



基本施策（5）経済的支援

① 手当等の支給

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 障害基礎年金 ・特別障害給付金	障害年金の制度について相談者にわかりやすく説明をし、受給につなげられるよう相談体制の充実を図ります。	相談件数 請求件数	相談:88件 請求:42件	継続	保険年金課
2 特別障害者 (児)手当等の 支給	在宅の重度障がい者(児)で、日常生活において常時介護を必要とする方に手当を支給します。(国制度)	受給者数	199人	継続	自立生活支援課
3 特別児童扶養手 当の支給	20歳未満で、知的または身体に中度以上の障がいのある児童を扶養する父母または養育者に対して手当を支給します。(国制度)	受給者数	140人	継続	自立生活支援課
4 東京都重度心身 障害者(児)手 当の支給	在宅で、著しく重度の知的または身体障がい者(児)に対して手当を支給します。	受給者数	73人	継続	自立生活支援課
5 児童育成手当 (障がい)の支 給	20歳未満で、知的または身体に重度の障がいのある児童を扶養する父母または養育者に対して手当を支給します。	受給者数	77人	継続	子育て支援課
6 心身障害者福祉 手当の支給	身体障がい者手帳、愛の手帳所持者、脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方に障がいの程度等に応じ手当を支給します。	受給者数	1,302人	継続	自立生活支援課
7 難病者福祉手 当の支給	原因が不明確で治療方法が未確立な指定された疾病のため、現在治療を受けている方に手当を支給します。	受給者数	814人	継続	自立生活支援課

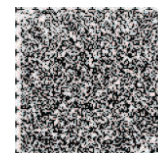


② 諸料金等の助成

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 障がい者（児）日常生活用具費の自己負担分の助成	日常生活用具費（排泄管理支援用具）の交付に要した自己負担分の一部を市が助成します。	助成件数	61件	継続	自立生活支援課
2 診断書料の助成	身体障がい者手帳、愛の手帳および精神障がい者保健福祉手帳申請のための診断書料に対して、3,000円を限度として助成を行います。	助成件数	554件	継続	自立生活支援課

③ 料金等の減免

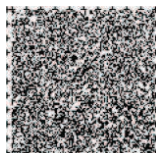
事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 下水道料金の減免	身体障がい者手帳または愛の手帳を所持する方がいる世帯で、市民税所得割が非課税の世帯に対して下水道料金の減免を行います。	減免件数	195件	継続	下水道課
2 軽自動車税の減免	身体障がい者手帳、愛の手帳または精神障がい者保健福祉手帳を所持する方の移動のために使用する軽自動車で、一定の条件を満たす場合に軽自動車税を減免します。	申請件数 減免決定件数	申請： 135件 減免： 133件	継続	市民税課



基本施策（6）サービス利用に結びついていない人への支援

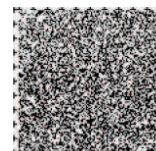
① サービス利用に結びついていない人への支援

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 高次脳機能障がいへの対応	<p>高次脳機能障がいの方やそのご家族に対して、障害福祉サービスなどの相談を窓口で受けています。適切なサービスにつなげられるよう努めます。</p> <p>また、高次脳機能障害や、その中でも特に、言葉に関わる働きをする部分の損傷による失語症などは、「見えない障がい」とも言われ、誤解されやすいことから、社会の理解が得られるよう周知を図ります。</p>	小金井市障害者地域自立生活支援センター相談件数	107人	継続	自立生活支援課
2 障がい者手帳を持たない要支援者への支援	<p>発達障がいや高次脳機能障がいのある人は、手帳を保持しているか否かにかかわらず、障害者総合支援法に基づく給付の対象となり、支援を必要とする方に対し、必要なサービスを提供します。</p> <p>また、障がい者支援に係る人を対象に研修等を実施し、難病、高次脳機能障がい、発達障がい等に関する知識の普及に努めるとともに、こうした障がいに関する専門的知識を有する人材の育成に努めます。</p>	<p>小金井市障害者地域自立生活支援センター難病・高次脳機能障害講演会の実施回数・参加者数</p> <p>小金井市児童発達支援センターの支援者向け研修の実施回数・参加者数</p>	<p>難病講演会: 1回・16人</p> <p>高次脳機能障害講演会: 1回・25人</p> <p>支援者向け研修: 2回・112人</p>	継続	自立生活支援課
3 サービス利用に結びついていない人に対する支援策の制度化についての働きかけ	<p>サービス利用に結びついていない難病や、軽・中度の視覚・聴覚障がい者など制度の谷間にある人に対する支援策が、早期に確立、制度化されるように、国や東京都への働きかけを引き続き行っていきます。</p>	国・都等への要望件数(回数)	1回	継続	自立生活支援課



障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
4 発達障がいへの対応	<p>発達障がい者支援の一層の充実に向け、相談支援体制を構築するとともに、発達障がいに関する広報や啓発に努め、関係部署との連携により施策を推進します。</p> <p>また、地域の身近な場所で必要な支援を受けることができるよう発達支援事業の整備を行い、医療機関との連携を図っていきます。</p>	小金井市障害者地域自立生活支援センター相談件数	154人	継続	自立生活支援課
5 医療的ケア児コーディネート事業	<p>令和5年7月に医療的ケア児相談窓口を設置しました。医療的ケア児及びその家族が、状況に応じた適切な支援を受けることにより地域で安心して暮らしていけるよう、サービスにつなげていない対象児の把握に努め、切れ目のない支援を行います。</p>	支援対象児支援記録の登録者数	—	充実	自立生活支援課

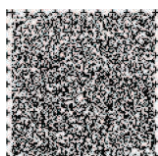


基本目標4 誰もが気持ちよく共に暮らせる環境づくり

基本施策（1）自由な移動の確保

① 自由な移動の確保

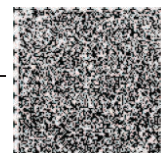
事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 タクシー代やガソリン費の助成	通院や買い物など、日常生活の移動の助けとなるよう、タクシー代やガソリン費の一部を助成し、福祉の増進を図ります。 また、利用を促進するため、申請方法の見直しについて検討します。	助成延件数	タクシー代： 839件 ガソリン費： 762件	充実	自立生活支援課
2 自動車教習費用の助成	障がいのある人の自立生活を支援するため、自動車運転免許を取得する費用の一部を助成します。	助成件数	1件	継続	自立生活支援課
3 自動車改造費用助成	身体に障がいのある人が運転できるよう自動車を改造する際に、その改造費用の一部を助成します。	助成件数	1件	継続	自立生活支援課
4 各種交通機関の運賃及び通行料の割引	令和5年4月のココバス再編に伴い、障害者割引を導入しました。また、都営交通については、無料乗車券（証）の発行を行っています。 鉄道や航空機などの各種交通機関の運賃や通行料の割引について周知し、利用の促進を図ります。	都営交通無料乗車券（証）の発行件数	298件	継続	自立生活支援課
5 ハンディキャップ運行等の支援	通院や買い物など、日常生活の移動の助けとなるハンディキャップ運行等を行う民間団体を支援するための補助金の交付を行います。	補助対象事業の運行回数	5,184回	継続	自立生活支援課



基本施策（2）情報アクセシビリティの向上と コミュニケーション支援

① 情報アクセシビリティの向上

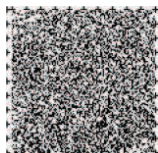
事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 「声の広報」の製作	電話による案内・市報掲載等により「声の広報」（デイジーCD、CD、市ホームページに掲載による広報）の普及に努めます。声の広報は「対面朗読の会」の協力により録音しています。今後もさらなる利用促進に努めます。	利用者数	20人	充実	広報秘書課
2 「声の議会だより」の製作	市議会定例会または臨時会開催後に発行される「こがねい市議会だより」を市内のボランティアグループの方がデイジーCD等に収録し、「声の議会だより」として視覚障がい者へ郵送しています。今後も周知徹底を図り、より多くの人に利用してもらうよう努めます。	利用者数	9人	充実	議会事務局
3 幅広いコミュニケーションのできる職員の養成等	現在、手話のできる職員については、自発的に取り組んでいただくものとして、有志による自主研修の形で行っていきます。今後は職員課等とも調整しながら、聴覚障がい者の申請手続き等の支援を行うため、手話だけでなく、筆談の研修を行うなど、総合的な窓口対応向上に努めます。	筆談研修等の実施検討	未実施	改善	自立生活支援課
4 審議会等への手話通訳者の配置	市民参加条例の理念から、聴覚障がい者も傍聴可能な会議を傍聴できるようほとんどの課において手話通訳を配置するよう努めています。 今後も公的で傍聴可能な全ての会議について、手話通訳者を配置するよう努めます。	手話通訳配置可能な審議会数	4件	充実	自立生活支援課
5 公的発行物への点字等整備	公的に発行された印刷物について、視覚障がい者には点字や音声コード付随の文書を個別に送付しています。今後も必要に応じて音声コード付随の発行物の作成を行うとともに、活字読み上げ装置の公共施設等設置の充実をめざします。	音声コード付随の発行物の作成状況	4件	充実	自立生活支援課



事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
6 点字図書の提供	定期的に点字図書の供給をしていますが、利用が少ないため利用者への周知に努め、サービスの普及を進めます。	点字図書の蔵書数	202件	継続	図書館
7 対面朗読の実施	対面朗読の充実を図るとともに、幅広い利用者への周知ができるよう努めます。	対面朗読の利用件数	2件	継続	図書館
8 デジター図書への対応	「対面朗読の会」の協力により、デジター図書を作成しています。利用者へのデジター機器の貸し出し、他区市町村との協力を行うことで、デジター図書のさらなる充実に努めます。	デジター図書の蔵書数 貸出数	蔵書: 79冊 貸出: 36件	充実	図書館
9 音声媒体・テキストファイルによる情報提供	視覚障がい者の情報入手を支援するため、印刷物の情報をデジターCD等の音声媒体やテキストファイル（パソコンの音声変換ソフトを使用し、情報を入力できるようにするため）で提供します。市ホームページや市報、議会だより等対応していますが、今後も必要なものに関して提供できるよう努めます。	声の議会だより・声の広報の発行数 デジター図書の作成数	声の広報: 24件 声の議会だより: 4件 デジター図書: 7件	継続	広報秘書課 議会事務局 図書館

② 意思疎通支援の充実

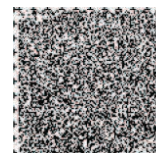
事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 障がい特性やコミュニケーション手段（ツール）の確保及び理解促進	障がい者の日常生活や社会生活における社会参加のためのコミュニケーション手段（ツール）を確保するため、手話や要約筆記等の専門的な技術を有する人材の養成・確保に努めます。 また、様々な障がい特性や状況に応じてコミュニケーションの支援を行うには、障がい特性やツール（字幕、手話通訳、要約筆記、筆談、点字、拡大文字、音声解説、平易な表現（やさしい日本語）等）に関する理解がさらに重要です。コミュニケーション支援を円滑にできるよう、市民への理解促進を図ります。	手話奉仕員養成講座・手話通訳者養成講座の講座数・受講者数 研修事業の実施回数・参加者数	奉仕員講座: 2講座・57人 通訳者講座: 2講座・5人 研修事業: 1回・38人	継続	自立生活支援課



基本施策（3）住まいの確保・整備

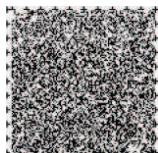
① 住まいの確保・整備

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 グループホームの整備	中・長期的な展望のもとに障がいのある人の居住に関する需要を把握し、その動向を見極めながら、グループホームの導入促進を行います。 また、障がいのある人が独立して地域生活を送れるための多様な住宅の確保の在り方について調査・検討し、地域生活に必要な居住環境の確保に努めます。	グループホーム数	15事業所	充実	自立生活支援課
2 市営住宅の優先申込	車いすを利用する方が入居できるようにスロープを設置している市営住宅については、障がいのある人等が優先的に入居できるようにしています。 今後も障がいのある人、障がいのある人と同居の親族に対して、市営住宅へ優先的に入居できるよう配慮します。	市営住宅車椅子専用住戸の確保数	2戸	継続	まちづくり推進課
3 障害者住宅入居等支援事業の実施	一般住宅への入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な手続等に係る支援を行うとともに、生活上の課題に応じた相談支援を行います。	入居手続等の支援件数 生活上の課題の相談件数	手続等支援： 4件 相談件数： 459件	継続	自立生活支援課
4 公営住宅のバリアフリー化	公営住宅の建替え等に当たっては、公営住宅に住む障がいのある人が生活しやすくなるよう、公営住宅のバリアフリー化を推進します。	建替え時のバリアフリー化の施工件数	建替え事例なし	継続	まちづくり推進課
5 重度身体障害者（児）住宅設備改修費の助成	重度身体障がい者（児）の日常生活の利便を図るため、住宅設備改修費の一部を助成しています。	給付件数	1件	継続	自立生活支援課
6 重度知的障害者（児）在宅設備改修費の助成	重度知的障がい者（児）の騒音、安全対策のための住宅設備改修費に対する助成についてのニーズ等を把握し、他制度により補い合うことができないかも含めて、国や都の方針・他自治体の動向等を見極めつつ検討を行います。	実施状況	未実施	改善	自立生活支援課



障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

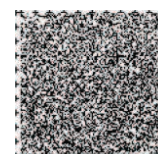
事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
7 住宅相談の充実	障害者地域自立生活支援センターにおいて、身体状況に応じた住宅のバリアフリー化を希望する障がいのある人に対して、住宅設備改修の相談・助言を行います。	相談件数	3件	継続	自立生活支援課
8 障害者支援施設の確保のための取組	障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、障害者支援施設の設置が求められています。 障害者支援施設の確保に向けて、新規開設に必要な支援等の検討を進めます。	障害者支援施設数	未設置	充実	自立生活支援課



基本施策（4）災害発生時の支援

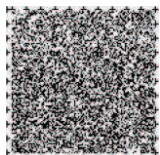
① 防災意識の向上

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 防災意識の向上	災害による被害を最小限に食い止めるため、平常時から、地域住民と連携した防災訓練を実施するとともに、防災講座などを通じて、防災知識の普及啓発を図ります。	出前講座の参加人数	32人	継続	地域安全課
2 災害時における避難行動要支援者への支援体制の充実 ※他計画再掲	災害時等に自力で避難することが困難で、家族等の支援を受けられない障がいのある人等を「避難行動要支援者」として、避難行動要支援者名簿を作成しています。さらに、地域の方に「支援者」となっていただき、見守りや安否確認、避難支援の体制を整備して、安心して暮らせるまちづくりを目指すためのモデル地区事業を実施しています。 避難行動要支援者への支援対策を充実させるため、避難行動要支援者本人の自己防衛意識の向上や、名簿登載の必要性に対する理解促進を図ります。	年度末現在の障がい者の名簿登載者数	413人	充実	地域福祉課



② 災害発生時の体制整備

事業名	施策内容	指標	令和4年度	今後の方向性	担当課
1 災害発生時の体制整備	<p>障がい者が災害時に安心して過ごせるよう、福祉避難所の確保に努めます。</p> <p>また、災害発生時に適切な対応・支援ができるよう、定期的に福祉避難所の開設訓練を実施し、運営体制の充実に努めます。</p>	<p>災害発生時における福祉避難所の設置数</p> <p>福祉避難所の開設訓練実施回数</p>	<p>福祉避難所：26施設（うち障がい者(児)関係施設10施設）</p> <p>開設訓練：1回</p>	充実	地域安全課 自立生活支援課
2 地域ぐるみの支援体制	<p>障がいのある人の個々の特性への配慮の必要性を踏まえ、地域の障がい者関係団体等と連携し、地域全体での取組体制を構築します。</p> <p>また、障害者福祉センターでは、地域が実施する防災訓練に積極的に参加し、地域との協力関係を構築します。</p>	<p>地域における防災訓練への参加人数</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で不参加</p>	継続	地域安全課 自立生活支援課





数値目標とサービスの見込量

(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)

1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画における目標の進捗状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

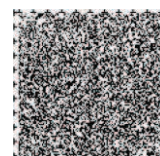
項目	目標値	令和4年度実績	令和5年度見込
令和5年度末の施設入所者数	60人	58人	58人
令和5年度末までの地域生活移行者数	4人	1人	4人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標値	令和4年度実績	令和5年度見込
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	7回	7回
保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	13人	13人	20人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

(3) 地域生活支援拠点等の整備

項目	目標値	令和4年度実績	令和5年度見込
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	年1回以上	整備中	1回



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

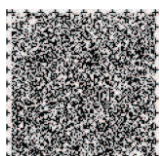
項目	目標値	令和4年度実績	令和5年度見込
令和5年度の一般就労移行者数 (就労移行支援)	10人	19人	16人
令和5年度の一般就労移行者数 (就労継続支援A型)	1人	0人	0人
令和5年度の一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	2人	1人	0人
令和5年度における就労定着支援事業 の利用者数	48人	24人	23人

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

項目	目標値	令和4年度実績	令和5年度見込
令和5年度末までに 児童発達支援センター設置	設置済	設置済	設置済
令和5年度末までに保育所等訪問支援 を利用できる体制構築	実施する	実施済	実施済
令和5年度末までに重症心身障害児を 支援する児童発達支援事業所の確保	確保済	確保済	確保済
令和5年度末までに 重症心身障害児を支援する放課後等デ イサービス事業所の確保	確保済	確保済	確保済
令和5年度末までに医療的ケア児支援 のための協議の場	設置予定	設置済	設置済
令和5年度末までに医療的ケア児等に 関するコーディネーターの配置	配置予定	配置検討	配置済

(6) 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標値	令和4年度実績	令和5年度見込
総合的・専門的な相談支援 (実施の有無)	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等 による専門的な指導・助言件数	1件	2件	3件
地域の相談支援事業者の人材育成の支 援件数(研修含む)	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の 実施回数	4回	4回	6回



2 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画における 数値目標設定について【成果目標】

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

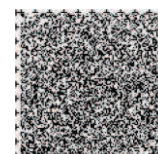
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標値		設定の考え方
令和8年度末の施設入所者数	55人	令和4年度末時点(58人)から5%削減 【国指針：令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減】
令和8年度末までの地域生活移行者数	4人	令和4年度末の施設入所者数(58人)の6%が、施設からグループホーム等へ地域移行 【国指針：令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行】

○目標達成のための方策

施設入所者及び出身世帯の状況を把握し、施設から地域生活への移行を希望する者に対して、サービスの調整・確保を図りつつ、施設退所及び退所後の生活への支援を行っていきます。

また、生活の場の確保、地域医療との連携体制の整備、地域生活支援拠点等の整備に取り組めます。



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

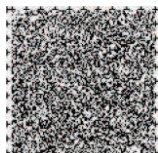
目標値		設定の考え方
令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）	10人	【国指針：当該市町村が属する都道府県が、当該市町村の区域における令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定める】

【活動指標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	13人	13人	13人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	5人	5人	5人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	27人	29人	31人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	42人	45人	49人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	18人	22人	26人

○目標達成のための方策

自立支援協議会において精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する課題抽出、課題解決のための目標設定や取り組みを継続します。また、より多角的な視点から課題を捉え解決に向けた取り組みを行うため、引き続き協議の場の充実を図ります。



(3) 地域生活支援拠点等の整備

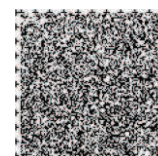
目標	設定の考え方
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	【国指針：令和8年度末までの間に、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本】
強度行動障害を有する者への支援体制の充実	【国指針：令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本】

【活動指標】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置か所数	面的整備型	1か所	1か所	1か所
	多機能拠点整備型			
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数		1回	1回	1回
強度行動障害を有する者への支援体制の充実		検討	検討	検討

○目標達成のための方策

地域生活支援拠点等を障害者の生活を地域全体で支える核として機能させるため、基幹相談支援センターと連携し、関係者への研修等を行います。また、運営する上での課題を共有できるよう、拠点等に関与するすべての機関及び人材の有機的な結びつきを強化します。



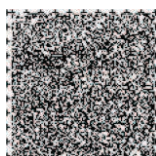
(4) 福祉施設から一般就労への移行等

目標値		設定の考え方
福祉施設から一般就労への移行者数	26人 (1.28倍増)	令和8年度末時点で、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労へ移行する人数。令和4年度実績値(20人)の1.28倍増 【国指針：令和3年度実績の1.28倍以上】
就労移行支援事業からの一般就労への移行者数	25人 (1.31倍増)	令和8年度末時点で、就労移行支援から一般就労へ移行する人数。令和4年度実績(19人)の1.31倍増 【国指針：令和3年度実績の1.31倍以上】
就労継続支援事業からの一般就労への移行者数	2人 (1.28倍増)	令和8年度末時点で、就労継続支援A型及び就労継続支援B型から一般就労へ移行する人数。令和4年度実績値(B型1人)の1.28倍増 【国指針：令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上(A型)、1.28倍以上(B型)】
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	2事業所	令和8年度末時点で、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上 【国指針：就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上】
一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業を利用した者の割合	60%	令和8年度末時点で、一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業を利用した者の割合。令和4年度実績値(19人中8人)の1.41倍増 【国指針：令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上】
就労定着支援事業所の就労定着率8割以上の事業所の割合	50%	令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を5割以上。【国指針：令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本】

○目標達成のための方策

障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等との連携を進めながら、障害のある人の就労を支援していきます。

また、特別支援学校等卒業生を含めた障害のある人の就労支援をより一層推進していくため、特別支援学校等との連携も強化していきます。



(5) 障害児支援の提供体制の整備等

目標	設定の考え方
令和8年度末までに児童発達支援センター設置	【国指針：令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本】
令和8年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	【国指針：令和8年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本】
令和8年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所の確保	【国指針：令和8年度末までに、各主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本】
令和8年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	【国指針：保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本】
令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	

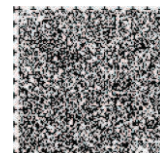
【活動指標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	15人	15人	15人
ペアレントメンターの人数	2人	3人	3人
ピアサポートの活動への参加人数	検討	検討	検討

○目標達成のための方策

地域の関係機関や団体と連携しながら、新たな事業所の参入を促進し、整備等を図ります。

また、医療機関等との一層の連携により、子ども一人ひとりの障害特性に応じて、適切な対応により健全な発達が促せるよう支援の質の向上に努めていきます。



(6) 相談支援体制の充実・強化等

目標	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	【国指針：相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制を確保】

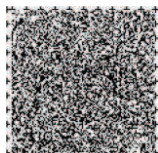
【活動指標】

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2件	2件	2件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	6回	6回
主に計画相談支援等に従事する相談支援専門員	16人	17人	19人

○目標達成のための方策

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターを設置しており、相談支援事業所等への専門的指導や助言を行います。また、研修会の開催等を通して相談支援事業者の人材育成に努め、相談支援体制の強化を図ります。

地域の関係機関との連携を通して、誰もが、地域の中で自分らしく暮らしていけるための必要な地域づくりを目指します。



(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

目標	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	【国指針：サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築】

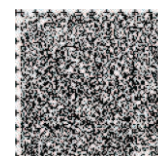
【活動指標】

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	6人	6人	6人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果や指導監査結果等を共有する体制の有無及びその実施回数	4回	4回	4回

○目標達成のための方策

市職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが必要と考えます。そのため、東京都が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修へ積極的に参加します。

また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保していきます。



3 障害福祉サービス・障害児支援の見込量

(1) 訪問系サービス

【居宅介護（ホームヘルプ）】

居宅にて、入浴、排泄、食事の介助等を行うサービスです。

【重度訪問介護】

重度の障害があり常に介護を必要とする人に対して、居宅にて入浴、排泄、食事の介護のほか、外出時における移動の介護などを総合的に行うサービスです。

【同行援護】

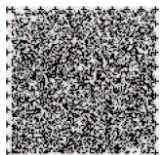
行動に著しい困難を有する重度の視覚障害のある人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供などを行うサービスです。

【行動援護】

知的障害・精神障害のために行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする人に対して、行動の際の危険回避や外出時の移動の介護を行うサービスです。

【重度障害者等包括支援】

常時介護が必要で、その必要性が著しく高い人に対して、居宅介護その他障害福祉サービスを包括的に提供するサービスです。



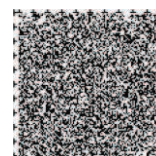
① 必要な量の見込

サービス名	単位	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	144	145	146
	時間/月	1,427	1,437	1,447
重度訪問介護	人/月	12	13	13
	時間/月	4,009	4,343	4,343
同行援護	人/月	29	31	33
	時間/月	606	647	689
行動援護	人/月	23	30	39
	時間/月	353	460	598
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

② 見込量確保の方策

今後の地域生活への移行促進等を踏まえ、サービス提供体制を充実させるため、事業所の新規参入を働きかけるとともに、介護保険サービス事業所に対して障害福祉サービスへの参入を促すことで、利用ニーズに応じてサービスを受けることができる提供体制の確保に努めます。

また、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。



(2) 日中活動系サービス

【生活介護】

常時介護が必要な人に対して、主に日中に入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会の提供を行うサービスです。

【自立訓練（機能訓練・生活訓練）】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための訓練を行うサービスです。

【就労移行支援】

一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

【就労継続支援（A型・B型）】

一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

【就労定着支援】

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労にともなう環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係者等との連絡調整やそれにとともなう課題解決にむけて必要となる支援を行うサービスです。

【就労選択支援】

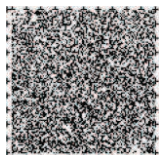
就労アセスメントの手法を活用して整理した就労能力や適性、配慮事項などに応じて障害者本人が雇用や福祉、医療などの関係機関と連携しつつ、一般就労や就労継続支援A型、B型などの就労系障害福祉サービスの事業所の利用の選択を支援するサービスです。

【療養介護】

医療と常時介護を必要とする障害のある人に対して、主に日中に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の援助を行うサービスです。

【短期入所】

居家で介護する人が病気の場合などに短期間施設へ入所し、入浴、排泄、食事の介護等を行うサービスです。



① 必要な量の見込

サービス名	単位	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	189	190	192
	人日/月	3,617	3,636	3,674
自立訓練(機能訓練)	人/月	7	6	6
	日/月	45	39	39
自立訓練(生活訓練)	人/月	28	33	40
	日/月	458	540	655
就労移行支援	人/月	72	77	82
	日/月	1,122	1,200	1,278
就労継続支援(A型)	人/月	12	12	12
	日/月	228	228	228
就労継続支援(B型)	人/月	222	226	230
	日/月	3,259	3,318	3,377
就労定着支援	人/月	30	34	38
就労選択支援	人/月	-	12	12
療養介護	人/月	11	10	10
	日/月	332	302	302
短期入所	日/月	45	46	46
	日/月	256	262	262
短期入所(福祉型)	人/月	38	39	41
	日/月	226	232	244
短期入所(医療型)	人/月	10	10	9
	日/月	32	32	29

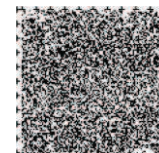
② 見込量確保の方策

今後もサービス利用者数の増加が見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、サービス提供事業所と連携しながら、利用ニーズに応じたサービス提供を行うことができるよう、市内に不足している重度対応の施設整備も含め、さらなる利用定員の拡大と新たな事業所の参入を促進します。

生活介護については、特に重症心身障害者の特性に対応できるサービス提供の充実を図るために、関係機関や事業所等と連携しながら、人材の確保に努めるとともに、施設整備及び新規参入を促進します。

就労移行支援事業や就労継続支援事業については、地域の関係機関や団体と連携しながら、雇用促進に努めるとともに就労定着支援に対する事業所の参入を促進します。

短期入所については、今後も身近な地域で利用できるよう、サービス提供基盤の充実に努めます。



(3) 居住系サービス

【共同生活援助（グループホーム）】

夜間や休日に共同生活を営む住居において、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

【施設入所支援】

施設に入所している障害のある人に対して、主に夜間に入浴、排泄、食事の介護等を行うサービスです。

【自立生活援助】

施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか等を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

① 必要な量の見込

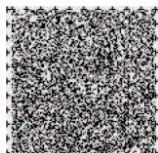
サービス名	単位	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/月	155	167	179
重度障害者の共同生活援助	人/月	13	18	25
施設入所支援	人/月	56	55	53
自立生活援助	人/月	1	1	1

② 見込量確保の方策

市内には、重度対応の居住系サービスが特に不足しています。

共同生活援助（グループホーム）に関しては、施設入所者の地域移行の推進が求められる中で、施設からの移行の受け皿や親亡き後も障害者が地域で暮らし続けるための受け皿になることが今後も期待されることから、地域の理解を深めながら、新規事業者の参入を促進するとともに、生活の場の確保に努めます。

施設入所に関しては、支援が必要な人が利用できるようサービス提供に努めます。また施設やグループホームの利用者が一人暮らしを希望する際の必要な支援の充実を図るために、自立生活援助に対する事業所の整備を進めます。



(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

【計画相談支援】

市町村は、必要と認められる場合、特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画書の提出を求め、これを勘案して支給決定を行います。支給決定を受けた障害のある人またはその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障害のある人の心身の状況やおかれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成します。

【地域移行支援】

障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保や、地域生活に移行するために障害福祉サービス事業所等への同行支援、入所施設や精神科病院への訪問による相談等の支援を行います。

【地域定着支援】

常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対して、相談・訪問等の支援を行います。

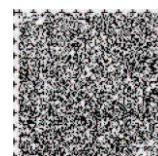
① 必要な量の見込

サービス名	単位	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	203	232	266
地域移行支援	人/月	5	5	5
地域定着支援	人/月	27	29	31

② 見込量確保の方策

計画相談支援をすべての対象者に実施できるよう、サービス提供体制の機能の強化に努めるとともに、地域生活への移行者や、計画相談支援が必要な人を把握し、サービス利用の促進に努めます。

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたって、精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。



(5) 障害児支援

【児童発達支援】

就学前の子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

【医療型児童発達支援】

就学前の子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。

【居宅訪問型児童発達支援】

重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

【放課後等デイサービス】

就学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

【保育所等訪問支援】

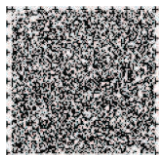
保育所等を現在利用中の障害のある子ども、又は今後利用する予定の障害のある子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等に対して訪問による支援を行います。

【障害児相談支援】

障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、障害児支援利用計画を作成します。

【医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置】

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。



① 必要な量の見込

サービス名	単位	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	103	112	120
	日/月	1,094	1,189	1,274
医療型児童発達支援	人/月	2	2	2
	日/月	8	8	8
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
	回/月	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	291	315	340
	日/月	2,565	2,776	2,997
保育所等訪問支援	人/月	23	38	64
	回/月	36	60	101
障害児相談支援	人/月	42	47	53
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人/年	2	2	2

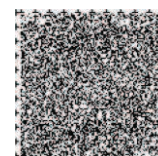
② 見込量確保の方策

今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。市内には重度対応の施設が不足しており、特に、医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。

利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。

障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。



4 地域生活支援事業の見込量

【必須事業】

① 必要な量の見込

I. 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を行う上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベント等の開催、啓発活動などを行います。

II. 自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

III. 相談支援事業

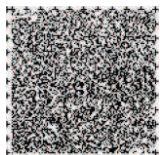
(ア) 障害者相談支援事業

障害のある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報提供及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人たちの権利擁護のために必要な援助を行います。

(イ) 基幹相談支援センター等機能強化事業

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターが適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を市等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

サービス名	単位	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有
相談支援事業				
相談支援事業所数	事業所	16	17	19
障害者相談支援事業	か所	4	4	4
基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	1	1	1
住宅入居等支援事業	か所	1	1	1



IV. 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービス利用などの視点から、成年後見制度を利用することが有効と認められる知的障害のある人、精神障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援します。

サービス名	単位	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1

V. 成年後見制度法人後見支援事業

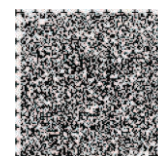
成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などに取り組みます。

サービス名	単位	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	検討	実施	実施

VI. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

サービス名	単位	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	人/年	123	123	123
要約筆記者派遣事業	人/年	18	18	18
手話通訳者設置事業	人/年	102	102	102
代筆・代読ヘルパー派遣事業	人/年	検討	検討	検討



Ⅶ. 日常生活用具給付等事業

重度障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

サービス名	単位	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業				
介護訓練支援用具	件/年	12	12	12
自立生活支援用具	件/年	10	10	10
在宅療養等支援用具	件/年	14	14	14
情報・意思疎通支援用具	件/年	24	24	24
排泄管理支援用具	件/年	144	144	144
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	7	7	7

Ⅷ. 手話奉仕員養成研修事業

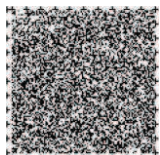
聴覚障害のある人等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

サービス名	単位	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
終了見込者数	人/年	4	4	4

Ⅸ. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

サービス名	単位	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/年	129	137	145
	時間/年	11,273	11,972	12,672



X. 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人が地域において充実した日常生活や社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等が適正かつ円滑に実施されるための機能強化を図ります。

サービス名	単位	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基礎的事業	か所	2	2	2
	人/年	151	151	151
地域活動支援センター機能強化事業Ⅰ型	か所	1	1	1
地域活動支援センター機能強化事業Ⅱ型	か所	1	1	1
地域活動支援センター機能強化事業Ⅲ型	か所	0	0	0

② 見込量確保の方策

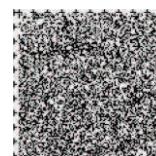
一定のサービス基盤の確保が進んでいるため、今後は利用が促進されるよう、サービスの質的向上を図るとともに、事業内容などについて周知し、利用の促進を図ります。

成年後見制度法人後見支援事業について、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するため、法人後見に要する運営体制、財源確保、障がい者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等の法人後見推進のための検討を行います。

意思疎通支援が円滑に実施されるよう、ボランティア団体等へ働きかけ、手話奉仕員の研修の参加を促進し、人材を確保します。

障害のある人の生活の質の向上を図ることができるよう、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付を行います。

移動支援事業は多くの利用が見込まれる事業であることから、必要な人が利用できるようサービスの利用状況の把握を行うとともに、適切な事業運営に努めます。



【任意事業】

① 必要な量の見込

I. 訪問入浴サービス事業

本事業の利用を図らなければ入浴が困難である在宅の身体障害のある人を対象に、居宅に訪問し、入浴サービスを提供します。

II. 日中一時支援事業

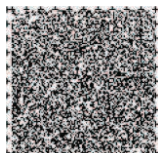
活動場所が必要な障害のある人等を対象に、活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行います。

サービス名	単位	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	か所	777	871	977
	人/年	11	12	14
日中一時支援事業	か所	4	4	5
	人/年	55	55	68
住宅改修費用助成	人/年	4	4	4
自動車運転免許取得費用助成	人/年	1	1	1
自動車改造費用助成	人/年	2	2	2

② 見込量確保の方策

一定のサービス基盤の確保が進んでいる事業については、サービスの質的向上を図るとともに、事業内容などについて周知し、利用の促進を図ります。

今後も一定のサービス提供を行うとともに、利用希望者に対応できるよう、各サービスの提供体制を構築します。





第6章 計画の推進

1 計画の推進

計画の実現のためには、市民との協働のもと、庁内でも横断的な取り組みができるような体制づくりに努めるとともに、広域的・専門的課題に対しては国や東京都等の関係機関も含めた広域的な連携を取りながら、障がい者福祉施策を総合的に推進していくことが必要です。

(1) 計画の推進体制

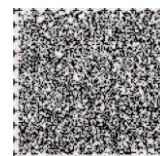
本計画を推進するためには、保健・福祉・医療のみならず、都市計画・教育・産業などの分野で全庁的な取り組みが必要であり、さらに市民の協力が不可欠です。

本計画を具体化していくために、多様な人材の育成・確保に努めるとともに、保健・医療・福祉関係分野の連携の強化など、推進体制の整備を図り、必要に応じて関係機関との協議の場や庁内関係部署によりケースカンファレンスや情報共有を行っていきます。

また、サービスの基盤整備体制として、利用者が安心してサービス提供を受けられるように、サービス提供者との連携・支援を継続しつつ、民間事業者が持つノウハウ等を活用した柔軟かつ適正な施設の維持管理を目的とした障害者福祉センターの民営化に関しては、利用者の意向を最大限に考慮し、今後の社会情勢等を踏まえ、市の関与の必要性も含めて慎重かつ丁寧に検討します。

さらに、福祉共同作業所は、福祉的就労を目的とした施設ですが、利用者の高齢化等により福祉的就労以外の役割も考えていく必要があり、必要なサービス提供量の確保の観点からも、(仮称)新福社会館への移転を機に、今後の施設の在り方について様々な視点を持って検討していきます。

本計画の進捗状況の把握については、小金井市地域自立支援協議会と連携を図りながら、計画の推進に関する必要事項の協議・検討を行い、本計画の推進に向けて関係機関との連携や広域的な行政連携を強化します。



(2) ネットワーク構築に向けて

障がい者福祉推進のためのネットワーク構築に向けて、市内事業所や関係団体との連携を深め、ニーズを的確に把握し、小金井市地域自立支援協議会と連携・協議を重ねながら、本計画の着実な推進を図るとともに、相談・支援体制の強化に努めます。

(3) 国、東京都等の動きへの反映について

本計画においては、施策の推進を図るため、障がいのある人のニーズの把握に努め、進捗状況を定期的に確認し、事業運営に適切に反映していきます。

また、各市と情報を共有し、より良い制度に向けて、市長会を通じて、国や東京都に対し必要な働き掛けを行っていきます。

今後も法制度の動向、社会情勢の変化等に対しては、状況に応じ、柔軟に対応していきます。

(4) 計画の評価方法

「第4章 施策の展開」に定める事業については、P D C Aサイクル（計画—実施—評価—改善）の考え方に基づき、小金井市障害者計画等推進庁内連絡会及び小金井市地域自立支援協議会において進捗状況の確認を毎年行います。また、最終年度には達成状況の評価を行い、事業内容の見直し等を行うことで効果的な施策の推進につなげるとともに、その後の計画に反映させます。

